

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本の方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 ページ | 冊子記載 ページ | | | |
|----|--|--------------|--|--------------|--|--------------|---------|--------|--------|--------|---|----------------|------------|-------------|--|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 1 | <p>1 H27年度高知県警察県民世論調査 Q「あなたは、現在の高知県が、治安がよく、安全で安心して暮らせる県だと思いますか」 A「どちらかといえばそう思う」(48.1%)「そう思う」(26.1%)</p> <p>2 自主ボランティア団体・構成員数はH26年まで増加傾向であったものの、H27年には減少(H27末現在、189団体、11,586人)</p> <p>3 地域活動団体の高齢化や後継者不足が懸念材料(特に中山間地域は深刻)</p> | (1) 広報・啓発の充実 | <p>【評価】 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。</p> <p>【個別の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行 ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行 2 犯罪情勢に応じた「高知県安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 3 RKCラジオでの広報 4 県有車への「安全安心まちづくり」マグネットシートの貼付(毎月5日、第3木曜日等) 5 県庁舎などでの「通学路安全の日」タペストリーの掲示(毎月第3木曜日) 6 安全安心まちづくりポスターの募集 <ul style="list-style-type: none"> 最優秀作品はポスターとして関係機関に配布 7 県庁舎における上記ポスターの掲示 8 安全安心まちづくり出前講座の実施 9 地域の集まりの場などにおける寸劇等での特殊詐欺の手口紹介 10 イオンモール高知専門店街1階南コートでの「安全安心まちづくりひろば」開催、同イベントにおける犯罪の発生状況、防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについてのパネル展示 11 関係機関・団体の発行機関紙への特殊詐欺被害防止、安全安心まちづくりに関する記事寄稿 12 高知県ホームページでの広報 | (1) 広報・啓発の充実 | <p>【推進計画に基づく取組内容】 安全安心まちづくりニュース、ラジオ広報や安全安心まちづくりポスター募集など、県民に対し継続的に広報啓発がができるよう、防犯意識の高まりにつなげられている。</p> <p>【課題等】 特になし。</p> <p>【第3次計画に向けて(方針)】 広報啓発については、県民の防犯意識を高めるため、継続的に取り組むべきものであることから、次のことに留意しつつ継続して取り組んでいく。 ○関係機関と連携し、より広く広報していく。 ○現役世代に対するアプローチに効果的か。</p> <p>【個別の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行 ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行 2 犯罪情勢に応じた「高知県安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 3 RKCラジオでの広報 4 県有車への「安全安心まちづくり」マグネットシートの貼付(毎月5日、第3木曜日等) 5 県庁舎などでの「通学路安全の日」タペストリーの掲示(毎月第3木曜日) 6 安全安心まちづくりポスターの募集、最優秀作品等をデザインしたポスター等の配付 7 上記ポスターの県庁舎等への掲示 8 安全安心まちづくり出前講座の実施 9 地域の集まりの場などにおける寸劇等での特殊詐欺の手口紹介 10 「安全安心まちづくりひろば」における、犯罪の発生状況、防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについてのパネル展示 11 関係機関・団体の発行機関紙への特殊詐欺被害防止、安全安心まちづくりに関する記事寄稿 12 高知県ホームページでの広報 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 1 県民等に県条例や各種防犯指針を周知してもらい、安全安心まちづくり活動気運を向上させる。 2 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動を活性化させ、自主的な活動を促進させる。 | 県民生活、男女共同参画課 | 36 | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本の方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

| 番号 | 現状(H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿(目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|--|-------------|---|--|-------------------|---|-----------------------------------|--|----------------------------------|-------------------------------------|--------|--|----------------------------------|---------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 2 | 特になし | (1)広報・啓発の充実 | 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。 | 【評価】 安全安心まちづくりポスターの募集を県内全ての小中高等学校へ広報啓発することにより、広く県民や事業者等の理解を深め、防犯意識を高めることができている。 【課題等】 啓発効果の分析が困難である。 【第3次計画に向けて(方針)】 啓発効果の分析は困難であるが、継続した取り組みが大切であることから、引き続き取り組んでいく。 | (1)広報・啓発の充実 | 【推進計画に基づく取組内容】 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。 【個別の取組内容】 1 高知県安心安全まちづくり推進会議が行う広報・啓発活動への協力 2 安全安心まちづくりポスタークールへの積極的な参加を呼びかける。 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | (H29.7追加) | 小中高等学校生徒及びその家族の安全安心まちづくりへの意識の高まり | 学校安全対策課 | 36 | | |
| | | | 【個別の取組内容】 高知県安心安全まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施(各小中高等学校へ)することにより、広く県民や事業者等の理解を深め、防犯意識を高めることができた。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 刑法犯認知件数の推移 H27 5,664 H26 5,710 H25 6,530 H24 7,082 | (1)広報・啓発の充実 | 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。 | 【評価】 ミニ広報紙、チラシ、ホームページ、メディア等を活用した広報・啓発活動を行うとともに、自主防犯団体等に対する直接的な広報・啓発活動を行い、防犯意識の高揚につながる活動を開催した。 【課題等】 効果の検証が困難であるが、防犯意識を高揚させ、持続させるには、継続した広報・啓発活動に取り組む必要がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 防犯意識を高揚させ、持続させるには、継続した広報・啓発活動が必要であり、引き続き広報・啓発活動の充実に取り組んでいく。 | (1)広報・啓発の充実 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | 【全国地域安全運動による広報・啓発】…効果的な広報・啓発活動の企画 | 【関係団体の主催する防犯推進活動への参加】…防犯・防災フェア等への幅広い参加 | 【テレビ、ラジオ等による広報・啓発】…犯罪情勢に応じた内容の選定 | 【ホームページ、チラシ等による広報・啓発】…犯罪情勢に応じた内容の選定 | | 県民、事業者、地域活動団体の防犯活動への参加や防犯意識の高揚を図り、犯罪の起りにくく地域社会を実現する。 | 生活安全企画課 | 36 | | | |
| | | | 【個別の取組内容】 1 地域安全ニュースの発行 2 HPへの各種防犯情報掲載 特殊詐欺被害警戒注意報発令時等隨時掲載 3 ラジオ・テレビ等メディアの積極的活用 ラジオ出演による広報 ラジオ出演による広報では、現在問題や話題となっている事象についてタイムリーな広報を行うことができた。 | | | 【個別の取組内容】 1 全国地域安全運動等の各種活動による広報・啓発活動 2 テレビ、ラジオ等を活用した広報・啓発活動 3 ホームページ、チラシ等による広報・啓発活動 | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本の方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|--|---|--|----------------------------|---|--|---------|--------|--------|--------|--------|----------------|--|-----------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 4 | 特になし ② 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 | (2) ①広報紙等による情報の提供 県民や事業者の防犯意識を高めるため、交番や駐在所で発行する「ミニ広報紙」や「交番・駐在所速報」の内容を一層充実させ、犯罪の発生情報などをタイムリーに提供するとともに、テレビやラジオ等のメディア、市町村広報紙等を活用して幅広い情報の提供を行います。 | 【評価】 ミニ広報紙、交番速報等については、地域の警察官が各家庭に巡回連絡で訪問した際に配布したり、各町内会で回観することにより、広く県民に広報ができた。 【課題等】 振り込め詐欺のような新たな手口の犯罪が増加していることから、よりタイムリーで幅広い情報発信活動が必要とされる。 | (2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | 【ミニ広報紙】…発行紙数の増量、地域性の高い情報の掲載、配布率の向上 【交番・駐在所速報】…発行紙数の増量、地域性の高いタイムリーな情報の発信 【高知県警察HP】…新規情報の充実、更新情報の早期提供 【自治体広報紙への掲載】…各所属から毎月の掲載依頼 | | | | | | | 1 県民の防犯意識の向上と安全安心情報のリアルな提供 2 県民の自主防犯意識、自主防犯活動の定着と活性化 | 地域課 | 36 | | |
| | | 【個別の取組内容】 1 ミニ広報紙・交番速報等の発行 2 HPの随時更新 3 ラジオ広報 ラジオ広報を行った。 4 各署における市町村広報紙等への掲載依頼 各署において、市町村広報紙等への地域情報の掲載することで住民に対する広報を図った。 5 交番速報のタイムリーな発行による防犯情報の提供を行った。 | 【第3次計画に向けて(方針)】 時宜をとらえた交番速報の発行に努めるなど、引き続き取り組んでいく。 | | 【個別の取組内容】 変更なし | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 登録件数 H28.3末 12,130件 発信件数 H28.3末 30件 ② 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 | (2) ②「あんしんFメール」による不審者等の情報の提供 県民が地域の不審者情報や身近な犯罪情報をタイムリーに手に入れられるよう、県民に対して、携帯電話を活用した情報の提供(あんしんFメール)を行います。 | 【評価】 登録者数は平成27年度末で11,985人であり、右肩上がりで推移しているものの、平成28年度末の目標数15,000人については達成が難しい状況である。 【課題等】 あんしんFメールへの登録については、携帯電話による登録作業が必要であり、高齢者などには直接方法を伝えるなどの必要がある。 | (2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | 【あんしんFメールによる不審者情報の提供】新規情報の充実……通年 【あんしんFメール登録者数の促進】…各種活動団体における会等の機会を捉えた広報、各種広報媒体を活用した広報 | | | | | | | 1 県民等に対する不審者情報の周知 2 日常的な防犯に対する意識付け 3 全県民による安全安心まちづくり活動の機運の向上 4 県民や事業所、自主防犯組織等の自主的な活動の促進 | 少年女性安全対策課 | 36 | | |
| | | 【個別の取組内容】 1 あんしんFメール広報結果 登録者数H27年11,985人(H27.12月末) 発信件数H27年158件(H27.12月末) 2 各種広報媒体を利用した広報 HPによる登録方法の広報等を行ったほか、子ども女性安全対策班の活動内容についても広報を行い、県民の体感治安の向上に努めた。 | 【第3次計画に向けて(方針)】 あんしんFメールは、地域における不審者情報を速やかに知らせることができるので、引き続き普及を広めるよう取組を継続する。 | | 【個別の取組内容】 1 地域活動団体の総会や研修会、各年齢層を対象とした防犯教室等機会を捉えて加入を広報する。 2 テレビ・ラジオ等広報媒体を利用して広報活動を推進する。 | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本の方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

| 番号 | 現状(H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿(目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---|----------------------------|--|---|----------------------------|-------------------------|---|--------|--------|--------|--------|------------|--|--------------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 6 | 特になし | (2) 供犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提 | ③ホームページを活用した犯罪情報等の提供 県民が効果的に自分の安全を守ることができるよう、警察のホームページにより、県民に対して、県内の犯罪情報や不審者情報などを提供します。 | 【評価】 ホームページを活用して、犯罪統計による犯罪発生状況、不審者情報、検挙情報等を県民に提供し、県民の自主防犯に役立てることができた。 【課題等】 不審者情報等の集約、ホームページへの掲載に時間を要することがあり、速やかに情報提供をする必要がある。 | (2) 供犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | 【犯罪統計の掲載】…定期的な更新 【不審者情報・検挙情報の掲載】…発生時等における速やかな掲載 | | | | | | 犯罪の発生状況や不審者情報などを提供することで、県民の防犯意識を高めるとともに、防犯への自主的な取組につなげる。 | 生活安全企画課 | 37 | | |
| 7 | 1 H27年度高知県警察県民世論調査 Q「あなたは、現在の高知県が、治安がよく、安全で安心して暮らせる県だと思いますか」 A「どちらかといえばそう思う」(48.1%)「そう思う」(26.1%) 2 自主ボランティア団体・構成員数はH26年まで増加傾向であったものの、H27年には減少(H27末現在、189団体、11,586人) 3 地域活動団体の高齢化や後継者不足が懸念材料(特に中山間地域は深刻) | (2) 犯罪の発生状況や防災対策に関する情報等の提供 | ④効果的な防犯活動に関する取組事例等の提供 夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、効果的な防犯対策に関する取組事例や防犯効果のある機器などについての情報を県民や事業者に提供します。 | 【評価】 安全安心まちづくりニュース、ラジオ広報や安全安心まちづくりひろばなど、防犯対策等の取組事例の情報提供がされており、防犯意識の高まりにつなげられている。 【課題等】 特になし。 | (2) 犯罪の発生状況や防災対策に関する情報等の提供 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 | 【安全安心まちづくりニュース】…◎発行回数 年度4回 ◎配付箇所の拡充 ◎取材協力団体等への配付拡充 【安全安心まちづくりだより(会報)】…◎会報の発信(おおむね年度3回+号外1回) 【高知県ホームページ】…◎新着情報の充実 ◎更新情報の早期提供 ◎地域に応じた情報の掲載 【ラジオ等による広報】…◎効果的な防犯活動に関する取組事例の紹介 【防犯指針リーフレット】…◎配付範囲の拡充 ◎改訂版の作成・配付 【安全安心まちづくりひろば】…◎効果的な防犯活動に関する取組事例のパネル展示 【その他の活動】…◎出前講座の実施(随時) | | | | | | 1 県民等に県条例や各種防犯指針を周知してもらい、安全安心まちづくり活動気運向上させる。 2 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動を活性化させ、自主的な活動を促進させる。 | 県民生活・男女共同参画課 | 37 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本の方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

| 番号 | 現状(H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿(目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---|---|---|---|--------------------------------|--|---------|--------|--------|--------|--------|------------|---|--------------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 8 | 特になし 8 特になし ② 犯 罪 の 発 生 状 況 や 防 犯 対 策 に 關 す る 情 報 等 の 提 供 | (2) ④効果的な防犯活動に関する取組事例等の提供 夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、効果的な防犯対策に関する取組事例や防犯効果のある機器などについての情報を県民や事業者に提供します。 | 【評価】 地域安全ニュースやホームページのほか、各種防犯講話や防犯教室において、効果的な取組事例を紹介しました。 【課題等】 県内における好事例だけでは、十分な情報を提供することができないときがある。 【個別の取組内容】 1 地域安全ニュースの発行 2 HPへの防犯情報掲載 3 テレビ・ラジオ等メディアの積極的活用 ラジオ出演による広報 ラジオ出演による広報では、現在問題となっている及び話題となっている事象についてタイムリーな広報を行うことができた。 | (2) 犯 罪 の 発 生 状 況 や 防 犯 対 策 に 關 す る 情 報 等 の 提 供 | (2) 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | 【推進計画に基づく取組内容】 【防犯対策の広報】…犯罪情勢に応じてテレビ、ラジオ、広報紙等で広報 【防犯機器の展示】…警察本部正面玄関ホールに防犯機器を展示 【防犯機器の貸出】…防犯機器の貸出による防犯対策意識の浸透 | | | | | | | 防犯機器の紹介、防犯対策への取組方法の提供等により、効果的な防犯対策の浸透を図り、被害を防止する。 | 生活安全企画課 | 37 | | |
| 9 | H27年度に県立消費生活センターに寄せられた消費生活相談(3,075件)の状況 ①投資詐欺に関する相談は15件と前年度(42件)に比べ、大幅に減少。 ②公的機関をかたって個人情報の削除を持ちかけ、トラブルをしかけたあげく、金錢をだまし取るなど、劇場型勧誘の手口がより巧妙化、悪質化。 | (2) 犯 罪 の 発 生 状 況 や 防 犯 対 策 に 關 す る 情 報 等 の 提 供 | (2) ⑤悪質商法等に関する情報の提供 公的機関を装って振り込みを求められるなどの架空請求、不必要的住宅のリフォームを執拗に迫られるなどの悪質商法に関して、県民が被害に遭わないよう、広報紙やホームページなどにより、県民に対して、情報の提供を行います。 | (2) 犯 罪 の 発 生 状 況 や 防 犯 対 策 に 關 す る 情 報 等 の 提 供 | (2) 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 | 【推進計画に基づく取組内容】 【生活情報誌「くらしネットKochi」】…年4回発行、事象に応じた広報啓発 【高知県ホームページ】…新規情報の充実、「くらしネットKochi」の掲載 | | | | | | | 自らが主体的・合理的に行動できるよう、自立した消費者が育成され、必要な情報が伝わることにより、消費者被害を未然に防止する。 | 県民生活、男女共同参画課 | 37 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本の方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---|--------------|--|---|-------------------|--|---------|--------|--------|--------|--------|----------------|--------------------------------|---|--------------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 10 | 1 H27年度高知県警察 県民世論調査 Q「あなたは、現在の高 知県が、治安がよく、安 全で安心して暮らせる県 だと思いますか」 A「どちらかといえばそ う思う」(48.1%)「そう思う」 (26.1%) 2 自主ボランティア団 体・構成員数はH26年ま で増加傾向であったもの の、H27年には減少 (H27末現在、189団体、 11,586人) 3 地域活動団体の高齢 化や後継者不足が懸念 材料(特に中山間地域は 深刻) | (1) 広報・啓発の充実 | ①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。 | 【評価】 安全安心まちづくりニュース、ラジオ広報や安全安心まちづくりポスター募集など、県民に対し一定規模の広報啓発ができる、防犯意識の高まりにつなげられている。 【課題等】 特になし。 | (1) 広報・啓発の充実 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 | | | | | | | | 1 県民等に県条例や各種防犯指針を周知してもらい、安全安心まちづくり活動気運を向上させる。 2 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動を活性化させ、自主的な活動を促進させる。 | 県民生活・男女共同参画課 | 37 | |
| 11 | 特になし | (1) 広報・啓発の充実 | ①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。 | 高知県安心安全まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施(各小中高等学校へ)し、犯罪のない安心安全なまちづくりへの啓発となった。 | (1) 広報・啓発の充実 | 【推進計画に基づく取組内容】 ①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。 【個別の取組内容】 1 高知県安心安全まちづくり推進会議が行う広報・啓発活動への協力 2 安全安心まちづくりポスターコンクールへの積極的な参加を呼びかける。 | | | | | | | 安全安心まちづくりポスターの募集(小中高等学校へ)、広報活動 | 小中高等学校生徒及びその家族の安全安心まちづくりへの意識の高まり | 学校安全対策課 | 37 | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本の方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|--|--------------|--|---|-------------------|--|--|---|--|--------|--------|----------------|-----|---|---|---------|----|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 12 | 特になし | (1) 広報・啓発の充実 | ①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。 | 【評価】ミニ広報紙、チラシ、ホームページ、メディア等を活用した広報・啓発活動を行うとともに、自主防犯団体等に対する直接的な広報・啓発活動を行い、自主的な防犯活動の促進につながる活動を展開した。 【課題等】効果の検証が困難であるが、自主的な防犯活動を促進させるためには、継続した広報・啓発活動に取り組む必要がある。 | (1) 広報 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | 【全国地域安全運動による広報・啓発】…効果的な広報・啓発活動の企画 【関係団体の防犯推進活動への参加】…防犯・防災フェア等への幅広い参加 【テレビ、ラジオ等による広報・啓発】…犯罪情勢に応じた内容の選定 【ホームページ、チラシ等による広報・啓発】…犯罪情勢に応じた内容の選定 | 【個別の取組内容】 | 1 全国地域安全運動等の各種活動による広報・啓発活動 2 テレビ、ラジオ等を活用した広報・啓発活動 3 ホームページ、チラシ等による広報・啓発活動 | | | | | | 県民、事業者、地域活動団体の防犯活動への理解や防犯意識の高揚を図り、犯罪の起こりにくい地域社会を実現する。 | 生活安全企画課 | 37 |
| | | | 【個別の取組内容】 1 地域安全ニュースの発行 2 HPへの防犯情報掲載 3 テレビ・ラジオ等メディアの活用 4 報道機関への特殊詐欺等の被害発生、予兆事案等の情報提供 5 報道機関への防犯活動の情報提供 | | | 【第3次計画に向けて(方針)】 自主的な防犯活動を促進させるには、継続した広報・啓発活動が必要であり、引き続き活動の促進に取り組んでいく。 | | | | | | | | | | | |
| 13 | 1 H27年度高知県警察県民世論調査 Q「あなたは、現在の高知県が、治安がよく、安全で安心して暮らせる県だと思いますか」 A「どちらかといえばそう思う」(48.1%)「そう思う」(26.1%) 2 自主ボランティア団体・構成員数はH26年まで増加傾向であったものの、H27年に減少(H27末現在、189団体、11,586人) 3 地域活動団体の高齢化や後継者不足が懸念 材料(特に中山間地域は深刻) | (1) 広報・啓発の充実 | ②安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。 | 【評価】県民のつどい開催や安全安心まちづくり広場の開催により、地域活動団体等との連携することで、広報啓発の充実が図られた。 【課題等】県民に広く広報啓発できる取組の実施。日ごろからの関係団体との連携強化。 | (1) 広報・啓発の充実 | 【推進計画に基づく取組内容】 ②安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、地域安全運動に関する広報を行うとともに、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどをています。 | 【個別の取組内容】 1 全国地域安全運動に伴う県防犯協会・県警察本部との共催による「高知県民のつどい」を開催 2 県有車へのマグネットシート貼付、県庁周辺でののぼり旗掲示(全国地域安全運動期間) 3 会報「安全安心まちづくりだより」での広報 4 RKCラジオでの広報 5 高知県ホームページでの広報 6 イオンモール高知専門店街1階南コートに「安全安心まちづくりひろば」開催 防犯協会をはじめ、関係機関との連携に努めることにより、情報共有を図ることができた。 | 【高知県民のつどい開催】…◎推進会議構成員への参加呼びかけ 【安全安心まちづくりだより(会報)】…◎会報の発信(おおむね年度3回+号外1回) 【高知県ホームページ】…◎新着情報の充実 ◎更新情報の早期提供 ◎地域に応じた情報の掲載 【ラジオ等による広報】…◎交通安全チーム、消費チームと連携した広報の実施 【安全安心まちづくりひろば開催】…◎集客数の多い場所での開催 ◎イベントを通した防犯啓発 ◎関係機関への参加呼びかけ 【街頭キャンペーン】…◎関係機関との連携・協力による街頭キャンペーンを通じた広報啓発 | 【個別の取組内容】 1 全国地域安全運動に伴う県防犯協会・県警察本部との共催による「高知県民のつどい」開催 2 県有車へのマグネットシート貼付、県庁周辺でののぼり旗掲示(全国地域安全運動期間) 3 会報「安全安心まちづくりだより」での広報 4 RKCラジオでの広報 5 高知県ホームページでの広報 6 「安全安心まちづくりひろば」の開催 7 関係機関に対する「高知県民のつどい」「安全安心まちづくりひろば」等のイベントへの参加呼びかけ | | | | | 1 県民等に県条例や各種防犯指針を周知してもらい、安全安心まちづくり活動気運を向上させる。 2 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動を活性化させ、自主的な活動を促進させる。 | 県民生活・男女共同参画課 | 38 | |
| | | | 【個別の取組内容】 1 全国地域安全運動に伴う県防犯協会・県警察本部との共催による「高知県民のつどい」を開催 2 県有車へのマグネットシート貼付、県庁周辺でののぼり旗掲示(全国地域安全運動期間) 3 会報「安全安心まちづくりだより」での広報 4 RKCラジオでの広報 5 高知県ホームページでの広報 6 イオンモール高知専門店街1階南コートに「安全安心まちづくりひろば」開催 防犯協会をはじめ、関係機関との連携に努めることにより、情報共有を図ることができた。 | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

- 重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
 基本の方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|-----------------|-----------------|---|--|-------------------|---|--|--------|--------|--------|--------|----------------|---|---------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 14 | 特になし | (1) 広報・啓発の充実 | ②安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。 | 【評価】 安全安心まちづくりポスターの募集を県内全ての小中高等学校へ広報啓発することにより、広く県民や事業者等の理解を深め、防犯意識を高めることができている。 【課題等】 啓発効果の分析が困難である。 【第3次計画に向けて(方針)】 啓発効果の分析は困難であるが、継続した取り組みが大切であることから、引き続き取り組んでいく。 | (1) 広報・啓発の充実 | 【推進計画に基づく取組内容】 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、地域安全運動に関する広報を行うとともに、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。 | 【個別の取組内容】 高知県安心安全まちづくり推進会議事務局として全国地域安全運動期間の取組への協力 | | | | | | 小中高等学校生徒及びその家族の安全安心まちづくりへの意識の高まり | 学校安全対策課 | 38 | | |
| | | | 【個別の取組内容】 1 全国地域安全運動開催中の取組への協力 2 高知県民のつどい開催への協力 3 「安全安心まちづくりひろば」開催への参画 県民、事業者、地域活動団体、関係機関との連携した取組により、広報・啓発活動の充実が図られた。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | 特になし | (1) 広報・啓発の充実 | ②安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。 | 【評価】 県下全署においてキャンペーンを積極的に実施し、広報・啓発活動を活発に行うなど、精力的に取り組んでいる。 【課題等】 キャンペーンをより多くの県民に知ってもらうために、マスコミに取り上げられるような活動を展開するなど、工夫を凝らした取組を行う必要がある。 | (1) 広報・啓発の充実 | 【推進計画に基づく取組内容】 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、地域安全運動に関する広報を行うとともに、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。 | 【個別の取組内容】 1 全国地域安全運動への取組の一環としてのキャンペーンの実施 2 安全安心まちづくり広場開催への参画 | | | | | | 安全安心まちづくり活動の活性化を図り、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動につなげる。 | 生活安全企画課 | 38 | | |
| | | | 【個別の取組内容】 1 全国地域安全運動期間中には、各署において様々な活動を実施し、広報啓発等を行った。 2 関係機関との連携による広報啓発等を行った。 | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本の方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---|--------------|---|--|-------------------|---|---------|--------|--------|--------|--------|----------------|-----|---|--------------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 16 | 1 H27年度高知県警察県民世論調査 Q「あなたは、現在の高知県が、治安がよく、安全で安心して暮らせる県だと思いますか」 A「どちらかといえばそう思う」(48.1%)「そう思う」(26.1%) 2 自主ボランティア団体・構成員数はH26年まで増加傾向であったものの、H27年には減少(H27末現在、189団体、11,586人) 3 地域活動団体の高齢化や後継者不足が懸念材料(特に中山間地域は深刻) | (1) 広報・啓発の充実 | ③地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。 | 【評価】 地域安全協(議)会総会や県民のつどいにおいて、防犯活動への参加を働きかけることができた。また、関係機関と連携を強化することで、今後のキャンペーン参加につなげられている。 【課題等】 日ごろからの関係団体との連携強化。 | (1) 広報・啓発の充実 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 | | | | | | | | 1 県民等に県条例や各種防犯指針を周知してもらい、安全安心まちづくり活動気運を向上させる。 2 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動を活性化させ、自主的な活動を促進させる。 | 県民生活・男女共同参画課 | 38 | |
| 17 | 特になし | (1) 広報・啓発の充実 | ③地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。 | 【評価】 全国地域安全運動や高知県民のつどい開催への協力、及び「安全安心まちづくりひろば」開催へ参画し、県民、事業者、地域活動団体、関係機関との連携した取組により、広報・啓発活動の充実が図られた。 【課題等】 連携した取り組みはできているが、広報・啓発の充実についての分析は困難である 【第3次計画に向けて(方針)】 充実についての分析は困難であるが、継続した取り組みが必要な活動であることから引き続き取り組んでいく。 | (1) 広報・啓発の充実 | 【推進計画に基づく取組内容】 ③地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。 【個別の取組内容】 1 全国地域安全運動に伴う高知県防犯協会・県警察本部との共催による「高知県民のつどい」開催 2 各地区的地域安全協(議)会の総会における県の取組説明及び関係団体に防犯イベントへの参加呼びかけ 3 自転車盗難防止活動への協力 ・関係機関に対するワイヤーロック配付 4 自転車マナーアップ啓発パレードにおける自転車盗難防止活動についての関係機関への協力依頼 5 ボランティア団体の街頭啓発キャンペーンへの協力、啓発グッズの提供 6 ラジオ広報における全国地域安全運動に関する情報提供及び各地区で行われるイベントへの参加呼びかけ 7 関係機関の協力によるイオンモール高知専門店街1階南コートでの「安全安心まちづくりひろば」開催 各キャンペーンへの参加や啓発グッズ等の提供を通じ、関係団体との連携を強化でき、活動の活性化につながった。 | | | | | | | | 小中高等学校生徒及びその家族の安全安心まちづくりへの意識の高まり | 学校安全対策課 | 38 | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本の方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|-----------------|-----------------|---|--|-------------------|--|--|---|--------|--------|--------|----------------|-----|--|---------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 18 | 特になし | (1) 広報・啓発の充実 | ③地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。 | 【評価】 交通部門や警備部門と連携した地域活動を実施し、防犯活動への参加意識の啓発を図った。 【課題等】 各種地域活動において防犯活動への参加を広報するだけでなく、具体的な活動方法など参加の足がかりとなる情報を提供するなど、参加を促す方策に取り組む必要がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組んでいく。 | (1) 広報・啓発の充実 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | 【個別の取組内容】 交通部門、警備部門等の行う地域活動における防犯活動への参加の働きかけ | 【他部門と共同した教室の開催】…参加者の拡大 【防犯活動団体の紹介】…各地域における防犯活動団体の紹介による参加促進 【参加意識の啓発】…犯罪の情勢及び防犯活動の必要性の周知 | | | | | | 安全安心まちづくり活動の活性化を図り、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動につなげる。 | 生活安全企画課 | 38 | |
| | | | 【個別の取組内容】 1 各署と各防犯活動団体との連携により積極的な活動が行われている。 2 様々な犯罪に対する被害防止啓発のため、県民の心をつかむリーフレットを作成し、あらゆる機会を捉えた広報活動を実施した。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 | 特になし | (2) 情報共有の促進 | ①地域における情報交換 県民、事業者、地域活動団体による自主的な防犯活動を促進するうえで、必要な地域における情報を共有するため、市町村と連携して警察署単位で警察、事業者、地域活動団体などがそれぞれ有する情報を交換する会を開催します。 | 【評価】 事業者、地域活動団体等の参加する会を開催し、地域における情報の共有を図った。 【課題等】 会の場に限らず、情報交換をすることができるよう関係を深める必要がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。 | (2) 情報共有の促進 | 【推進計画に基づく取組内容】 ① 情報共有の機会の拡充 防犯活動団体等との会のほか、各職域団体等とのネットワークの構築により、防犯活動に関する情報共有の機会を拡充し、防犯活動に関する情報共有を幅広く行います。 | 【個別の取組内容】 1 各種会議等における防犯活動に関する情報の共有 2 各職域団体等とのネットワークの構築による情報の共有 | 【各種会議等における情報共有】…各種会議への積極的な参加と情報発信 【各職域団体等とのネットワークの構築】…各担当者との緊密な連携 | | | | | | 防犯活動に関する情報を共有することにより、防犯活動団体等による防犯活動効果を高めるとともに、活動の活性化につなげる。 | 生活安全企画課 | 38 | |
| | | | 【個別の取組内容】 地域安全協議会等の自治体、地域活動団体等の関与する会議において情報共有を図った。 | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本の方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|--|-------------|--|---|-------------------|---|---|---|--------|--------|--------|----------------|-----|--|--------------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 20 | 1 安全安心まちづくり推進会議構成員 事業者等…50団体 有識者…3名 市町村…34市町村 2 防犯ボランティア団体数 H23年: 295団体 H24年: 299団体 H25年: 303団体 H26年: 305団体 H27年: 189団体 | (2)情報共有の促進 | ②防犯活動団体の活動内容等の公表 防犯活動団体の活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にできるよう、防犯活動団体からの情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。 | 【評価】 高知県ホームページ、安全安心まちづくりニュース、ラジオ広報や安全安心まちづくりパネル展などの実施により、県民や地域活動団体との情報共有を取り組むことができた。 【課題等】 日頃から地域活動団体等の活動状況を把握すること。情報共有は、時機を失しない公表が必要。 【第3次計画に向けて(方針)】 地域活動団体の活動状況の把握を徹底し、その活動に関する情報の提供を受け、適時適切に情報共有を促進する。 | (2)情報共有の促進 | 【推進計画に基づく取組内容】 ②防犯活動団体の活動内容等の公表 防犯活動団体の活動状況を適宜把握したうえで、活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にできるよう、防犯活動団体からの情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。 | 【個別の取組内容】 1 高知県ホームページにおける防犯活動団体の活動内容等の公表 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」での地域活動団体の活動紹介 3 会報「安全安心まちづくりだより」での事業者を含めた活動紹介 4 ラジオによる防犯活動団体の活動内容の紹介 5 高知県安全安心まちづくり推進会議総会での防犯活動団体の活動内容のパネル展示 6 イオンモール高知1階南コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」における、防犯活動に取り組む団体などについてのパネル展示 広報紙で地域活動団体の紹介や情報提供を行い、各団体との連携を強めることができた。 | | | | | | | 1 活動内容に関する情報提供を継続的に行い、他団体(隣接)との連携の強化、防犯活動団体による活動の活性化につなげる。 2 高齢者の社会参加活動を活性化させる。 | 県民生活・男女共同参画課 | 38 | |
| 21 | 高知県タウンポリス連協議会総会の開催及び参加団体による活動内容の発表並びに各地区における防災・防犯フェア等への参加を行っている。 | (2)情報共有の促進 | ②防犯活動団体の活動内容等の公表 防犯活動団体の活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にできるよう、防犯活動団体からの情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。 | 【評価】 自主防犯活動の把握が十分でなく、活動を公表できる対象に偏りが生じている。 【課題等】 自主防犯活動団体の把握と連絡体制の強化を図り、自主防犯団体の活動情報の提供を受ける必要がある。 | (2)情報共有の促進 | 【推進計画に基づく取組内容】 防犯活動団体の活動状況を適宜把握したうえで、活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にできるよう、防犯活動団体からの情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。 | 【個別の取組内容】 1 高知県タウンポリス連絡協議会等における参加者による自主防犯活動内容の発表 2 防犯に関する催し等における自主防犯活動団体の活動状況の紹介 | 【高知県タウンポリス連絡協議会総会】…参加団体による活動発表の推進 【自主防犯活動団体の活動状況の紹介】…防災・防犯フェア等における活動紹介 | | | | | | 効果的な防犯活動を広めるとともに、防犯活動に対する関心を高め、防犯活動の促進につなげる。 | 生活安全企画課 | 38 | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

- 重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本の方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿(目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---|--------------------|--|--|--------------------|---|---|--------|--------|--------|--------|------------|--|---------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 22 | 自主防犯活動団体の認知数 H27 189団体 | (3) 防犯活動団体に対する支援 | ②防犯活動団体の活動への支援 防犯活動団体の活動を促進するため、防犯活動団体に対して、青色回転灯、ベスト、帽子、腕章など活動に必要な物品を提供します。 | 【評価】 活動を支援するために予算措置を行い、支援物品を提供した。 【課題等】 対象数が多く、限られた予算の中で十分な支援が行き届かず、地域の安全のための活動でありながら、活動費を自費で負担している活動員が多い。 | (3) 防犯活動団体に対する支援 | 【推進計画に基づく取組内容】 ①防犯活動団体の活動への支援 防犯活動要領の指導や講習、防犯活動に必要な物品の支援、犯罪発生情報等の提供等を行い、防犯活動団体の設立と活動を支援します。 | 【設立の支援】…具体的な防犯活動要領の指導及び講習 【物品の支援】…活動の活性化又は活動に必要な物品の提供 【情報提供】…犯罪情勢、犯罪発生情報、効果的な防犯活動情報等の提供 | | | | | | 防犯活動の活性化を図り、防犯活動の促進につなげる。 | 生活安全企画課 | 39 | | |
| 23 | 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 スクールガード・リーダー 21市町村で39名が活動 (H28年度) | (4) 防犯活動を担うリーダーの育成 | 地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。 | 【評価】 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施及びスクールガード養成講習会の開催 ・スクールガード・リーダーを委嘱。活動を実施 ・スクールガード・リーダー連絡協議会を開催 2 「学校安全教室推進講習会」における情報提供 | (4) 防犯活動を担うリーダーの育成 | 【推進計画に基づく取組内容】 地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。 | ◎市町村教委に、スクールガード・リーダー配置やスクールガードの組織化と充実について呼びかけ | | | | | | 1 スクールガード・リーダー配置市町村の拡大 2 小学校におけるスクールガード組織率の向上 | 学校安全対策課 | 39 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本の方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|--|--------------------|---|---|--------------------|--|---------|--------|--------|--------|--------|---|---|---------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 24 | 特になし | (4) 防犯活動を担うリーダーの育成 | 地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。 | 【評価】 防犯活動に関する講習会の開催、各種会議における取組事例の紹介、他の都道府県における防犯ボランティアフォーラムへの参加など、ボランティアリーダーの育成活動を推進した。 | (4) 防犯活動を担うリーダーの育成 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | | | | | | 【講習会、会議等の開催】…県内外の優れた取組や活動事例等の紹介 【ボランティアフォーラム等への参加】…参加への啓発 | 積極的に活動する防犯ボランティアのリーダーを育成し、自主的な活動の促進につなげる。 | 生活安全企画課 | 39 | | |
| 25 | 事業者に対する防犯CSR活動への参加を呼びかけ、事業者の地域貢献活動を促進している。 | (5) 事業者による活動の促進 | 防犯上特に配慮を要する高齢者や障害者、女性、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者に対して安全シェルター活動に取り組むよう、働きかけます。 | 【評価】 複数の職域団体が安全シェルター活動に取り組んでおり、事業者による活動として個別に掲げて促進する必要性が薄れている。 【課題等】 防犯CSR活動の一環としての活動であり、他の活動への取組が求められる。 | (5) 事業者による活動の促進 | 【推進計画に基づく取組内容】 事業者に対し、地域における安全安心に貢献するための防犯活動への参加・促進を働きかけます。 | | | | | | 【安全シェルター活動】…事業者の取組の促進と県民への制度の周知 【通学路等における子供の見守り活動】…青色回転灯パトロール、子ども110番の車等による活動の促進 【犯罪被害防止活動】…時宜に応じた個別の犯罪に対する被害防止活動 | 事業者による社会貢献活動としての防犯活動を普及させる。 | 生活安全企画課 | 39 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本の方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---|--------------------|--|---|--------------------|---|---------|---|--------|--------|--------|----------------|-----|---------------------------------------|---------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | |
| 26 | 1 高齢者の約8割は要介護(支援)認定を受けている元気な高齢者である。 2 65歳以上の人口は増加しているが、老人クラブの会員数、クラブ数とも減少している。 | (6) 高齢者による活動の促進 | ①老人クラブへの加入促進 元気で意欲のある地域の高齢者が、老人クラブの活動の一環として行われる高齢者相互の友愛訪問活動や子どもの見守り活動に積極的に参加できるよう、老人クラブへの加入を促進します。 | 【評価】各イベントへの参加者が増加するなど活動の活発化が確認され、住民主体の取組が着実に拡がっている。 【課題等】高齢化の進展や認知症の増加などにより会員数及びクラブ数の減少が続いている。活動の活発化が会員数の増加に結びついていない。 | (6) 高齢者による活動の促進 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 | | | | | | | | 老人クラブの会員数・クラブ数の減少が止まる | 高齢者福祉課 | 40 | |
| | | | 【個別の取組内容】 ・ブロック別リーダー養成研修の実施 ・会員増クラブに対する活動支援 ・認知症予防スリーAゲームリーダー養成講座 ・認知症になつても生涯支え合う老人クラブづくり ・高齢者相互支援事業 ・地域支え合い事業 ・元気ハツラツ交流会の開催 ・ろうれんピックの開催 ・若手高齢者等スポーツ交流大会の開催 | | | 【第3次計画に向けて(方針)】 今後も更なる拡大と取組の定着をはかるためには、引き続き会員増への取組や、広報活動の強化、若手高齢者の組織化、リーダーの養成が必要。 | | 【個別の取組内容】 1. 県老人クラブ連合会への支援を通じて、クラブへの加入を促進する。 ・若手高齢者を中心に、クラブ活動のリーダー育成 ・会員増クラブに対する活動支援 ・地域支え合い事業 ・若手広域スポーツ等交流大会の開催 | | | | | | 県老人クラブ連合会への支援 | | | |
| 27 | 高齢者教室等開催件数 H27 646回 | (6) 高齢者による活動の促進 | ②老人クラブ等に対する学習・研修機会の充実 老人クラブなどの行う高齢者相互の友愛訪問活動や子どもの見守り活動が一層拡大するよう、老人クラブなどに対して、ボランティア活動に関する学習・研修の機会を充実させます。 | 【評価】市町村等の団体と連携し、老人クラブ等に対する防犯講習や情報提供を行い、ボランティア活動に関する学習・研修の機会を充実させた。 【課題等】関係団体の行う老人クラブ等に対する講習会や教室を共催し、ボランティア活動に関する学習・研修機会を増やしていく必要がある。 | (6) 高齢者による活動の促進 | 【推進計画に基づく取組内容】 ②老人クラブ等に対する学習・研修機会の充実 老人クラブなどに対して、防犯ボランティア活動に関する学習・研修の機会を充実させます。 | | 【高齢者教室等の開催】…交通安全、防災等の各種活動との共催による受講機会の拡大 | | | | | | 高齢化が進むなかにおいて、高齢者の活力を活用し、地域の安全安心につなげる。 | 生活安全企画課 | 40 | |
| | | | 【個別の取組内容】 1 高齢者教室等において防犯に関する情報提供を行った。 2 高齢者教室等による事象に応じた教養、情報提供を行った。 | | | 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組んでいく。 | | 【各種会議における情報提供】…高齢者による防犯活動に資する情報の提供 | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本の方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|--|-----------------------|--|---|-----------------------|---|--|--------|--------|--------|--------|----------------|--|--------------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 28 | 大学生防犯ボランティア団体…1団体 高校生防犯ボランティア団体…13団体 中学生防犯ボランティア団体…1団体 合計15団体 | (7) 幅広い世代の防犯活動への参画の促進 | 高校生や大学生による防犯活動団体に対して、活動に役立つ情報を提供するとともに、地域の防犯活動団体との連携による活動を進めることで、それぞれの団体の活動のさらなる活性化を図ります。また、地域の事業者や学校、団体などの若者や現役世代に対して、防犯活動団体が行う啓発活動等への参加を呼びかけることにより、幅広い世代による防犯活動への参画を促進します。 | 【評価】 安全安心まちづくり広場において若者に参加してもらうことで、幅広い世代の参画推進につながっている。 【課題等】 若者の防犯活動への参画は十分とは言えない。 【第3次計画に向けて(方針)】 関係機関との情報共有を図る中で、若者や現役世代の団体に対し、防犯活動への参画を呼びかける。 | (7) 幅広い世代の防犯活動への参画の促進 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報「安全安心まちづくりだより」において、大学生や高校生による防犯ボランティア活動を積極的に記事として掲載し、広報する。 2 「安全安心まちづくりひろば」に、若い世代のボランティア団体に広く参加を呼びかけるとともに、同イベントにおけるパネル展において、若い世代の防犯活動を紹介し、周知を図る。 3 広報紙に、高校生防犯ボランティア団体の活動などを積極的に掲載する。 4 若者の防犯ボランティア団体代表等に、ポスター選考会における選考委員就任の依頼を検討する等、活動の機会をより多く提供し、団体の活性化につなげる。 5 功労団体等表彰において、若者の防犯ボランティア団体の活動の表彰を検討すること等により、幅広い世代の防犯活動への参画促進を図る。 | | | | | | | 1 若者の参画の活性化 2 活動団体の増加 合計20団体 | 県民生活・男女共同参画課 | 40 | | |
| 29 | 学生等の防犯ボランティア団体の認知数 H27 大学生 2団体 その他 14団体 | (7) 幅広い世代の防犯活動への参画の促進 | 高校生や大学生による防犯活動団体に対して、活動に役立つ情報を提供するとともに、地域の防犯活動団体との連携による活動を進めることで、それぞれの団体の活動のさらなる活性化を図ります。また、地域の事業者や学校、団体などの若者や現役世代に対して、防犯活動団体が行う啓発活動等への参加を呼びかけることにより、幅広い世代による防犯活動への参画を促進します。 | 【評価】 学生ボランティアの代表者に対し、タウンポリスなどの自主防犯組織の総会へ呼びかけ、防犯団体との連携の場を設けるとともに、活動活性化のため、活動に必要となるユニフォーム等の物品購入を支援した。 【課題等】 若い世代に対する防犯活動意識の醸成を図り、将来に向けた防犯ボランティアを育成していく必要がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。 | (7) 幅広い世代の防犯活動への参画の促進 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 1 学生等による防犯活動団体の設立への支援 2 学生等による防犯活動への物品支援 3 各種防犯活動の開催情報の提供 | 【設立の支援】…具体的な防犯活動要領の指導及び講習 【物品の支援】…活動又は活動の活性化に必要な物品の提供 【情報提供】…各種防犯活動の開催情報の提供による幅広い世代の交流 | | | | | | 若い世代による防犯ボランティア活動を活性化させることにより、次の材人材を育成する。 | 生活安全企画課 | 40 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

基本の方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子 記載 ページ | | | |
|----|---------------------|---------------------|---|---|---------------------|--|------------------------|--------|--------|--------|--------|----------------|--|-----------------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 30 | シンボルマーク・標語使用団体…42団体 | (1) 広報 ・啓発の充実 | 犯罪のない安全安心まちづくりを進める気運を高め、県民運動として取り組むため、犯罪のない安全安心まちづくりのシンボルマークや標語を公募のうえ定め、その普及に取り組みます。 | 【評価】 啓発物やポスター等にシンボルマークを掲載することで、安全安心まちづくりを進める気運を高めることに役立っている。 【課題等】 シンボルマーク、標語とともに推進会議設立時の平成20年1月に定めたものであるが、シンボルマークは一部の普及にとどまり、県全体的に周知できていない。 標語はポスター募集時や各種会議時に広報周知しているが、十分な普及まで至っていない。 話題性に乏しい。 【第3次計画に向けて(方針)】 推進会議構成員の広報誌や社内報への掲載依頼を行っていく。 シンボルマークは、さらに積極的に掲載する等普及に努める。 標語は今後どのように活用し普及させていくか、方法も含め検討する。 | (1) 広報 ・啓発の充実 | 【推進計画に基づく取組内容】 犯罪のない安全安心まちづくりのシンボルマーク及び標語について、広報紙・ホームページへの掲載等各種の機会を利用した広報により、その普及に努めます。 | 【個別の取組内容】 変更なし。 | | | | | | 1 シンボルマーク及び標語の利用団体を拡充させ、県民の皆さまへの周知を図る。 2 シンボルマーク及び標語の利用団体数の拡充 | 県民生活・男女共同参画課 | 41 | | |
| | | | 1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」へのシンボルマーク掲載 2 高知県ホームページでの広報 3 防犯ボランティア団体へのシンボルマーク入り防犯ベストの提供 4 主催イベントにおけるシンボルマーク、標語入りのバルーン配布 5 シンボルマーク入り「通学路安全の日」タペストリーの県庁舎玄関等への掲示 6 安全安心まちづくりポスターへのシンボルマーク掲載、同ポスターの配布 | | | 【広報紙・会報】…◎シンボルマーク・標語の掲載 【ホームページ】…◎シンボルマーク・標語の掲載 【主催イベント】…◎シンボルマーク・標語掲載 【その他の活動】…◎タペストリーの貼付 ◎団体等へマーク入りベストの配付 ◎ポスターへのマーク掲載 | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

基本の方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|--|--------------------|--|---|--------------------|--|--|--------|--------|--------|--------|----------------|------------------------------------|--------------------------------|--------------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 31 | 安全安心まちづくり推進会議構成員 事業者等…50団体 有識者…3名 市町村…34市町村 合計87 | (2) 全県的な推進体制の強化 | 県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。 | 【評価】 推進会議総会の定期的な開催や推進会議構成員の拡充等により、推進体制の強化につながっている。 (構成員数 平成22年度…82団体・個人 平成27年度…87団体・個人) | (2) 全県的な推進体制の強化 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 | 【推進会議総会】…◎毎年2月を目処に開催 ◎新規加入員の紹介 ◎重点テーマ等の発表 【広報紙・会報】…◎ニュース(広報紙)～年度4回 ◎まちづくりだより(会報)～年度3回+号外1回 【安全安心まちづくり推進会議速報】…◎犯罪情勢に応じた発行(随時) 【市町村ブロック別担当者会開催】…◎毎年7～9月を目処に開催 ◎新規加入希望団体等の呼び掛け 【構成員の拡充】…◎各地域の会合、出前講座等の機会を利用した新規構成員加入の呼びかけ | | | | | | | 1 既存団体の活動の活性化 2 構成員数の拡充 | 県民生活・男女共同参画課 | 41 | |
| 32 | 特になし | (2) 全県的な推進体制の強化 | 県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。 | 【評価】 高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組への協力により活動の一層の活性化を図ることができた。 【課題等】 活動成果についての分析が難しい。 【第3次計画に向けて(方針)】 今後も連携した取り組みにより活動の活性化を図る。 | (2) 全県的な推進体制の強化 | 【推進計画に基づく取組内容】 県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。 | 高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として取組への協力 | | | | | | 地域や関係団体等と連携した見守り組織の充実と学校と地域等の連携の強化 | 学校安全対策課 | 41 | | |
| | | | 【個別の取組内容】 高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組への協力により活動の一層の活性化を図った。 | | | 【個別の取組内容】 高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組への協力 | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

基本の方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|--|----------------------------|--|---|----------------------------|---|---------|--------|--------|--------|--------|----------------|---|---|--------------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 33 | 特になし | (2) 全県的な推進体制の強化 | 県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。 | 【評価】 高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として、犯罪情勢等の情報提供を行い、活動の活性化を図った。 【課題等】 犯罪情勢を分析し、時勢にあった情報の提供に努める。 【個別の取組内容】 総会及び幹事会において情報共有を行った。 | (2) 全県的な推進体制の強化 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 1 犯罪情勢の分析と共有 2 防犯活動情報の共有 | | | | | | | 【犯罪情勢の分析と共有】…効果的な活動に資する情報の提供 【防犯活動情報の共有】…効果的な活動事例等の紹介 | 犯罪情勢の共有することで、対応すべき問題を認識し、活動の活性化を図り、県民運動としての取組につなげる。 | 生活安全企画課 | 41 | |
| 34 | 1 地域における推進体制設置数 243団体 2 市町村の条例制定数 25市町村 | (3) 地域における推進体制づくりに対する支援 | 地域における犯罪のない安全安心まちづくりを総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制が整備されるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。 | 【評価】 市町村や地域住民に対して推進体制づくりにつながる情報提供が行えた。 地域における推進体制は243団体と増えてきている。(平成27年度末時点。構成員の重複あり。) 【課題等】 推進体制整備後の活動の活性化。 【個別の取組内容】 1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行 2 会報「安全安心まちづくりだより」の発行 3 「高知県安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 4 市町村ブロック別担当者会の開催 内容 ・全国地域安全運動の実施について ・地域における安全安心まちづくりの推進体制について ・高知県安全安心まちづくり推進会議構成員の取組について ・高知県安全安心まちづくり功労者団体等表彰について ・安全安心まちづくり啓発ポスターの募集について 市町村担当者との情報交換を行うことで、地域安全に関して各地域の情勢を把握することができた。 | (3) 地域における推進体制づくりに対する支援 | 【推進計画に基づく取組内容】 地域における犯罪のない安全安心まちづくりが総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制の整備及び活性化が図られるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行っています。 【個別の取組内容】 1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行 2 会報「安全安心まちづくりだより」の発行 3 「高知県安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 4 子どもに対する声かけ事案、特殊詐欺等県民に身近で、かつ、被害が大きくなる可能性がある犯罪の防止等関心の高い話題についての積極的な情報提供 5 市町村ブロック別担当者会の開催 内容 ・全国地域安全運動の実施について ・地域における安全安心まちづくりの推進体制について ・高知県安全安心まちづくり推進会議構成員の取組について ・高知県安全安心まちづくり功労者団体等表彰について ・安全安心まちづくり啓発ポスターの募集について | | | | | | | 【広報紙・会報】…◎ニュース(広報紙)～年度4回 ◎まちづくりだより(会報)～年度3回+号外1回 【安全安心まちづくり推進会議速報】…◎犯罪情勢に応じた発行(随時) 【市町村ブロック別担当者会開催】…◎毎年7～9月を目処に開催 ◎活動結果等の報告 ◎関心の高い話題についての積極的な情報提供 | 1 すべての自治体における、安全安心まちづくり活動の活性化 2 推進体制設置団体の拡充 | 県民生活・男女共同参画課 | 41 | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

基本の方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---|------------------------|--|--|------------------------|--|---------|--------|--------|--------|--------|----------------|-----|---|------------------------------------|---------|----|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 35 | 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 スクールガード・リーダー ^{21市町村で39名が活動(H28年度)} | (3)地域における推進体制づくりに対する支援 | 地域における犯罪のない安全安心まちづくりを総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制が整備されるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。 | 【評価】 地域における犯罪のない安全安心まちづくりを総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制が整備されるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。 【課題等】 スクールガードによる見守り活動の更なる充実が必要である。 【第3次計画に向けて(方針)】 今後も継続した支援を実施していく。 | (3)地域における推進体制づくりに対する支援 | 【推進計画に基づく取組内容】 地域における犯罪のない安全安心まちづくりが総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制の整備及び活性化が図られるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。 【個別の取組内容】 1 保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した、防犯・生活安全教育及び交通安全教育モデル校の取組の実施と啓発 2 高知県防犯・生活安全教育推進委員会の開催 3 高知県通学路安全推進委員会の開催 (H29.7追加) | | | | | | | | ◎市町村教委や県立学校に、学校・保護者・地域・関係団体等が連携した体制づくりを働きかけ 防犯・生活安全教育及び交通安全教育実施モデル校による取組の実施と啓発 | 地域や関係団体等と連携した見守り組織の充実と学校と地域等の連携の強化 | 学校安全対策課 | 41 |
| | | | 【個別の取組内容】 1 各学校における、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した見守り活動などの継続実施による地域の活性化が図られた。 2 高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組へ協力した。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 36 | 特になし | (3)地域における推進体制づくりに対する支援 | 地域における犯罪のない安全安心まちづくりを総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制が整備されるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。 | 【評価】 市町村ブロック別担当者会において、各署担当者を加えて情報を提要したほか、随時必要な情報提供を行うなどの支援を行った。 【課題等】 市町村担当者との連携の強化 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。 | (3)地域における推進体制づくりに対する支援 | 【推進計画に基づく取組内容】 地域における犯罪のない安全安心まちづくりが総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制の整備及び活性化が図られるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。 【個別の取組内容】 1 犯罪情勢、防犯活動等に関する情報提供 2 市町村の整備する推進体制による活動への支援 | | | | | | | | 【情報提供】…地域ごとの犯罪情勢等の分析と提供 【活動支援】…市町村の整備する推進体制による活動への参加、情報提供等 | 市町村の協力・支援による防犯活動の活性化 | 生活安全企画課 | 41 |
| | | | 【個別の取組内容】 1 地域安全ニュースによる情報提供を行った。 2 各署において市町村広報紙への情報提供、情報掲載依頼を行った。 3 あんしんFメールや県警HPで不審者情報などの提供を行った。 | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

基本の方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|--|---------------|--|---|-------------------|-----------------------------|---|--------|--------|--------|--------|----------------|---|-----------------------------|--------------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 37 | 1 地域における推進体制設置数 243団体 2 市町村の条例制定数 25市町村 | (4) 市町村に対する支援 | 市町村が自らの犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けた取組などを実施していくよう、働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行っています。 | 【評価】 市町村ブロック別担当者会の実施やまちづくりだよりの配付等により、市町村に対し必要な支援をすることができている。 【課題等】 市町村ブロック別担当者会では、議論が低調であるため、より興味深いテーマを検討する必要がある。 | (4) 市町村に対する支援 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 | | | | | | | 【広報紙・会報】…◎ニュース(広報紙)～年度4回 ◎まちづくりだより(会報)～年度3回+号外1回 【安全安心まちづくり推進会議速報】…◎犯罪情勢に応じた発行(随時) 【市町村ブロック別担当者会開催】…◎毎年7～9月を目処に開催 ◎活動結果等の報告 | すべての自治体における、安全安心まちづくり活動の活性化 | 県民生活・男女共同参画課 | 42 | |
| 38 | 特になし | (4) 市町村に対する支援 | 市町村が自らの犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けた取組などを実施していくよう、働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行っています。 | 【評価】 市町村ブロック別担当者会において、各署担当者を加えて市町村に対する働きかけをするとともに、地域の犯罪情報等を提供した。 【課題等】 各署と市町村の連携をさらに強めていくこと。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。 | (4) 市町村に対する支援 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | 【情報提供】…地域ごとの犯罪情勢等の分析と提供 【活動支援】…市町村の整備する推進体制による活動への参加、情報提供等 | | | | | | 市町村の協力・支援による防犯活動の活性化 | 生活安全企画課 | 42 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

基本の方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|----------------------------------|-------------|--|----------------------------|---|---|---------|--------|--------|--------|--------|----------------|--|---------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 39 | みかじめ料等縁切り同盟への加盟状況 H27末 1,286店 | | 【課題等】 1 暴力団は、その活動を隠蔽しながら各分野に進出しており、これを断つ必要がある。 2 暴力団を弱体化させるには、暴力団から離脱しようとする者への支援と、再度暴力団へ復帰しないようにする必要がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 県民、事業者、団体及び行政が連携して暴力団排除に取り組めるよう、暴力団排除のための活動を支援する。 | (5) 暴力団を許さない社会づくりに対する支援 | 【推進計画に基づく取組内容】 暴力団排除に、県民、事業者、団体及び行政が連携して取り組めるよう、行政、各種業界、地域・職域等が行っている暴力団排除のための活動を支援し、暴力団を許さない社会づくりを推進します。 | 【個別の取組内容】 1 「みかじめ料縁切り同盟」の拡充と支援 2 各暴排組織への活動支援 3 大規模工事からの暴力団排除の枠組みづくりの推進 4 暴力団員の離脱・社会復帰支援 | | | | | | | 暴力団取締りと連動し、暴力団を許さない社会づくりを強化することで暴力団組織のない社会を実現する。 | 組織犯罪対策課 | 42 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

基本の方策2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---|-----------------------|--|---|-------------------|---|---------|--------|--------|--------|--------|----------------|-----|----------------------------------|---------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 40 | 「高知県における地域の見守り活動に関する協定」締結事業者 → 9事業者 ・協定ロゴマークのシール、バッジ等を活用した地域見守り活動の周知 ・県、協定事業者、県民児連との三者会の開催(活動状況の情報共有等) | (1) 地域の支えあいのネットワークづくり | ①地域における支え合いのネットワークの構築 地域の支え合いのネットワーク構築のため、事業者及び地域活動団体に対して、県と犯罪のない安全安心まちづくりや地域の見守りに関する協定等を締結するよう、働きかけます。 | 【評価】 2事業者と新たに見守り協定を締結し、協定締結事業者が9事業者となり、地域の見守りの活動への参加者が増えた。 【課題等】 当初の協定締結から年数が経っており、新たな協定事業者の発掘や、広報等による活動の周知が十分でない。 【第3次計画に向けて(方針)】 広報等による活動の周知の検討・実施や、三者会等で関係者の連携を進めることで、地域の見守り活動が広がり、安全安心のネットワークが構築されていくよう、事業者との地域見守り協定を活かしていく。 | (1) ネットワークづくり | 【推進計画に基づく取組内容】 地域の支え合いのネットワーク強化のため、協定締結事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会との連携を深めるとともに、地域で活動する事業者や団体に対して、犯罪のない安全安心まちづくりや地域の見守り活動に参画していただくよう、働きかけます。 【個別の取組内容】 1 事業者との地域見守り協定を活かし、地域の安全安心のネットワークの強化を図る。 ・事業者に配布している協定ロゴマークのシール・バッジ等を日常業務の中で活用することによる地域見守り活動のPR ・県、協定事業者、県民児連との三者会を開催。協定に基づく見守り活動の状況等について情報共有し、県HPに会の概要等を掲示 ・新たな協定締結事業者、団体等の掘り起こし | | | | | | | | 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる社会の実現 | 地域福祉政策課 | 44 | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

基本の方策2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|-----------------|---------------|--|---------------|--|---------------|----------------------------|--------|--------|--------|--------|----------------|---|---------|--|----------|----|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| | | (2) ネットワークづくり | ②中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり 過疎化・高齢化などで世帯数が減少し、コミュニティ機能が低下した地域において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携で、集落維持・存続や支え合い、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。 | (2) ネットワークづくり | 【評価】各種研修会の開催、アドバイザーの派遣や集落活動センター推進事業費補助金などによる支援により、集落活動センターへの取り組みは着実に広がりを見せている。 【課題等】集落活動センターが行う経済事業の規模や人材の確保など 【第3次計画に向けて(方針)】市町村との連携強化の下、以下の方向性を持って取り組んでいく。 ○ロールモデルの確立と普及 ○人材の育成・確保 ○集落活動センターのネットワークづくり | (2) ネットワークづくり | 【推進計画に基づく取組内容】 変更無し | | | | | | 【集落活動センター推進事業】平成31年度までに80箇所開設、最終的な目標130箇所に向けて取り組む。 【人材育成】アドバイザーの派遣、研修会の開催等により、センターに取り組む人材の育成をする。 | | 1 地域の課題や将来像についての話し合いが県内各地で始まり、住民主体の取り組みが進んでいる。 2 中山間地域で将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくりが進んできている。 | 中山間地域対策課 | 44 |
| | | | 【個別の取組内容】 1 集落活動センターの立ち上げの支援 ・市町村別支援チームによる支援 支援チームを通じた情報提供及びセンターの取組への支援 ・研修会等の開催 ・集落活動センター推進アドバイザーの派遣 ・集落活動センター支援ハンドブックの改訂・更新 ・集落活動センターの立ち上げに向けた支援マニュアルの作成 2 集落活動センター推進事業(補助事業) 20市町村26地区で集落活動センターが開所し、各地域において、支え合いの活動や安全・安心の仕組みづくりに向けた取り組みがスタートした。 3 中山間地域生活支援総合事業 (1)生活用品確保等支援事業 (2)生活用水確保支援事業 (3)移動手段確保支援事業 4 移動手段の確保対策 ・市町村担当者全体研修会 ・県外事例視察研修 ・個別課題に応じた出張相談 ・市町村支援マニュアルの改訂 | | 【評価】 3 中山間地域生活支援総合事業 中山間地域で生活していくための様々な課題のうち、「生活用品の確保」「生活用水の確保」「移動手段の確保」を重点対策とし、市町村の行う取り組みについて支援をすることで、中山間地域に住まっている人々が安心して暮らし続けられるよう、生活環境の改善が図られた。 【課題等】 3 中山間地域生活支援総合事業 地域の実態を把握したうえでの取り組みの徹底 【第3次計画に向けて(方針)】 3 中山間地域生活支援総合事業 市町村ごとの実態を隨時把握しながら、市町村からの要望に最大限対応していく。 | | | | | | | | 【集落活動センター間のネットワークづくり】集落活動センター連絡協議会を中心に、センター相互の交流や情報交換に取り組む。 【移動手段確保】研修会の開催やアドバイザーの派遣により、地域の移動手段確保に取り組む人材を育成する。 【中山間地域生活支援総合事業】市町村と共に、地域の生活用品確保、移動手段確保するため仕組みづくりに取り組む。 | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

基本の方策2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---|---|--|---|-------------------|--------------|---------|--------|--------|--------|--------|----------------|-----|---------|--|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 42 | <p>・H25年度末に全市町村において地域福祉アクションプランが策定が完了した。今後も、市町村と市町村社協が連携のうえ、計画の実践及び進行管理等を通して地域福祉の推進が図られるよう、各市町村への支援を継続する必要がある。</p> <p>・H27～、市町村社協による地域福祉ネットワークのコーディネート機能の強化を図った。今後も、制度の狭間の問題にインフォーマル・フォーマルサービスが連携して対応する地域福祉ネットワークの構築に向けて、市町村及び市町村社協による取組を支援していく必要がある。</p> | <p>(2) ネットワークづくり</p> <p>②中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり</p> <p>過疎化・高齢化などで世帯数が減少し、コミュニティ機能が低下した地域において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携で、集落維持・存続や支え合い、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。</p> <p>【個別の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全ての民児協(45か所)会長等との意見交換を実施し、行政や専門職との連携を図ることで困難事例に対応している状況が把握できたとともに、課題を把握・分析することにより、支援策を打ち出すことができた。 ・こうち支え合いチャレンジプロジェクトの取組によるネットワーク構築に向けた話し合いの場づくりを支援してきたことにより、既存の小地域ケア会議等も含めると全ての市町村で専門職や関係機関が参加した話し合いの場が出来ている。 ・地域福祉と防災・減災対策との一体的な取組を支援する職員を育成するため、あつたかふれあいセンター職員に対し防災研修を実施した。 ・モデル市町村社協への重点支援事業:10社協を決定し、各社協の課題等に応じた支援体制に向けたヒアリング、協議 | <p>【評価】</p> <p>平成25年度末に全市町村で策定した地域福祉アクションプランに基づき、住民同士がつながる小地域活動の活性化や、見守りネットワークの構築等を推進し、平成26年度末には全ての市町村でネットワーク会議等が設置された。また、平成27年度からは、地域住民や民生委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて関係機関につなぐ仕組みの構築を図った。併せて、防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な取組の推進も図った。</p> <p>【課題等】</p> <p>制度の狭間の問題にインフォーマル・フォーマルサービスが連携して対応する地域福祉ネットワークの構築が必要。</p> <p>【第3次計画に向けて(方針)】</p> <p>地域福祉ネットワークのコーディネート役を担う市町村社協の相談支援体制の強化や、地域福祉アクションプランに基づく市町村及び市町村社協の取組への支援を継続する。</p> | <p>(1) ネットワークづくり</p> <p>【推進計画に基づく取組内容】</p> <p>過疎化・高齢化が進む中山間地域等において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携による地域福祉活動を推進し、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。</p> <p>【個別の取組内容】</p> <p>地域住民、市町村、市町村社協等と協働し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いの地域づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び市町村社協による地域福祉アクションプランの実践や進行管理を推進する。 ・市町村及び市町村社協における地域福祉ネットワークの構築に向けた取組を支援する。 | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

基本の方策2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる

| 番号 | 現 状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年 度 别 取 組 予 定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子 記載 ペー ジ | | | |
|----|------------------|--|---|---|--|---|--|--------|--------|--------|--------|----------------|--|---------------------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 43 | 特になし | (1) 地 域 の 支 え あ い の ネ ッ ト ワ ー ク づ く り | ①地域における支え合いのネットワークの構築 地域の支え合いのネットワーク構築のため、事業者及び地域活動団体に対して、県と犯罪のない安全安心まちづくりや地域の見守りに関する協定等を締結するよう、働きかけます。 | 【評価】 防犯カメラの設置に伴い、子ども見守り協議会を設立し、同協議会に参加するなど、地域におけるネットワークづくりを促進した。 【課題等】 ネットワークの活用、継続した連携を図り、ネットワークの形骸化を防ぐことが重要となる。 | (1) ネ ッ ト ワ ー ク づ く り | 【推進計画に基づく取組内容】 ③重層的なネットワークの構築 社会各分野の各層にある事業者及び地域活動団体に対してネットワークを構築するよう働きかけるとともに、構築されたネットワークによる地域の支え合いの推進を働きかけます。 | 【ネットワークの構築】…幅広い分野への働きかけ 【ネットワークとの連携】…ネットワークの効果的な活用 【地域の支え合いの推進】…地域の支え合いのへ積極的な参加の働きかけ | | | | | | 重層的なネットワークによる地域の支え合いがきめ細かく広がり、支えを必要とする人にいきわたる社会の実現 | 生活安全企画課 | 44 | | |
| | | | 【個別の取組内容】 1 事業者、自治会等に対して地域貢献活動を働きかけた結果、子ども見守り協議会の設立が得られた。 2 積極的な情報提供として、HPへの各種情報掲載、地域安全ニュースやミニ広報紙等の配布を行った。 3 HPへの犯罪発生状況等の掲載を行った。 | 【第3次計画に向けて(方針)】 協定等を警察独自で締結することがあることや協定等によらないネットワークの構築も有効であることから、県との協定の締結を取組内容とする現在の項目を削除し、新たに ③重層的なネットワークの構築 社会各分野の各層にある事業者及び地域活動団体に対してネットワークを構築するよう、働きかけます。 を加える。 | 【個別の取組内容】 | 1 事業者、地域活動団体等に対するネットワーク構築の働きかけ 2 構築されたネットワークとの連携 3 ネットワークによる地域の支え合いの推進 | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

- 重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
基本の方策3 サイバー空間における被害を抑止する取組を促進する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------------|---|--------------|---|--|-------------------------------------|--------|--------|--------|--------|---------------------------------|-----|---------|--|--|---------------------------------------|--|--|--|--|---|--|--|-----------|----|---------------------------------------|--|--|--|--|------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----------------------|--------------|----|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 44 | <p>1 高知県警察県民世論調査(平成26・27年度) 【問】自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる場所はどこですか。 【答】インターネット空間: 平成26年度 第2位(48.6%)、平成27年度 第2位(38.9%) 【問】自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪は何ですか。 【答】インターネットを利用した犯罪: 平成26年度 第1位(46.6%)、平成27年度 第3位(41.4%)</p> <p>2 サイバー犯罪等に関する相談件数 平成27年 1,336件 平成26年 1,369件 平成25年 842件</p> <p>3 情報セキュリティ等に関する高度な知識技能を有した人材の確保・育成が課題</p> | | <p>【課題】 新たなサービスの提供やIT技術の進歩により、サイバー犯罪等の手口も進化しているため、様々な脅威への対策等に関する情報を積極的に発信し、社会全体の意識向上を図ることが重要である。</p> <p>【第3次計画に向けて(方針)] サイバー空間の脅威に係る基礎的な知識の普及啓発を図り、当該脅威に立ち向かう県民の意識向上を図る。</p> | (1) 広報・啓発の充実 | <p>【推進計画に基づく取組内容】 あらゆる機会を通じ、パスワード、ID番号等個人情報の盗用による不正アクセス被害、スマートフォン等における新たなサービスを悪用した事案等のサイバー空間における脅威についての注意喚起等を行う等、社会全体におけるセキュリティ意識の向上に向けた取組を推進します。</p> <p>【個別の取組内容】</p> <p>1 講演、セミナー等の開催 2 既存の地域安全活動との協働によるチラシ配布等の広報・啓発活動</p> | <table border="1"> <tr><td>講演、セミナー等の開催による積極的な情報提供</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>既存の地域安全活動との協働によるチラシ配布等の広報・啓発活動</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> | 講演、セミナー等の開催による積極的な情報提供 | | | | | 既存の地域安全活動との協働によるチラシ配布等の広報・啓発活動 | | | | | | | | | | | | 新たな犯罪手口を用いたサイバー犯罪等を含む最新の脅威について情報発信することにより、県民や民間事業者等の意識改革・向上が図られるほか、自主的な被害防止活動が促進される。 | 警務課・生活環境課 | 45 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 講演、セミナー等の開催による積極的な情報提供 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 既存の地域安全活動との協働によるチラシ配布等の広報・啓発活動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 45 | | | <p>【課題等】 新たなサービスの提供やIT技術の進歩により、サイバー犯罪等の手口も進化しているため、様々な脅威への対策等に関する情報を積極的に発信し、社会全体の意識向上を図ることが重要である。</p> <p>【第3次計画に向けて(方針)] サイバー空間の脅威に係る基礎的な知識の普及啓発を図り、情報セキュリティに対する県民の意識向上を図る。</p> | (1) 広報・啓発の充実 | <p>【推進計画に基づく取組内容】 あらゆる機会を通じ、パスワード、ID番号等個人情報の盗用による不正アクセス被害やスマートフォン等における新たなサービスを悪用した事案などのサイバー空間における脅威についての注意喚起等を行なう等、社会全体におけるセキュリティ意識の向上に向けた取組を推進します。</p> <p>【個別の取組内容】</p> <p>1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」での広報 2 高知県ホームページでの広報 3 RKCラジオでの広報 4 「安全安心まちづくりひろば」における広報 5 市町村ブロック別担当者会における広報 6 出前講座・地域の会合等における広報</p> | <table border="1"> <tr><td>【安全安心まちづくりニュース】…◎発行回数 年度4回 ◎配付箇所の拡充</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>【高知県ホームページ】…◎新着情報の充実 ◎更新情報の早期提供</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>【ラジオ等による広報】…◎サイバー犯罪、情報セキュリティをテーマとした広報</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>【安全安心まちづくりひろば】…◎サイバー犯罪の発生状況、情報セキュリティ等をテーマとしたパネル展示</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>【市町村ブロック別担当者会】…◎サイバー犯罪の発生状況、犯行の手口等の紹介</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>【その他の活動】…◎出前講座・地域の会合等の機会を利用して広報・啓発</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> | 【安全安心まちづくりニュース】…◎発行回数 年度4回 ◎配付箇所の拡充 | | | | | 【高知県ホームページ】…◎新着情報の充実 ◎更新情報の早期提供 | | | | | 【ラジオ等による広報】…◎サイバー犯罪、情報セキュリティをテーマとした広報 | | | | | 【安全安心まちづくりひろば】…◎サイバー犯罪の発生状況、情報セキュリティ等をテーマとしたパネル展示 | | | | | 【市町村ブロック別担当者会】…◎サイバー犯罪の発生状況、犯行の手口等の紹介 | | | | | 【その他の活動】…◎出前講座・地域の会合等の機会を利用して広報・啓発 | | | | | | | | | | | 県民の情報セキュリティに対する意識の向上 | 県民生活・男女共同参画課 | 45 |
| 【安全安心まちづくりニュース】…◎発行回数 年度4回 ◎配付箇所の拡充 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【高知県ホームページ】…◎新着情報の充実 ◎更新情報の早期提供 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【ラジオ等による広報】…◎サイバー犯罪、情報セキュリティをテーマとした広報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【安全安心まちづくりひろば】…◎サイバー犯罪の発生状況、情報セキュリティ等をテーマとしたパネル展示 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【市町村ブロック別担当者会】…◎サイバー犯罪の発生状況、犯行の手口等の紹介 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【その他の活動】…◎出前講座・地域の会合等の機会を利用して広報・啓発 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

基本的方策3 サイバー空間における被害を抑止する取組を促進する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | | |
|----|-----------------|-------------|--|------------------------------|--|--------------|---------|--------|--------|--------|--------|----------------|----------------------------|------------------------------|---|---|-----------|----|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | | |
| 46 | | | <p>【課題】サイバー空間の脅威に立ち向かうには、情報化社会におけるセキュリティの重要性を再認識し、悪質・巧妙化するサイバー犯罪等の手口、対処方法等に係る情報を共有することが重要である。</p> <p>【第3次計画に向けて(方針)】情報セキュリティへの意識改革・向上を図り、サイバー空間の脅威に関する最新の情報を共有することによって、被害の未然・拡大・再発防止を図る。</p> | (2) 情報共有の促進 | <p>【推進計画に基づく取組内容】</p> <p>サイバー空間の脅威に対処するためには、各分野・組織の知見を活用した取組が必要であることから、産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処経験を全体で蓄積・共有するなどの連携を推進します。</p> <p>【個別の取組内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業種、組織の垣根を越えたネットワークの拡充と連携強化 2 研修会、勉強会等の実施 3 産学官の連携による技術的な交流 | | | | | | | | 業種、組織の垣根を越えたネットワークの拡充、連携強化 | 研修会、勉強会等の実施による最新の動向等に関する情報共有 | 産学官の連携による技術的な交流 | 業種、組織の垣根を超えたネットワークの連携強化等により、様々な脅威への対策等に関する情報が広く共有され、被害の未然防止と拡大防止に係る対策や態勢が県全体で強化される。 | 警務課・生活環境課 | 45 |
| 47 | | | <p>【課題】県内における対処能力を高め、産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つ知識技能を、組織の垣根を超えて共有し、人材の確保・育成を図ることが重要である。</p> <p>【第3次計画に向けて(方針)】教育・訓練の充実、突出した能力を有する人材の確保・育成に努め、サイバー空間の脅威への対処能力を強化する。</p> | (3) サイバー空間に對処できる人材の確保及び育成 | <p>【推進計画に基づく取組内容】</p> <p>産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処方法について、研修会等での教育・訓練、人事交流の実施等により知識技能の向上を図るとともに、県内学校との連携等により情報セキュリティ等の素養がある人材の確保・育成を推進します。</p> <p>【個別の取組内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産学官の連携による研修会等における教育・訓練の実施 2 情報セキュリティ分野の素養がある人材の確保・育成 | | | | | | | | 産学官の連携による教育・訓練の実施 | 情報セキュリティ分野の素養がある人材の確保・育成 | 教育・訓練等により、サイバー空間の脅威への対処能力が強化され、被害の未然防止・拡大防止に係る対策が迅速に行われる。 | 警務課・生活環境課 | 45 | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|--|----------------------------------|--|---|----------------------------------|--|-----------|--------|--------|--------|--------|----------------|--|----------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 48 | 各学校とも「学校等における児童等の安全の確保のための指針」を学校運営の基本事項として認識している。 | (1) 針学校の校周等知に及び助言等の安全の確保のための指 | 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。 | 【評価】 学校への継続した注意喚起を行うことにより、学校の防犯意識の継続につなげられている。 【課題等】 特になし 【第3次計画に向けて(方針)】 学校運営において「児童生徒の安全確保」が最重要であることを全ての学校の教職員が認識を深めていくよう引き続き注意喚起を行う。 | (1) 針学校の校周等知に及び助言等の安全の確保のための指 | 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、学校等における児童等の安全の確保のための指針に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。 | 【個別の取組内容】 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 指針に沿った安全指導が充実、強化されている。 | 私学・大学支援課 | 46 | | |
| 49 | ・地震対策を盛り込んだ防災マニュアルは整備ができるいるが、防災マニュアルに風水害対策を盛り込んでいない事業所がある ・不審者対応を盛り込んだ危機管理マニュアルを策定している事業所が少ない | (1) 助学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び | 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。 | 【評価】 防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。 【課題等】 特になし 【第3次計画に向けて(方針)】 1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導していく。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及びマニュアルに基づく実地訓練等の取組状況について、実地指導の際に確認。 | (1) 助学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び | 【推進計画に基づく取組内容】 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、学校等における児童等の安全の確保のための指針に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。 | 【個別の取組内容】 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 施設の実情に応じた防犯体制の確立 風水害対策を盛り込んだ防災マニュアルの整備 不審者対応を盛り込んだ危機管理マニュアルの整備 | 障害保健福祉課 | 46 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---|--|--|--------------------------------------|--|--------------------------------------|---|--------|--------|--------|--------|----------------|--|--|-------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 50 | 児童の安全確保について周知が進んでいる。 ① 指学針校の等周に知お及びる児童等の安全の確保のための 言語 | (1) 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。 | 【評価】 児童の安全確保に向けた取組が不十分な施設もあり、引き続き「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」に基づく安全対策の強化が必要。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き安全確保についての周知に努める 【個別の取組内容】 指導監査実施時等に確認し周知した。 | (1) 指学針校の等周に知お及びる児童等の安全の確保のための 言語 | 【評価】 児童の安全確保に向けた取組が不十分な施設もあり、引き続き「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」に基づく安全対策の強化が必要。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き安全確保についての周知に努める 【個別の取組内容】 指導監査実施時等に確認し周知した。 | (1) 指学針校の等周に知お及びる児童等の安全の確保のための 言語 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | | | | | | 地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができる。 | 児童家庭課 | 46 | | |
| | | | | | | | 【個別の取組内容】 変更なし | | | | | | | | | | |
| 51 | H27 ○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置 ・放課後児童クラブ 153ヵ所 (うち高知市80ヵ所) ・放課後子ども教室 136ヵ所 (うち高知市29ヵ所) ○支援員等の資質向上に向けた研修会の開催 ・安全・防災研修 6/4 西部、6/9 中部、 6/10 東部 参加者 計 213人 満足度 平均 81% ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日) 受講者107人中 修了者102人 | (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言 | 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。 | (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言 | 【評価】 研修等により、防災マニュアルの作成及び避難訓練の必要性が再認識されるとともに、安全対策についての理解が深まり、安全・安心な居場所づくりにつながった。 【課題等】 安全対策の充実強化には、学校と市町村担当部署とのさらなる連携強化が必要。 【個別の取組内容】 1 放課後子どもプラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・「高知県放課後児童クラブ設置運営基準」については、H22の策定以降、周知徹底を図ってきたことにより、事業実施主体に浸透してきた。市町村担当者に認識してもらうことで、より安全・安心な放課後の居場所づくりを進めることができている。 ・国の制度(新制度、放課後子ども総合プラン等)が大きく変わること、国の動き等について市町村に適宜情報提供了ほか、全市町村訪問により、事業の方向性や予算化に向けた考え方を確認し合うことができた。 ・指導員等を対象に、防災や安全対策について学ぶ研修を開催した | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 | | | | | | | ◎国が示す「放課後児童クラブ運営指針」等を市町村等に周知徹底 ・市町村訪問、取組状況調査等 ◎市町村等が行うマニュアルの作成(更新)や定期的な訓練の実施等を支援 ◎支援員等の資質向上に向けた研修会を開催 ・安全・防災研修 ・放課後児童支援員認定資格研修 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) | 学校と地域の連携により、放課後ににおいて子どもたちがより安全で健やかに育まれる風土ができる。 | 生涯学習課 | 46 | |
| | | | | | | | 【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業 (児童クラブ、子ども教室) ・国が示す「放課後児童クラブ運営指針」第6章2(3)に定める防災及び防犯対策について、児童クラブだけでなく、子ども教室を実施している市町村等にも周知徹底を図り、マニュアルの作成や定期的な訓練の実施等を支援する。 ・支援員等を対象に、防災や安全対策について学ぶ研修を開催する。 | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---|--|--|--|---|--------------|---------|--------|--------|--------|--------|----------------|-----------------------------------|---------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 52 | 「学校安全教室推進講習会」「防災教育研修会」等における周知 (1) 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。 | (1) 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。 | 【評価】 「学校防災マニュアル」の見直しを実施するとともに「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育の指導の徹底を働きかけることができた。 【課題等】 更なる児童等の安全対策の充実強化が必要である。 【第3次計画に向けて(方針)】 「学校事故対応に関する指針」に基づく危機管理マニュアルの充実を図る。 | (1) 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。 | (1) 【推進計画に基づく取組内容】 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。 【個別の取組内容】 1 各学校の「学校安全計画」策定による、計画的かつ効果的な安全教育及び安全管理の徹底及びPDCAサイクルの確立 2 各学校で、防災マニュアルの年度当初の見直しと点検、教職員での共有 3 「高知県安全教育プログラム」を活用した安全教育の推進 (H29.7追加) | | | | | | | | 全ての学校において「学校安全計画」に基づく安全管理・安全教育の充実 | 学校安全対策課 | 46 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 53 | 学校等(障害者施設を含む。)における不審者対応訓練の実施数 H27 137回 (1) 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。 | (1) 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。 | 【評価】 不審者対応訓練を通じ、危機管理について指針に応じた指導・助言を行った。 【課題等】 不審者対応訓練等については、個々の学校ごとに行うため、年間の実施数に限りがある。 | (1) 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 | (1) 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 不審者対応訓練を通じた児童等の安全確保のための助言 | | | | | | | | 不審者対応訓練の結果を踏まえた助言により、児童等の安全を確保する。 | 生活安全企画課 | 46 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|--|----------------------|---|---|----------------------|--|--|--------|--------|--------|--------|----------------|-----|---|--|---------|----|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 54 | 安全管理のためのマニュアルの策定に関しては、各学校ともにその重要性を認識しており、全ての学校において、マニュアルが策定されている。(小学校1校 中学校7校 高等学校9校) | (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 | ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。 | 【評価】 各学校において、危機管理マニュアルが策定され、教員の安全確保に対応する規範となっている。 【課題等】 特になし 【第3次計画に向けて(方針)】 緊急時に教職員が管理マニュアルに沿った対応ができるよう教職員への周知徹底等について引き続き注意喚起を行う。 | (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 | ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 各学校の設置・管理者により策定されている危機管理マニュアルについて、記載内容の定期的な点検、必要に応じた見直しを実施し、実効性のある内容を維持していく。 | 【個別の取組内容】 学校訪問等において、南海トラフ地震対策の推進と併せ児童生徒の身の安全確保の視点に立った対応についての注意喚起を行った。 | | | | | | | 安全管理のためのマニュアルが定期的に点検、見直しがされ、実効性のあるものとなっている。 | 私学・大学支援課 | 46 | |
| | | | 【個別の取組内容】 学校訪問等において、南海トラフ地震対策の推進と併せ児童生徒の身の安全確保の視点に立った対応についての注意喚起を行った。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 55 | ・地震対策を盛り込んだ防災マニュアルは整備ができているが、防災マニュアルに風水害対策を盛り込んでいない事業所がある ・不審者対応を盛り込んだ危機管理マニュアルを策定している事業所が少ない | (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 | ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。 | 【評価】 防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。 【課題等】 特になし 【第3次計画に向けて(方針)】 1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導していく。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどの策定及びマニュアルに基づく実地訓練等の取組状況について、実地指導の際に確認。 防災マニュアルに風水害対策が盛り込まれていない事業所に対して、盛り込んでいくよう指導していく。 不審者対策を盛り込んだ危機管理マニュアルの策定を助言していく。 | (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 | 【推進計画に基づく取組内容】 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による、郊外活動や休日などさまざまなケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)放課後児童健全育成事業の用に供される施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう働きかけます。 | 【個別の取組内容】 社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及びマニュアルに基づく実地訓練等の取組状況について、実地指導の際に確認。 防災マニュアルに風水害対策が盛り込まれていない事業所に対して、盛り込んでいくよう指導していく。 不審者対策を盛り込んだ危機管理マニュアルの策定を助言していく。 | | | | | | | | 施設の実情に応じた防犯体制の確立 風水害対策を盛り込んだ防災マニュアルの整備 不審者対応を盛り込んだ危機管理マニュアルの整備 | 障害保健福祉課 | 46 |
| | | | 【個別の取組内容】 福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。 | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|--|----------------------|---|--|----------------------|--------------------------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|----------------|---|--|-------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 56 | 運営管理上の危機管理体制の視点は、徐々に高まりつつある。 | (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 | ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。 | 【評価】 安全管理のためのマニュアルの策定に向けた指導が必要。 【第3次計画に向けて(方針)】 個々の施設状況に応じたマニュアルの策定がなされているか引き続き指導監査時に確認を行う。 【個別の取組内容】 指導監査実施時等に確認し周知した。 | (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 | 【評価】 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | 【個別の取組内容】 変更なし | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができる。 | 児童家庭課 | 46 | | |
| | | | | | | 【個別の取組内容】 変更なし | | | | | | | | | | | |
| 57 | 危機管理マニュアル作成率 H24 94.2% H25 94.8% H26 94.8% H27 96.0% | (3) 学校等の安全確保体制づくりの促進 | ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。 | 【評価】 全市町村や私立幼稚園等を訪問し、施設の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと推進を要請した。危機管理マニュアルについては96%の作成につながった。 【課題等】 マニュアル作成・見直しの必要性が十分理解されていない。 【第3次計画に向けて(方針)】 市町村訪問等を通して危機管理マニュアルの作成を要請するとともに、各施設において、校外活動など、様々なケースを想定した内容の見直しについて推進する。 | (3) 学校等の安全確保体制づくりの促進 | 【評価】 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | 【個別の取組内容】 変更なし | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 1 全市町村訪問や説明会等を通じた安全管理・安全教育の周知 2 危機管理マニュアルの未作成保育所のある市町村に対して、作成に向けての要請 | 1 保育所・幼稚園・認定こども園における安全管理・安全教育の充実 2 保育所・幼稚園・認定こども園における防犯教室の開催の促進 | 幼保支援課 | 46 | |
| | | | | | | 【個別の取組内容】 変更なし | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|--|----------------------|---|--|----------------------|--|----------------|--------|--------|--------|--------|----------------|-----|---------|--|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 58 | H27 ○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置 ・放課後児童クラブ 153ヵ所 (うち高知市80ヵ所) ・放課後子ども教室 136ヵ所 (うち高知市29ヵ所) ○支援員等の資質向上に向けた研修会の開催 ・安全・防災研修 6/4 西部、6/9 中部、 6/10 東部 参加者 計 213人 満足度 平均 81% ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日) 受講者107人中 修了者102人 | (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 | ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。 | 【評価】 研修等により、防災マニュアルの作成及び避難訓練の必要性が再認識されるとともに、人材バンクの支援により、防災マニュアルの策定率は平成27年度末で100%となるなど、安全・安心な居場所づくりにつながった。 【課題等】 避難訓練の必要性を感じているものの、実施率は82%(H27)にとどまっている。 | (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 | ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子ども総合プラン推進事業の関係施設の運営規程などに防災及び防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。 | 【推進計画に基づく取組内容】 | | | | | | | | | | |
| 59 | 学校における「危機管理マニュアル」の策定率 100% (H28年度) | (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 | ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。 | 【評価】 危機管理マニュアルの策定について啓発することができた。 【課題等】 危機管理マニュアルの内容の充実。 【第3次計画に向けて(方針)】 「学校事故対応に関する指針」に基づく危機管理マニュアルの充実を図る。 | (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 | ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。 | 【推進計画に基づく取組内容】 | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---|----------------------|--|--|--|--|---------|--------|--------|--------|--------|----------------|----------------------------|------------------------|---------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 60 | 来校者に窓口での名簿記載や入校証の発行、名札等の着用など不審者侵入防止の対策を講じている。また、校内に防犯カメラを設置している学校もある。 | (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 | ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。 | <p>【評価】 学校における安全確保体制づくりの重要さの認識ができている。 【課題等】 年度により不審者侵入を想定した訓練を実施していない学校がある。</p> <p>【個別の取組内容】 学校訪問等において、不審者侵入防止訓練の実施の必要性について、注意喚起を行った。</p> | <p>【評価】 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進する。</p> <p>【個別の取組内容】 学校訪問等において、不審者侵入防止訓練の実施の必要性について、注意喚起を行う。</p> | <p>【評価】 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進する。</p> <p>【個別の取組内容】 学校訪問等において、不審者侵入防止訓練の実施の必要性について、注意喚起を行う。</p> | | | | | | | 各学校で不審者の侵入防止に対する対策がとられている。 | 私学・大学支援課 | 46 | | |
| | | | 【個別の取組内容】 学校訪問等において、不審者侵入防止訓練の実施の必要性について、注意喚起を行った。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 61 | 警察等関係機関との協力・連携の下で防犯訓練を実施している事業所が少ない | (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 | ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。 | <p>【評価】 防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。</p> <p>【課題等】 特になし</p> <p>【個別の取組内容】 【第3次計画に向けて(方針)】 1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導していく。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか実地指導時に確認していく。</p> | <p>【推進計画に基づく取組内容】 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。</p> <p>【個別の取組内容】 【第3次計画に向けて(方針)】 1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導していく。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか実地指導時に確認していく。</p> | | | | | | | | | ・警察等との関係機関と連携した防犯訓練の実施 | 障害保健福祉課 | 46 | |
| | | | 【個別の取組内容】 福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。 | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|--|----------------------|--|--|----------------------|---|--|--------|--------|--------|--------|--|--|---|-------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 62 | 防犯のための避難訓練等を実施していない施設がある。 | (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 | ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 児童福祉施設等職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。 | 【評価】 防犯のための避難訓練等の実施の必要性を指導しているものの、実施していない施設がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 不審者対策や防犯訓練の必要性についての指導を継続する。 【個別の取組内容】 指導監査実施時等に確認し周知した。 | (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | | | | | | 地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができる。 | 児童家庭課 | 46 | | | |
| | | | | | | 【個別の取組内容】 変更なし | | | | | | | | | | | |
| 63 | H27 ○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置 ・放課後児童クラブ 153ヵ所 (うち高知市80ヵ所) ・放課後子ども教室 136ヵ所 (うち高知市29ヵ所) ○支援員等の資質向上に向けた研修会の開催 ・安全・防災研修 6/4 西部、6/9 中部、6/10 東部 参加者 計 213人 満足度 平均 81% ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日) 受講者107人中 修了者102人 | (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 | ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。 | 【評価】 研修等により、防災マニュアルの作成及び避難訓練の必要性が再認識されるとともに、安全対策についての理解が深まり、安全・安心な居場所づくりにつながった。 【課題等】 安全対策についての理解は深まっているものの、緊急時対応訓練を実施しているところは少ない。 【第3次計画に向けて(方針)】 市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全対策の徹底について周知、啓発を行った。 ・放課後児童支援員認定資格研修において、安全対策・緊急時対応についての講義を行った。 | (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 | ◎国が示す「放課後児童クラブ運営指針」等を市町村等に周知徹底 ・市町村訪問、取組状況調査等 | | | | | ◎市町村等が行うマニュアルの作成(更新)や定期的な訓練の実施等を支援 | ◎支援員等の資質向上に向けた研修会を開催 ・安全・防災研修 ・放課後児童支援員認定資格研修 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) | 学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれる風土ができる。 | 生涯学習課 | 46 | |
| | | | 【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全対策の徹底について周知、啓発を行った。 ・放課後児童支援員認定資格研修において、安全対策・緊急時対応についての講義を行った。 | | | 【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業 (児童クラブ、子ども教室) ・国が示す「放課後児童クラブ運営指針」第6章2(3)に定める防災及び防犯対策について、児童クラブだけでなく、子ども教室を実施している市町村等にも周知徹底を図り、マニュアルの作成や定期的な訓練の実施等を支援する。 ・支援員等を対象に、防災や安全対策について学ぶ研修を開催する。 | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | | | |
|----|--|--|---|---------------------|---|------------------------------------|---------|--------|--------|--------|--|----------------|-----|---------|----|--|--|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | | | |
| 64 | 特になし (2)学校等の安全確保体制づくりの促進 | ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。 | 【評価】 不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施について啓発することができた。 【課題等】 教職員などを対象とした不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施率 【第3次計画に向けて(方針)】 教職員などを対象とした不審者の侵入を想定した防犯訓練実施のため啓発活動を行っていく。 | (2)学校等の安全確保体制づくりの促進 | ②【推進計画に基づく取組内容】 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。 | ◎市町村教委や県立学校に、訓練の実施について働きかけ、実践事例の紹介 | | | | | 不審者侵入防止訓練等の充実による市町村教委や学校の危機意識の向上、危機管理体制の充実 | | | 学校安全対策課 | 46 | | | | |
| | | 【個別の取組内容】 1 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」を開催し、防犯意識の向上を図ることができた。 | (H29.7追加) | | 【個別の取組内容】 1 各学校における、不審者侵入を想定した対処や、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した活動の啓発 2 スクールガード・リーダーによる学校等への指導助言 | (H29.7追加) | | | | | | | | | | | | | |
| 65 | 学校等(障害者施設を含む。)における不審者対応訓練の実施数 H27 137回 (2)学校等の安全確保体制づくりの促進 | ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。 | 【評価】 不審者対応訓練等を通じ、危機管理について指導を行った。 【課題等】 不審者対応訓練等については、個々の学校ごとに行うため、年間の実施数に限りがある。 | (2)学校等の安全確保体制づくりの促進 | ②【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | 【不審者対応訓練】…効果的な訓練の実施 | | | | | 事案発生時における教職員等の適切な対応 | | | 生活安全企画課 | 46 | | | | |
| | | 【個別の取組内容】 不審者対応訓練等を通じて危機管理について指導を行った。 不審者対応訓練の実施により、有事の際の対応要領についての再確認ができた。 | 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。 | | 【個別の取組内容】 各学校等と連携した不審者対応訓練の実施 | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---|---------------------------|---|--|---------------------------|---|--|--------|--------|--------|--------|----------------|-----|-----------------------------|----------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 66 | 私立学校の児童生徒は広範囲から通学しているため、地域住民や団体等との接点が少なく、通学安全についてもつばら学校と保護者の対応に委ねられている。 | (3) の学校等における子どもの見守り活動等 | 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。 | 【評価】 学校や保護者による注意がなされている。 【課題等】 私立学校の生徒は広範囲から通学しているため、地域住民や団体等との連携には難しい面がある。 | (3) の学校等における子どもの見守り活動等 | 【推進計画に基づく取組内容】 学校と保護者において通学の安全が守られるよう注意喚起を行う。 | 【個別の取組内容】 【第3次計画に向けて(方針)】 私学においては地域住民等との関わりや見守りの部分を記載しないこととする。 | | | | | | | 学校及び保護者の連携により通学の安全が守られています。 | 私学・大学支援課 | 47 | |
| 67 | 地域住民と連携協力を進め、開かれた施設運営に取り組めている事業所が少ない | (3) の学校等における子どもの見守り活動等の推進 | 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。 | 【評価】 社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定を通じて、各障害福祉サービス事業所等において、災害時の危険性の把握や対応策の検討がなされ、利用者への周知が図られた。 【課題等】 実地指導の実施間隔が数年開く事業所がある点 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き、各事業所等への実地指導の際に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。 | (3) の学校等における子どもの見守り活動等の推進 | 【推進計画に基づく取組内容】 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。 | 【個別の取組内容】 【個別の取組内容】 事業所が地域に開かれた施設運営を行い、地域住民と日ごろから交流を進めることで不審者の発見等防犯体制の強化に取り組むよう、実地指導時を中心に助言していく。 | | | | | | | 地域住民との交流が進み、地域に開かれた施設運営が実現 | 障害保健福祉課 | 47 | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|--|--------------------------|--|--|--------------------------|---|---|--------|--------|---|--------|----------------|--|---------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 68 | 防犯のための避難訓練等を実施していない施設がある。 | (3) 動学校等における子どもの見守り活 | 児童福祉施設等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、児童福祉施設等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。 【個別の取組内容】 指導監査実施時等に確認し周知した。 | 【評価】 児童福祉施設等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、児童福祉施設等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。 【第3次計画に向けて(方針)】 地域や学校との連携についての指導を行う。 | (3) 動学校等における子どもの見守り活 | 【推進計画に基づく取組内容】 【個別の取組内容】 【評価】 児童福祉施設等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、児童福祉施設等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。 【第3次計画に向けて(方針)】 地域や学校との連携についての指導を行う。 | 【推進計画に基づく取組内容】 【個別の取組内容】 【評価】 児童福祉施設等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、児童福祉施設等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。 【第3次計画に向けて(方針)】 地域や学校との連携についての指導を行う。 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができる。 | 児童家庭課 | 47 | | |
| 69 | H27 ○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置 ・放課後児童クラブ 153ヵ所 (うち高知市80ヵ所) ・放課後子ども教室 136ヵ所 (うち高知市29ヵ所) ○学校支援地域本部の設置 25市町村43本部92校 | (3) 学校等における子どもの見守り活動等の推進 | 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。 【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村、保護者、地域住民、指導員等が連携して、児童等を見守るしくみづくりの支援を行った。 ・放課後児童支援員認定資格研修において、安全対策・緊急時対応についての講義を行った。 2 (学校支援地域本部等事業) 25市町村43本部92校 ・未実施市町村の訪問 ・事業実施市町村の訪問 ・事業効果、課題の検証 ・学校地域連携推進担当指導主事の配置 ・市町村の取組への助言・支援 | 【評価】 小学校区の約9割に、放課後子どもも総合プランに基づく放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置されている他、学校支援地域本部の設置数は年々増加しており、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりが広がっている。 【課題等】 市町村や学校・子ども教室等によって、地域との連携活動の内容に差がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 学校をプラットフォームにして、地域との連携により子どもたちをしっかりと見守り、育成するため、放課後の居場所や学びの場、学校支援地域本部等のさらなる拡充を図る。 また、子どもたちの見守り機能を強化するため、民生・児童委員の参画を促進し、福祉機関との連携を図る。 | (3) 学校等における子どもの見守り活動等の推進 | 【推進計画に基づく取組内容】 【個別の取組内容】 【評価】 小学校区の約9割に、放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置されている他、学校支援地域本部の設置数は年々増加しており、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりが広がっている。 【課題等】 市町村や学校・子ども教室等によって、地域との連携活動の内容に差がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 学校をプラットフォームにして、地域との連携により子どもたちをしっかりと見守り、育成するため、放課後の居場所や学びの場、学校支援地域本部等のさらなる拡充を図る。 また、子どもたちの見守り機能を強化するため、民生・児童委員の参画を促進し、福祉機関との連携を図る。 | 【推進計画に基づく取組内容】 ◎市町村等が行う地域学校協働活動等を支援 ・設置促進及び活動内容の充実 ・「運用の手引き／モデル事例集」の活用 ・市町村及び学校等訪問、取組状況調査等 | 変更なし。 | 変更なし。 | 【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業 (児童クラブ、子ども教室) ・放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。 2 学校支援地域本部等事業 ・学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するために、学校支援地域本部の設置促進及び活動内容の充実等に取り組む。 ・民生委員・児童委員の参加を促進し、子どもたちの見守り体制を強化する。 | 変更なし。 | 変更なし。 | 学校と地域の連携により、放課後ににおいて子どもたちがより安全で健やかに育まれる風土ができる。 学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校の様々な活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 | 生涯学習課 | 47 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---|----------------------------|--|----------------------------------|----------------------------|---|--|--------|--------|--------|--------|----------------|---|----------|---------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 70 | 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 スクールガード・リーダー ^{21市町村で39名が活動(H28年度)} | (3) 推進校等における子どもの見守り活動等の | 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。 | 【評価】 【課題等】 【第3次計画に向けて(方針)】 | (3) 推進校等における子どもの見守り活動等の | 【推進計画に基づく取組内容】 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。 【個別の取組内容】 引き続き継続した啓発活動を続けていく。 | 【個別の取組内容】 各学校における、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した見守り活動などの継続 | | | | | | ◎市町村教委や県立学校に、学校・保護者・地域・関係団体等が連携した体制づくりを働きかけ | | 学校安全対策課 | 47 | |
| 71 | 様々な安全対策の訓練は実施されているが、不審者侵入を想定した訓練が実施されていない学校がある。 | (4) 児童等への安全教育の充実 | ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。 | 【評価】 【課題等】 【第3次計画に向けて(方針)】 | (4) 児童等への安全教育の充実 | 児童生徒に対する防犯教育の重要性が認識されている。 様々なカリキュラムの中で、継続した防犯教育の実施が難しい面がある。 各種教室や行事の中で、防犯教育の定着について引き続き注意喚起を行う。 | 【個別の取組内容】 学校訪問等において、継続的な防犯教育の必要性について注意喚起を行った。 | | | | | | 防犯教室が定着して開催されている。 | 私学・大学支援課 | 47 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---|--|--|------------------|---|---------------------------------|------------------------------------|--------|--------|--------|--------|----------------|-----|--|-------------------|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 72 | 警察等関係機関との協力・連携の下で防犯訓練を実施している事業所が少ない 児童等への安全教育の充実 | (4) ①防犯教室等の開催 | 【評価】 防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。 【課題等】 特になし | (4) 児童等への安全教育の充実 | 【評価】 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。 | 【個別の取組内容】 | 【個別の取組内容】 | | | | | | | | 障害保健福祉課 47 | | |
| | | 【個別の取組内容】 福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。 | 【第3次計画に向けて(方針)】 1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導していく。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか実地指導時に確認していく。 | | 【個別の取組内容】 事業所が警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制が構築できるよう、日ごろから警察等と連携した防犯訓練に取り組むよう、実地指導時を中心に助言していく。 | 実地指導を中心に、警察等関係機関と連携した防犯訓練の実施を助言 | 警察等との関係機関と連携した防犯訓練の実施 | | | | | | | | | | |
| 73 | マニュアル等の整備はできている。 児童等への安全教育の充実 | (4) ①防犯教室等の開催 児童福祉施設等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。 | 【評価】 さらなる安全教育の充実が必要。 【第3次計画に向けて(方針)】 指導監査時に安全教育の実施の有無の確認を行い、必要に応じて指導を行う。 | (4) 児童等への安全教育の充実 | 【評価】 さらなる安全教育の充実が必要。 【第3次計画に向けて(方針)】 指導監査時に安全教育の実施の有無の確認を行い、必要に応じて指導を行う。 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | 【個別の取組内容】 指導監査実施時等に確認し周知した。 | | | | | | 継続 | 地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができる。 | 児童家庭課 47 | | |
| | | 【個別の取組内容】 指導監査実施時等に確認し周知した。 | 【個別の取組内容】 変更なし | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | | |
|----|---|-----------------|---|--|-------------------|---|-------------------------|--|--------|--------|--------|----------------|--|---------|----|--|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | | |
| 74 | 防犯教室等の開催率 H24 79.2% H25 81.8% H26 79.2% H27 84.8% | (4)児童等への安全教育の充実 | ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。 | 【評価】 全市町村や私立幼稚園等を訪問し、施設の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと推進を要請し、防犯教室等の開催につながった。 【課題等】 防犯教室開催の必要性が十分理解されていない。 【第3次計画に向けて(方針)】 市町村訪問等を通して、安全管理・安全教育の必要性を周知し、防犯教室等の実施を要請する。 | (4)児童等への安全教育の充実 | 【評価】 変更なし 【課題等】 変更なし | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | | | | | | 1 各市町村における安全管理・安全教育の充実 2 保育所・幼稚園・認定こども園における防犯教室の開催の促進 | 幼保支援課 | 47 | | | |
| | | | 【個別の取組内容】 1全市町村を訪問し、保育所等の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと推進を要請 2危機管理マニュアルが作成されていない園等へは、市町村訪問や研修会等を通じマニュアル整備を要請 3全私立幼稚園、私立認定こども園に対して、私立学校運営費補助金事業計画ヒアリングの場で、安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと推進を要請 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 75 | H27 ○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置 ・放課後児童クラブ 153ヵ所 (うち高知市80ヵ所) ・放課後子ども教室 136ヵ所 (うち高知市29ヵ所) ○支援員等の資質向上に向けた研修会の開催 ・安全・防災研修 6/4 西部、6/9 中部、 6/10 東部 参加者 計 213人 満足度 平均 81% ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日) 受講者107人中 修了者102人 | (4)児童等への安全教育の充実 | ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。 | 【評価】 研修等により、防災マニュアルの作成及び避難訓練の必要性が再認識されるとともに、安全対策についての理解が深まり、安全・安心な居場所づくりにつながった。 【課題等】 安全対策についての理解は深まっているものの、緊急時対応訓練を実施しているところは少ない。 【第3次計画に向けて(方針)】 市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全対策の徹底について周知、啓発を行った。 ・放課後児童支援員認定資格研修において、安全対策・緊急時対応についての講義を行った。 | (4)児童等への安全教育の充実 | 【評価】 変更なし。 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 | ◎国が示す「放課後児童クラブ運営指針」等を市町村等に周知徹底 ・市町村訪問、取組状況調査等 | | | | | ◎市町村等が行うマニュアルの作成(更新)や定期的な訓練の実施等を支援 | | | | | |
| | | | 【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全対策の徹底について周知、啓発を行った。 ・放課後児童支援員認定資格研修において、安全対策・緊急時対応についての講義を行った。 | | | 【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業 (児童クラブ、子ども教室) ・国が示す「放課後児童クラブ運営指針」第6章2(3)に定める防災及び防犯対策について、児童クラブだけでなく、子ども教室を実施している市町村等にも周知徹底を図り、マニュアルの作成や定期的な訓練の実施等を支援する。 ・支援員等を対象に、防災や安全対策について学ぶ研修を開催する。 | | | | | | | ◎支援員等の資質向上に向けた研修会を開催 ・安全・防災研修 ・放課後児童支援員認定資格研修 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---------------------------------------|------------------|--|--|-------------------|--|--|--------|--------|--------|--------|----------------|---|---------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 76 | 学校における「防犯教室」等の実施 65.7% (平成27年度末) | (4) 児童等への安全教育の充実 | ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。 | 【評価】 「学校安全教室推進講習会」や様々な情報提供を通して安全教育の充実を図ることができた。 【課題等】 小学校における防犯教室の開催率の低さ 【第3次計画に向けて(方針)】 継続した啓発活動を実施していく。 | (4) 児童等への安全教育の充実 | 【評価】 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。 | 【個別の取組内容】 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」を開催し、防犯意識の向上を図ることができた。 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 「防犯教室」の充実による市町村教委や学校の危機意識の向上 | 学校安全対策課 | 47 | | |
| | | | 【個別の取組内容】 1 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」を開催し、防犯意識の向上を図ることができた。 | | | 【個別の取組内容】 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」の開催 | ◎市町村教委や県立学校に実施の働きかけ ◎県立学校への指導を継続 | | | | | | | | | | |
| 77 | 誘拐被害防止教室の実施回数 H27 225回 | (4) 児童等への安全教育の充実 | ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。 | 【評価】 誘拐被害防止教室等を中心とした児童等に対する安全教育を実施した。 【課題等】 児童へ安全教育を浸透させるため、繰り返して実施する必要がある。 | (4) 児童等への安全教育の充実 | 【評価】 変更なし | 【推進計画に基づく取組内容】 【誘拐防止教室】…児童等の危険回避能力の向上 【緊急避難場所等の周知】…児童等を守るため各種施策の周知 | | | | | | 児童等が危険に際したときに、自らの身を守ることでできる能力や知識を身につける。 | 生活安全企画課 | 47 | | |
| | | | 【個別の取組内容】 誘拐被害防止教室を開催するほか、子ども110番の家の制度等の周知を図った。 | | | 【個別の取組内容】 1 誘拐防止教室の開催 2 子供110番の家の緊急避難場所等の周知 | | | | | | | | | | | |
| 78 | 小学校における「地域安全マップ」作成 41.5% (平成23年度末) | (4) 児童等への安全教育の充実 | ②安全マップ作成の促進 児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう、働きかけます。 | 【評価】 「地域安全マップ」作成・活用について周知することができた。 【課題等】 「地域安全マップ」作成率の向上。 | (4) 児童等への安全教育の充実 | 【評価】 ②安全マップ作成の促進 児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう、働きかけます。 | 【推進計画に基づく取組内容】 【個別の取組内容】 「地域安全マップ」を活用した安全教育の推進 1 「地域安全マップ」の作成・活用・有用性を「学校安全教室推進講習会」において説明 2 「地域安全マップ」を活用した安全教育の実践事例の紹介、啓発 | | | | | | すべての小学校で「地域安全マップ」作成 | 学校安全対策課 | 47 | | |
| | | | 【個別の取組内容】 「地域安全マップ」作成・活用について周知した。 | | | (H29.7追加) | ◎各学校に「地域安全マップ」を活かした安全教育の実施について働きかけ | | | | | | (H29.7追加) | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---|------------------|--|--|-------------------|---|---|--------|--------|--------|--------|---|----------|---------|--|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 79 | <p>○子供110番の家の指定件数 H28.3末 4,224件</p> <p>○あんしんFメール発信件数 H23 147件 H24 121件 H25 202件 H26 166件 H27 158件</p> | (4) 児童等への安全教育の充実 | <p>②安全マップ作成の促進 児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう、働きかけます。</p> <p>【個別の取組内容】 1 「子ども110番の家」についての情報提供を行い、安全マップ作成にかかる指導を実施した。 各署において、地域の犯罪情勢に即した情報提供を行い、安全教育に貢献できた。</p> | <p>【評価】 子ども110番の家の指定状況について情報提供した。</p> <p>【課題等】 子ども110番の家に指定した家屋等について、活動実態を継続して把握し、活動の有無を確認する必要がある。</p> | (4) 児童等への安全教育の充実 | <p>【推進計画に基づく取組内容】 変更なし</p> <p>【個別の取組内容】 1 子供110番の家の緊急避難場所の情報提供 2 不審者情報等の提供</p> | <p>【緊急避難場所の情報】…子供110番の家等の指定状況の提供</p> <p>【不審者情報等の提供】…あんしんFメール等による速やかな情報発信</p> | | | | | 児童等が危険に際したときに、自らの身を守ることのできる能力や知識を身につける。 | 生活安全企画課 | 47 | | | |
| 80 | 防犯を含む学校安全対策に活用できる補助金制度を設けており、各校とも積極的に活用している。 | (5) 防犯環境整備の促進 | <p>学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。</p> <p>【個別の取組内容】 1 学校訪問等において、施設の安全点検の実施を要請した。 2 学校安全対策として、防犯カメラ、防犯ベルの設置、警備等の費用に助成した。</p> | <p>【評価】 各学校とも防犯環境の整備や安全点検の重要性を十分に認識できている。</p> <p>【課題等】 年度により、不審者侵入を想定した点検を実施していない学校がある。</p> | (5) 防犯環境整備の促進 | <p>【推進計画に基づく取組内容】 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかける。</p> <p>【個別の取組内容】 1 学校訪問等において、施設の安全点検の実施を要請する 2 学校安全対策として、防犯カメラ、防犯ベルの設置、警備等の費用に助成する。</p> |  | | | | | 学校施設の安全点検が継続的に実施され、必要に応じた環境整備がされている。 | 私学・大学支援課 | 47 | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---|---------------|--|---|-------------------|--|---|--------|--------|--------|--------|----------------|--|-----------------------|---------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 81 | 警察等関係機関との協力・連携の下で防犯訓練を実施している事業所が少ない | (5) 防犯環境整備の促進 | 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。 | 【評価】防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。 【課題等】特になし | (5) 防犯環境整備の促進 | 【推進計画に基づく取組内容】 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。 | 【個別の取組内容】 事業所が警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制が構築できるよう、日ごろから防犯訓練に取り組むよう、実地指導時を中心に助言していく。 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 実地指導を中心に、警察等関係機関と連携した防犯訓練の実施を助言 | 警察等との関係機関と連携した防犯訓練の実施 | 障害保健福祉課 | 47 | |
| | | | 【個別の取組内容】 福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。 | | | 【第3次計画に向けて(方針)】 1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導していく。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか実地指導時に確認していく。 | | | | | | | | | | | |
| 82 | 更なる強化のために、非常通報装置、防犯カメラ等の防犯対策に係る整備の検討が必要 | (5) 防犯環境整備の促進 | 児童福祉施設等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、児童福祉施設等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。 | 【評価】非常通報装置、防犯カメラ等の設置により、児童の安全確保に向けた施設整備が進んでいる。 【第3次計画に向けて(方針)】設備の定期的な点検や、不審者対策、防犯訓練の必要性についての指導を継続する。 | (5) 防犯環境整備の促進 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | 【個別の取組内容】 変更なし | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができる。 | 児童家庭課 | 47 | | |
| | | | 【個別の取組内容】 指導監査実施時等に確認し周知した。 | | | 【個別の取組内容】 変更なし | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | | | |
|----|---|---------------|--|--|-------------------|--|---------|--------|--------|--------|--------|----------------|--------------------------------|--|------------------------------------|--|--|-------|----|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | | | |
| 83 | H27 ○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置 ・放課後児童クラブ 153ヵ所 (うち高知市80ヵ所) ・放課後子ども教室 136ヵ所 (うち高知市29ヵ所) ○支援員等の資質向上に向けた研修会の開催 ・安全・防災研修 6/4 西部、6/9 中部、 6/10 東部 参加者 計 213人 満足度 平均 81% ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日) 受講者107人中 修了者102人 | (5) 防犯環境整備の促進 | 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。 | 【評価】 研修等により、防災マニュアルの作成及び避難訓練の必要性が再認識されるとともに、安全対策についての理解が深まり、安全・安心な居場所づくりにつながった。 【課題等】 安全対策についての理解は深まっているものの、安全点検を実施しているところは7割程度にとどまっている。 【第3次計画に向けて(方針)】 市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全対策の徹底について周知・啓発を行った。 ・放課後児童支援員認定資格研修において、安全対策・緊急時対応についての講義を行った。 | (5) 防犯環境整備の促進 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業 (児童クラブ、子ども教室) ・国が示す「放課後児童クラブ運営指針」第6章2(3)に定める防災及び防犯対策について、児童クラブだけでなく、子ども教室を実施している市町村等にも周知徹底を図り、マニュアルの作成や定期的な訓練の実施等を支援する。 ・支援員等を対象に、防災や安全対策について学ぶ研修を開催する。 | | | | | | | | ◎国が示す「放課後児童クラブ運営指針」等を市町村等に周知徹底 ・市町村訪問、取組状況調査等 | ◎市町村等が行うマニュアルの作成(更新)や定期的な訓練の実施等を支援 | ◎支援員等の資質向上に向けた研修会を開催 ・安全・防災研修 ・放課後児童支援員認定資格研修 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) | 学校と地域の連携により、放課後ににおいて子どもたちがより安全で健やかに育まれる風土ができる。 | 生涯学習課 | 47 |
| 84 | 学校における定期的な安全点検の実施 実施率100パーセント(H27年度末) | (5) 防犯環境整備の促進 | 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。 | 【評価】 定期的な安全点検を実施するよう、働きかけることができた。 【課題等】 安全点検の充実 | (5) 防犯環境整備の促進 | 【推進計画に基づく取組内容】 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。 【個別の取組内容】 取組状況の把握と学校等の設置・管理者に対する整備・安全点検について周知徹底を継続して実施 | | | | | | | ◎市町村教委に、周知徹底の働きかけ ◎県立学校への指導を徹底 | 全ての学校における「学校安全計画」に基づく安全管理・安全教育の充実 | 学校安全対策課 | 47 | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---|--|--|--|--|-------------------------|---------|--------|--------|--------|--------|----------------|---|---|-------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 85 | 市町村訪問による周知 ○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置 ・放課後児童クラブ 153ヵ所 (うち高知市80ヵ所) ・放課後子ども教室 136ヵ所 (うち高知市29ヵ所) ○支援員等の資質向上に向けた研修会の開催 ・安全・防災研修 6/4 西部、6/9 中部、6/10 東部 参加者 計 213人 満足度 平均 81% ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日) 受講者107人中 修了者102人 | (1) 指通針学の路周等知に及おびける言児童等の安全の確保のための 【個別の取組内容】 1 全市町村を訪問し、保育所等の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと指針の周知 2 全私立幼稚園、私立認定こども園に対して、私立学校運営費補助金事業計画ヒアリングや研修会等の場で、安全管理・完全教育の実施状況についてヒアリングと指針の周知 | 【評価】 通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 【課題等】 通学路における児童等の安全確保が図られるよう引き続き指針の周知を図る必要がある。 【個別の取組内容】 1全市町村を訪問し、保育所等の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと指針の周知 2全私立幼稚園、私立認定こども園に対して、私立学校運営費補助金事業計画ヒアリングや研修会等の場で、安全管理・完全教育の実施状況についてヒアリングと指針の周知 | 【評価】 全市町村や私立幼稚園等を訪問し、施設の安全管理・安全教育の実施状況について周知を図った。 【課題等】 通学路における児童等の安全確保が図られるよう引き続き指針の周知を図る必要がある。 【個別の取組内容】 【第3次計画に向けて(方針)] 市町村訪問等を通して、安全管理・安全教育の必要性を周知し、通学路等の安全確保を要請する。 | (1) 指通針学の路周等知に及おびける言児童等の安全の確保のための 【個別の取組内容】 変更なし | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | | | | | | | 1 全市町村訪問や説明会等を通じ、安全管理・安全教育の推進と指針の周知 2 私立幼稚園については、ヒアリング等を通じ、安全管理・安全教育の推進と指針の周知 | 各市町村における安全管理・安全教育の充実 | 幼保支援課 | 47 | |
| 86 | H27 ○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置 ・放課後児童クラブ 153ヵ所 (うち高知市80ヵ所) ・放課後子ども教室 136ヵ所 (うち高知市29ヵ所) ○支援員等の資質向上に向けた研修会の開催 ・安全・防災研修 6/4 西部、6/9 中部、6/10 東部 参加者 計 213人 満足度 平均 81% ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日) 受講者107人中 修了者102人 | (1) 指通針学の路周等知に及おびける言児童等の安全の確保のための 【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全対策の徹底について周知、啓発を行った。 ・放課後児童支援員認定資格研修において、安全対策・緊急時対応についての講義を行った。 | 【評価】 研修等により、防災マニュアルの作成及び避難訓練の必要性が再認識されるとともに、安全対策についての理解が深まり、安全・安心な居場所づくりにつながった。 【課題等】 安全対策についての理解は深まっているものの、緊急時対応訓練を実施しているところは少ない。 【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業 (児童クラブ、子ども教室) ・国が示す「放課後児童クラブ運営指針」第6章2(3)に定める防災及び防犯対策について、児童クラブだけでなく、子ども教室を実施している市町村等にも周知徹底を図り、マニュアルの作成や定期的な訓練の実施等を支援する。 ・支援員等を対象に、防災や安全対策について学ぶ研修を開催する。 | 【評価】 研修等により、防災マニュアルの作成及び避難訓練の必要性が再認識されるとともに、安全対策についての理解が深まり、安全・安心な居場所づくりにつながった。 【課題等】 安全対策についての理解は深まっているものの、緊急時対応訓練を実施しているところは少ない。 【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業 (児童クラブ、子ども教室) ・国が示す「放課後児童クラブ運営指針」第6章2(3)に定める防災及び防犯対策について、児童クラブだけでなく、子ども教室を実施している市町村等にも周知徹底を図り、マニュアルの作成や定期的な訓練の実施等を支援する。 ・支援員等を対象に、防災や安全対策について学ぶ研修を開催する。 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 | | | | | | | ◎国が示す「放課後児童クラブ運営指針」等を市町村等に周知徹底 ・市町村訪問、取組状況調査等 ◎市町村等が行うマニュアルの作成(更新)や定期的な訓練の実施等を支援 ◎支援員等の資質向上に向けた研修会を開催 ・安全・防災研修 ・放課後児童支援員認定資格研修 | 学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれる風土ができる。 | 生涯学習課 | 47 | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---|---|--|---|---|--|-----------|--|--------|--------|--------|----------------|-----|---------------------------|---------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 87 | 市町村訪問による周知 (34市町村) ①の通 周学 知路 及等 びに 助お ける 児童 等の 安 全 の 確 保 の た め の 指 針 | (1) 通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 | 【評価】 スクールガード・リーダー連絡協議会や「学校安全教室推進講習会」を開催し、通学路等の安全の確保のための周知を図ることができた。 【課題等】 スクールガード・リーダーの確保及びスクールガード組織の活動の充実 | (1) 【推進計画に基づく取組内容】 通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 | 【個別の取組内容】 ①「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用。 スクールガード・リーダー連絡協議会を開催し、リーダーの役割や、地域の見守り活動の充実について共通認識を図った。 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施。 ②「学校安全教室推進講習会」を開催し、防犯意識の向上と啓発を図ることができた。 | 【第3次計画に向けて(方針)】 継続した取り組みの実施 | (H29.7追加) | | | | | | | 各市町村における安全管理・安全教育の充実 | 学校安全対策課 | 47 | |
| | | 【個別の取組内容】 ①「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用。 スクールガード・リーダー連絡協議会を開催し、リーダーの役割や、地域の見守り活動の充実について共通認識を図った。 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施。 ②「学校安全教室推進講習会」を開催し、防犯意識の向上と啓発を図ることができた。 | 【評価】 スクールガード・リーダー連絡協議会を開催し、リーダーの役割や、地域の見守り活動の充実について共通認識を図った。 【課題等】 関係者に対する働きかけを強化する必要がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。 | (1) 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | | ◎通学路等の安全確保について、関係機関との連携 ◎「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育の実施 ◎交通安全教育実施モデル校の取組の啓発 | | | | | | | | | | | |
| 88 | あんしんFメール発信件数 H23 147件 H24 121件 H25 202件 H26 166件 H27 158件 | (1) ①め通の学指路針等のに周おけるび児童言等の安全の確保のた | 通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 | 【評価】 指針に基づく活動を実施し、関係者に対する周知を図った。 【課題等】 関係者に対する働きかけを強化する必要がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。 | (1) ①め通の学指路針等のに周おけるび児童言等の安全の確保のた | 【個別の取組内容】 児童等の安全の確保のための活動を実施する防犯活動団体に対する取組への助言、情報提供等 | | 【取組への助言】…会議等を通じた効果的・効率的な取組への助言 【防犯活動団体に対する情報提供】…あんしんFメール等による不審者情報等の速やかな発信 | | | | | | 不審者情報等の提供により、児童等の安全を確保する。 | 生活安全企画課 | 47 | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子 記載 ページ | | | |
|----|--|--|---|--|---|--------------|---------|--------|--------|--------|--------|----------------|-----|--|---|---------|----|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 89 | 小学校 スクールガード(学校安全ボランティア)組織の充実 小学校100%(H27年度末) 通学路等における児童等の見守り活動の促進 | (2) ①学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、地域活動団体などと連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施します。 | 【評価】 スクールガード・リーダー連絡協議会や「学校安全教室推進講習会」を開催し、通学路等の安全の確保のための周知を図ることができた。 【課題等】 スクールガード・リーダーの確保及びスクールガード組織の活動の充実 | (2) ②【推進計画に基づく取組内容】 ①学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、地域活動団体などと連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施します。 【個別の取組内容】 【第3次計画に向けて(方針)】 継続した取り組みの実施 1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用ができた。 ・スクールガード・リーダー連絡協議会の開催 ・スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施 2 「学校安全教室推進講習会」を開催し、防犯意識の向上と啓発を図ることができた。 | (2) ②【個別の取組内容】 1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用(スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続実施) 2 防犯・生活安全教育及び交通安全教育実施モデル校による先進的な取組と啓発 3 各種推進委員会及び「学校安全教室推進講習会」における情報提供 (H29.7追加) | | | | | | | | | | ◎市町村教委に、スクールガード・リーダー配置やスクールガード組織の活動の充実について働きかけ (H29.7追加) | 学校安全対策課 | 48 |
| | | 【個別の取組内容】 1 自主防犯組織、教職員、保護者等と連携した通学路における子ども見守り活動を実施した。 2 各防犯活動団体において、青色回転灯装備車を使用した登下校時の通学路パトロールが行われた。 | 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 90 | あんしんFメール発信件数 H23 147件 H24 121件 H25 202件 H26 166件 H27 158件 の通促学進路等における児童等の見守り活動 | (2) ①学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、地域活動団体などと連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施します。 | 【評価】 関係団体との活動を実施し、児童等の安全対策を推進した。 【課題等】 通学路安全の日について周知を図り、地域全体での活動とすること。 | (2) の通促学進路等における児童等の見守り活動 変更なし | 【推進計画に基づく取組内容】 【個別の取組内容】 1 「通学路安全の日」の実施 2 地域活動団体等による効果的な活動を推進するための不審者情報等の提供 | | | | | | | | | 【通学路安全の日の実施】…制度への取組と参加者の拡大 【不審者情報等の提供】…あんしんFメール等による速やかな情報発信 | 関係団体等と連携した活動を展開し、効果的な安全対策を推進する。 | 生活安全企画課 | 48 |
| | | 【個別の取組内容】 1 自主防犯組織、教職員、保護者等と連携した通学路における子ども見守り活動を実施した。 2 各防犯活動団体において、青色回転灯装備車を使用した登下校時の通学路パトロールが行われた。 | 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。 | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---|--|---|--|--|--|--|--|---|---------|--------|----------------|------------------------------------|---------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 91 | 小学校 スクールガード(学校安全ボランティア)組織の充実 小学校100%(H27年度末) 【進】通学路等における児童等の見守り活動の促進 | (2) ②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。 | 【評価】 スクールガード・リーダー連絡協議会を開催し、通学路等の安全の確保のための周知を図るとともにスクールガード組織率の向上を図ることができた。 【課題等】 スクールガード・リーダーの確保及びスクールガード組織の活動の充実 | (2) ②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。 | 【評価】 スクールガード・リーダー連絡協議会を開催し、通学路等の安全の確保のための周知を図るとともにスクールガード組織率の向上を図ることができた。 【課題等】 スクールガード・リーダーの確保及びスクールガード組織の活動の充実 | 【推進計画に基づく取組内容】 ②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。 | 【個別の取組内容】 【第3次計画に向けて(方針)】 継続した取り組みの実施 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | スクールガード組織率の向上による学校と地域・関係団体等との連携の強化 | 学校安全対策課 | 48 | | |
| | | 【個別の取組内容】 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用。 ・スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施 ・スクールガード・リーダー連絡協議会の開催 ・学校安全活動の取組実施 ・市町村へのスクールガード組織活動の充実と促進の啓発を実施 | 【第3次計画に向けて(方針)】 継続した取り組みの実施 | | 【個別の取組内容】 1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用(スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続) 2 全ての小学校区で組織されたスクールガード(学校安全ボランティア)の組織の充実と強化 (H29.7追加) | ◎市町村教委に、スクールガード・リーダー配置やスクールガード組織の活動の充実について働きかけ | | | | | | | | | | | |
| 92 | 特になし 【進】通学路等における児童等の見守り活動の促進 | (2) ②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。 | 【評価】 関係団体との活動を実施し、児童等の安全対策を推進した。 【課題等】 通学路安全の日について周知を図り、地域全体での活動とすること。 | (2) ②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。 | 【評価】 関係団体との活動を実施し、児童等の安全対策を推進した。 【課題等】 通学路安全の日について周知を図り、地域全体での活動とすること。 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | 【個別の取組内容】 【通学路安全の日】…広報紙等による広報・啓発 【防犯活動団体等との連携】…防犯活動団体等との情報交換等による連携の促進 【声かけ運動の呼びかけ】…広報紙等による広報・啓発 | 【個別の取組内容】 1 「通学路安全の日」への取組 2 防犯活動団体等と連携した声かけ運動 3 地域住民等への声かけ運動の呼びかけ | 関係団体等と連携した活動を展開し、声かけ運動を浸透させ、地域ぐるみの児童等の見守り活動につなげる。 | 生活安全企画課 | 48 | | | | | | |
| | | 【個別の取組内容】 1 自主防犯組織、教職員、保護者等と連携した通学路における子ども見守り活動を実施した。 2 各防犯活動団体において、青色回転灯装備車を使用した登下校時の通学路パトロールが行われた。 各防犯活動団体等において、積極的な見守り活動が行われた。 | 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。 | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子 記載 ページ | | | |
|----|--|--------------------------|---|---|--------------------------|---|---|--------|--------|--------|--------|----------------|--|-----------------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 93 | あんしんFメール発信件数 H23 147件 H24 121件 H25 202件 H26 166件 H27 158件 | (2) 通学路等における児童等の見守り活動の促進 | ②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。 | 【評価】各警察署及び少年サポートセンターに配置しているスクールサポートを中心には、少年非行やいじめの防止に向けた街頭補導活動を継続的に実施。 【課題等】学校を始めとする関係機関と情報共有を図り、各地域の抱える少年問題の把握。 【個別の取組内容】各警察署及び少年サポートセンターにおいて、児童生徒の登下校時間帯に合わせた街頭補導活動を計画し、通学路等における児童への声かけを実施。 | (2) 通学路等における児童等の見守り活動の促進 | 【推進計画に基づく取組内容】変更なし 【個別の取組内容】 【第3次計画に向けて(方針)】数値化の難しい未然防止活動であるが、地域住民の安全安心な暮らしに向け、引き続き実施する。 | 【推進計画に基づく取組内容】 街頭補導を通じた見守り活動を実施…通年 | | | | | | 1 少年警察ボランティア等の活動支援(帽子や腕章等の見守り活動に用いる資機材の配布) 2 少年警察ボランティア活動の活性化(教養・研修の実施) | 少年女性安全対策課 | 48 | | |
| | | | 【個別の取組内容】 1 子ども110番のいえについて、設置促進の働きかけを行った。 2 子ども110番のくるまについて、設置促進の働きかけを行った。 3 学校側との連携による広報に努めた。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 94 | 子供110番の家の指定件数 H28.3末 4,224件 | (2) 通学路等における児童等の見守り活動の促進 | ③セーフティステーション活動の促進 「こども110番のいえ」をはじめとした児童等の緊急避難所(セーフティステーション)が、学校等や地域の状況に応じて適切に設置されるよう、県民及び事業者に対して働きかけます。 また、「こども110番のいえ」などの設置者に対して、不審者情報の提供や防犯指導を行います。 | 【評価】子ども110番の家の参加を呼びかけるとともに、関係機関に対する制度の広報を行った。 【課題等】効果的な指定と活動状況の把握を行うこと。 【第3次計画に向けて(方針)】引き続き取り組む。 | (2) 通学路等における児童等の見守り活動の促進 | 【推進計画に基づく取組内容】変更なし 【個別の取組内容】 1 子供110番の家の効果的な設置 2 事業者等に対するセーフティステーション活動への取組の促進 3 セーフティステーション活動に取り組む事業者等への不審者情報等の提供 | 【子供110番の家の設置】…通学路等を考慮した効果的な設置 【セーフティステーションへの取組の促進】…各種職域団体への取組の働きかけ 【不審者情報等の提供】…あんしんFメール等による速やかな情報発信 | | | | | | 地域における児童等の見守り活動の浸透 | 生活安全企画課 | 48 | | |
| | | | 【個別の取組内容】 1 子ども110番のいえについて、設置促進の働きかけを行った。 2 子ども110番のくるまについて、設置促進の働きかけを行った。 3 学校側との連携による広報に努めた。 | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|------------------|--|--|------------------|---|--------------|---------|--------|--------|--------|--------|---|-----------------------|-------------------|-----|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 95 | (3) 通学路等の環境整備の促進 | (3) 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。 | 【評価】 ・道路管理者(県)が実施すべき要対策箇所については、対策が順次進んでいる 【課題等】 ・用地買収を伴う歩道整備による対策箇所が残っている 【第3次計画に向けて(方針)】 ・取組を継続する | (3) 通学路等の環境整備の促進 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 | | | | | | | 各市町村の通学路安全対策連絡協議会による通学路の安全確保に向けた取組を継続(この取組は、警察、教育委員会、道路管理者等が連携して行うこととなります。) 通学路交通安全プログラムに位置付けられた要対策箇所の解消 | | 通学路における交通事故を防止する。 | 道路課 | 48 | |
| | | 【個別の取組内容】 1. H24緊急合同点検により抽出された要対策箇所639箇所のうち道路管理者(県)が実施すべき144箇所について、124箇所対策完了。 2. ボランティアの登録団体数による、道路美化作業を行った。 | | | 【個別の取組内容】 1. 各市町村の通学路安全対策連絡協議会及び通学路交通安全プログラムによる通学路の安全確保に向けた取組の推進 | | | | | | | | | | | | |
| 96 | (3) 通学路等の環境整備の促進 | (3) 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。 | 【評価】 指定管理者の防犯に配慮した維持管理につなげられている。各土木事務所の維持管理担当者に防犯意識のより一層の浸透を図ることができている。 【課題等】 特になし 【第3次計画に向けて(方針)】 継続して、指定管理者及び各土木事務所の維持管理担当者に安全安心まちづくりに関する指針を周知していく。 | (3) 通学路等の環境整備の促進 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | | | | | | | ・指定管理者との協議 ・公園担当職員への指針の周知 | 指定管理者等に対する県条例や指針の周知徹底 | 公園下水道課 | 48 | | |
| | | 【個別の取組内容】 1. 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行つた。 2. 土木部維持管理担当者会で安全安心まちづくりに関する指針の周知 | | | 【個別の取組内容】 変更なし | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|----|---|--|---|------------------|---|--|---------|--------|--------|--------|--------|----------------|--------------------|---------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 97 | 「学校安全教室推進講習会」における情報共有 通学路等の安全点検の実施 (3) 通学路等の環境整備の促進 | (3) 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険個所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。 | 【評価】 通学路等の環境整備の促進を図ることができた。 【課題等】 継続した危険箇所の把握 【第3次計画に向けて(方針)】 推進体制の継続と新たな危険個所の把握・改善への取り組み。 | (3) 通学路等の環境整備の促進 | 【推進計画に基づく取組内容】 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険個所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。 | 【個別の取組内容】 1 各学校における通学路の緊急合同点検の取組及びその対策の進捗について、県警・道路課と連携した状況把握 2 各学校における通学路の交通安全の確保に向けた推進体制の構築及び基本方針の策定 3 高知県通学路安全推進委員会における関係機関との連携 (H29.7追加) | | | | | | | 関係機関の連携の強化と危険箇所の改善 | 学校安全対策課 | 48 | | |
| | | 【個別の取組内容】 ・平成24年度に実施された緊急合同点検で抽出された639ヶ所への、その後の対応や推進体制について継続した啓発活動を実施した。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 98 | 特になし (3) 通学路等の環境整備の促進 | 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険個所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。 | 【評価】 通学路等における安全の日見守り活動その他の活動により、関係団体と連携して対応した。 【課題等】 県・市町村と連携した環境整備を行う必要がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。 | (3) 通学路等の環境整備の促進 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | 【個別の取組内容】 1 防犯活動団体等と連携した危険箇所の点検 2 関係機関との連携による危険箇所の改善 | | | | | | | 児童等の安全を考慮した環境の実現 | 生活安全企画課 | 48 | | |
| | | 【個別の取組内容】 1 通学路安全の日において見守り活動を実施した。 2 関係者との連携により、児童等の見守り活動を実施した。 各防犯活動団体等により積極的な見守り活動が行われ、同時に、通学路安全点検も実施された。 | | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策3 子どもの安全を確保する

| 番号 | 現状(H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿(目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|-----|---|-------------|--|---|-------------------|--|--|--------|--------|--------|--------|------------|----------------|--|--------------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 99 | 声かけ事案等対象の約半数が小学生 ※声かけ事案等発生件数 H26年236件(うち、小学生対象110件) H27年219件(うち、小学生対象102件) | (1)広報・啓発の充実 | テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。 | 【評価】 継続して広報活動を実施することができている。 【課題等】 特になし。 【第3次計画に向けて(方針)】 広報啓発については、子どもを犯罪から守るために継続的に取り組むべきものであることから、関係機関と連携しながら引き続き取り組んでいく。 | (1)広報・啓発の充実 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行 ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行 2 高知県ホームページでの広報 3 RKCラジオでの広報 4 県庁舎等でのシンボルマーク入りの「通学路安全の日」タペストリーの掲示 5 安全安心まちづくりポスターの募集 6 地域の集まりや会合の場等における犯罪概況、防犯対策、子どもを犯罪から守る取組等に関する出前講座の実施 7 イオンモール高知1階南コートでの「安全安心まちづくりひろば」開催、同イベントにおける犯罪の発生状況、防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについてのパネル展示 8 高知県安全安心まちづくり推進会議総会における、基調講演等による犯罪防止に配慮した生活環境の整備促進の必要性の説明 | 【安全安心まちづくりニュース】…◎発行回数 年度4回 ◎配付箇所の拡充 ◎取材協力団体等への配付拡充 【安全安心まちづくりだより(会報)】…◎会報の発信(おおむね年度3回+号外1回) 【高知県安全安心まちづくり推進会議速報(会員向け)】…◎随時作成、発行 【高知県ホームページ】…◎新着情報の充実 ◎更新情報の早期提供 ◎地域に応じた情報の掲載 【ラジオ等による広報】…◎子どもの見守り活動をテーマとした広報啓発 【安全安心まちづくりポスター作成等】…◎県教委との連携強化 ◎最優秀作品のポスター配付 【安全安心まちづくりひろば開催】…◎集客数の多い場所での開催 ◎イベントを通した防犯啓発 【その他の活動】…◎出前講座の実施(随時) ◎県庁舎等へのタペストリー貼付 | | | | | | | 1 県民等に県条例や各種防犯指針を周知してもらい、安全安心まちづくり活動気運を向上させ、きめ細かな子どもの見守り活動を展開する。 2 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動を活性化させ、自主的な活動を促進させる。 | 県民生活・男女共同参画課 | 49 | |
| 100 | 各市町村での広報の実施 スクールガード・リーダー等の紹介 | (1)広報・啓発の充実 | テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。 | 【評価】 学校安全の取り組みについて広報・啓発を実施することができた。 【課題等】 市町村や学校における学校安全の取組について情報収集が不十分である | (1)広報・啓発の充実 | 【推進計画に基づく取組内容】 テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。 【個別の取組内容】 1 「学校安全教室推進講習会」等の開催について、ホームページで公開し、啓発を図った。 2 各学校の防犯教室の開催やスクールガード(見守り活動等の取組についてメディアへの積極的情報提供を行った。 | 【個別の取組内容】 1 「学校安全教室推進講習会」等の開催について、ホームページでの公開 2 各学校の取組についてメディアへの積極的情報提供 | | | | | | メディアとの良好な関係の構築 | 学校安全対策課 | 49 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策3 子どもの安全を確保する

| 番号 | 現状(H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿(目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|-----|--------------------------|----------------------|---|--|----------------------|--|--|--------|--------|--------|--------|-------------------------------------|------------------|---------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 101 | 特になし | (1)広報・啓発の充実 | テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。 【個別の取組内容】 1 HPにより不審者情報の提供を行った。 2 ラジオ等による広報を行った。 3 あんしんFメールによる情報発信を行った。 4 あんしんFメールの登録促進を行った。 | 【評価】 メディア、広報紙等による広報・啓発活動を実施し、意識の高揚に努めた。 【課題等】 子どもの安全確保に対する効果的な広報活動を実施し、地域ぐるみで子どもを守る意識を高めること。 | (1)広報・啓発の充実 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 1 広報紙等による子供を守る活動の広報啓発 2 不審者情報の提供 | 【広報紙等の発行】…子供を守る意識の啓発につながる内容の選定 【テレビ、ラジオ等を利用した広報】…取組活動等の効果的な報道発表 【不審者情報の提供】…ホームページ、あんしんFメール等による速やかな情報 | | | | | | 地域で子供を守り育てる意識の醸成 | 生活安全企画課 | 49 | | |
| 102 | 児童虐待防止についての気運は徐々に高まっている。 | (2)子どもたちを健やかに育てる取り組み | ①子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための取組の実施 地域社会において、子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための広報啓発を行います。 【個別の取組内容】 1 県広報紙「さんSUN高知」等への掲載（オレンジリボン運動） 2 11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、ラジオ広報を実施 3 官民協働による「オレンジリボン運動」を実施 ・CM放映 ・たすきリレー ・講演会 | 評価】 児童虐待防止についての気運を醸成できている。 【課題等】 1 虐待相談は近年増加しているものの、様々な要因が絡み合っての結果であり、当該事業だけをとらえて効果を把握することが難しい。 2 通告・相談を行いやすくするために、平成27年7月より「児童相談所全国共通ダイヤル」(189)が設けられたものの、周知が十分ではない。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き広報を継続し、児童問題に関する意識の啓発と虐待の早期発見に努める。 | (2)子どもたちを健やかに育てる取り組み | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 変更なし | | | | | | 虐待防止及び虐待が疑われる場合の通告義務についての意識が高まっている。 | 児童家庭課 | 49 | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策3 子どもの安全を確保する

| 番号 | 現状(H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿(目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|-----|--|-----------------------|---|--|-----------------------|-------------------------|---------|--------|--------|--------|--------|------------|-----|---|----------------------------------|---------|----|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 103 | 1 民生委員・児童委員活動への助成(H27) 108,911,850円(45団体) 2 研修会の実施(H27) 会長等、中堅、3年目、2年目、1年目、新任主任児童委員 → 881人 ブロック別研修会 → 1,101人 主任児童委員研修 → 163人 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。 | 【評価】 民生委員の活動費への助成や、各種研修の実施、広報等により民生委員・児童委員活動へのバックアップを行った。 【課題等】 民生委員・児童委員の負担感の軽減が課題であり、住民への周知等により地域での民生委員活動への理解を進め見守り等の参加者を増やすことや、民生委員等からの相談を民児協事務局や行政等がしっかりと受け止められる体制づくりが必要である。 【第3次計画に向けて(方針)】 1 各市町村の民生委員・児童委員の活動費に対して助成 2 民生委員・児童委員の資質向上を目的とした研修を実施した。 3 活動の際に参考となる内容を取りまとめて全委員に配布している活動ハンドブックを改訂した。 4 県広報番組での民生委員・児童委員活動の紹介 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 | | | | | | | | 【活動費助成】 ○民生委員・児童委員活動費に対する助成 | 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる社会の実現 | 地域福祉政策課 | 49 |
| 104 | 虐待やいじめから子どもを守るという意識は徐々に高まっており、市町村における児童家庭相談体制の強化につながっている。 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。 | 【評価】 市町村における児童家庭相談体制の強化につながった。 ・実務者会前の定例会の定着 ・課題対応力の向上が図られた。 ・府内の連携が図られつつある。 【課題等】 市町村の児童相談担当部署の職員の専門性の維持向上が難しい。 【第3次計画に向けて(方針)】 要保護児童対策地域協議会へのコーディネーターの設置等について市町村への周知を行う。 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | | | | | | | | 【個別の取組内容】 1 民生委員・児童委員活動費補助金による活動支援 2 知識・技能の修得支援 ・会長等研修の開催 ・中堅研修の開催 ・3年目研修の開催 ・2年目研修の開催 ・1年目研修の開催 ・ブロック別研修会の開催(7ブロックで実施) | リスクの高い親子の早期発見・早期支援ができる。 | 児童家庭課 | 49 |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策3 子どもの安全を確保する

| 番号 | 現 状 (H28.3.31時 点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年 度 别 取 組 予 定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子 記載 ペー ジ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|--|--|---|--|--------------|---------------|--------|--------|--------|-------------------------------------|----------------|-----|---------------------|--|--|--|--|--|--|-------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-------|----|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 105 | <p>○高知県PTA研究大会のPTA参加状況 参加者:326人 「実践発表が今後の参考になった」と回答した参加者:88.1% 「講演が今後の活動の参考になった」と回答した参加者:89%</p> <p>○小中学校PTAによる「PTA・教育行政研修会」の参加状況 参加者:579人 ・研修内容の肯定的評価(大変良い・良い)の割合:80%以上 ・研修会後の単位PTAにおける取組率:80%以上</p> <p>○高P地区別研修会での取組 参加者:522人</p> | <p>(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み</p> <p>②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。</p> <p>【個別の取組内容】</p> <p>○高知県PTA研究大会での取組 ・就学前から高校までの保護者を対象とする高知県PTA研究大会において、非行や問題行動の改善に向けた県教育委員会の取組について説明し、各機関が連携した取組の重要性について理解を深めることができた。 ・小中学校PTAによる「PTA・教育行政研修会」で協議を実施。</p> <p>○高P地区別研修会での取組 ・生活指導に関するPTA会員で組織されている高校生育成員の地区別研修会において、いじめ防止に向けた取組やネット問題等に関するテーマで保護者・教員がともに協議し、子どもたちの健全育成に向けた課題意識を共有し、同じ方向性をもって取り組むことを確認することができた。</p> | <p>【評価】 PTA会員が、研修会で学んだことを各単位PTAにおいて新たな活動として取組む割合は確実に高まってきた。</p> <p>【課題等】 学校と家庭の連携やPTA活動の取組状況は地域ごとに差が見られ、子どもを取り巻く様々な課題を全ての県民が共有し、具体的な活動につなげていく必要がある。子どもとの関わりが十分でなかったり、子どもへの接し方に悩みを抱えたりする保護者がいる一方で、PTA活動に参加する保護者は固定化傾向にあり、より多くの保護者の参画を得るために取組が必要である。</p> <p>【第3次計画に向けて(方針)】 PTAと行政(県・市町村教育委員会)の間で、子どもたちを取り巻く状況や課題を把握・共有するとともに、問題解決に向けたPTAの主体的な活動を推進する。</p> | <p>(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み</p> <p>【推進計画に基づく取組内容】 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。 また、学校支援地域本部の設置及び活動内容の充実に向け、PTAとの協力体制づくりを推進します。</p> <p>【個別の取組内容】 変更なし。</p> | <table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="5">【PTA教育行政研修会】…◎7地区で開催:安芸、幡多、吾川、高岡、土長</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="5">【市町村の家庭教育支援の取組促進】</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="5">【「親の育ちを応援する学習プログラム」の活用促進】</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="5">【早ね早起き朝ごはん県民運動の推進】</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> | | | | | | 【PTA教育行政研修会】…◎7地区で開催:安芸、幡多、吾川、高岡、土長 | | | | | | | | | | 【市町村の家庭教育支援の取組促進】 | | | | | | | | | | 【「親の育ちを応援する学習プログラム」の活用促進】 | | | | | | | | | | 【早ね早起き朝ごはん県民運動の推進】 | | | | | | | | | | | | | | | | | <p>1 子どもたちの教育課題の解決のために、より多くの保護者がPTA活動に参加し、主体的なPTA活動が推進される。</p> <p>2 PTA・教育行政研修会参加者の研修に対する肯定的評価の割合:90%</p> <p>3 PTA・教育行政研修会で学んだことを新たな取組みにつなげた単位PTAの割合:90%</p> <p>4 地域の実情に応じた取組等により、子育てについて学ぶ機会や相談できる機会が増大し、家庭の教育力が向上している。</p> <p>5 多くの家庭が、よりよい生活習慣の確立に向けて取り組み、多くの子どもたちに、規則正しい睡眠や食事などの基本的生活習慣が確立されている。 ・H31生活リズム名人認定者 14,000以上／年</p> | 生涯学習課 | 49 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【PTA教育行政研修会】…◎7地区で開催:安芸、幡多、吾川、高岡、土長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【市町村の家庭教育支援の取組促進】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【「親の育ちを応援する学習プログラム」の活用促進】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【早ね早起き朝ごはん県民運動の推進】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策3 子どもの安全を確保する

| 番号 | 現状(H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿(目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|-----|--|-----------------------|---|---|-----------------------|--|---------|--------|--------|--------|--------|------------|---|---------------------------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 106 | 1. 県教育委員会の関係各課が連携し、各市町村で開催される要保護児童対策地域協議会に参加をして、児童生徒の情報共有を密に行い、緊急対応を要するケースに速やかな対応を行った。 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。 | 【評価】 ・要保護児童の実態を把握して主管部署に早急な対処を依頼することで、緊急対応を要するケースについて速やかに対応することができた。 ・要保護児童対策地域協議会に参加する関係者会議において、県教委としての参加体制等について確認したり、中央児童相談所に参加してもらい、連携を図ることができた。 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 【課題等】 ・要保護児童への対応を検討するために、実態を把握する必要があるが、ケースによっては十分な情報提供が得られない場合がある。 ・各機関ごとに実態の受け止めなどに温度差があり、全てにおいて連携が図られているとはいはず、実効的な支援に結びついていない場合がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 ・要保護児童生徒の進学や転居など必要に応じて情報の提供を速やかに行うなど、各関係機関において連携を図ることで、家族や本人に対して切れ目のない支援を行う。 ・いじめの防止等に関係する機関や団体が連携を図り、適切な支援や対応をとる。 | | | | | | | 1 市町村教育委員会と県教育委員会が連携して、要保護児童やその家庭への適切な支援ができるようになっている。 | 人権教育課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課 | 49 | | |
| 107 | 2. 情報の共有しにくい市町村に働きかけて、情報の提供を促すことで、より正確な情報の把握が可能になり、関係機関の連携による児童生徒の見守りが充実してきた。 | | | | | | | | | | | | 2 要保護児童が高校等へ進学したり、市町村を越えて転居する際に、その進学先や転居先の市町村・学校に要保護児童の状況等を確実に伝達するシステムが構築されている。 | | | | |
| 108 | | | | | | | | | | | | | 3 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携が図られ、適切な支援や対応ができるようになっている。 | | | | |
| 109 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策3 子どもの安全を確保する

| 番号 | 現状(H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿(目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|-----|---|-----------------------|---|--|-----------------------|---|--|--|--------|--------|--------|------------|------------------------|------------------------|-----------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 110 | 児童相談所での児童虐待相談対応処理件数 H23年度 116件 H24年度 153件 H25年度 181件 H26年度 235件 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。 | 【評価】 いじめ事案、児童虐待事案の未然防止に向けて、関係機関と連携した取組を実施している。 【課題等】 児童虐待事案に即応できる部内システムの確立や関係機関との情報共有体制の強化。 【第3次計画に向けて(方針)】 いじめ事案対応と児童虐待事案対応は、いずれも児童の安全に向けて重要な取組であり、別項目に分け、進捗管理する。 また、緊急に対応を要する児童虐待に適切に対応するため、子どもたちを健やかに育てる取組に「児童虐待防止に向けた体制づくり」を取り入れる。 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | ②【推進計画に基づく取組内容】 虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。 | 【推進計画に基づく取組内容】 1 広報紙等による啓発の実施 2 少年警察ボランティアに対する機関誌の発行 | | | | | | 関係機関と情報共有を図り、重大事案の未然防止 | 少年女性安全対策課 | 49 | | |
| 111 | いじめに起因する少年事件 H23 4件 H24 5件 H25 9件 H26 2件 H27 1件 | (2) 組子みどもたちを健やかに育てる取り | | 【課題等】 第2次計画で、いじめ事案対応と児童虐待事案対応は同一項目における取組として取り組んでいたが、いずれも児童の安全に向けて重要な取組であり、別項目に分けて進捗管理する必要がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 新たに項目を設けて進捗管理する。 | (2) 組子みどもたちを健やかに育てる取り | ③ 児童によるいじめを防ぐ取組の実施 児童間におけるいじめの発生を防ぐため、教育機関と連携・協働しながら、いじめ防止教室を実施するなど、啓発に取り組みます。 | 【個別の取組内容】 1 学校と連携したいじめ防止教室の実施 2 講演等で啓発リーフレットの配布 | 【推進計画に基づく取組内容】 1 テレビCM、広報紙等による啓発の実施 2 少年警察ボランティアに対する機関誌の発行 | | | | | | 関係機関と情報共有を図り、重大事案の未然防止 | 少年女性安全対策課 | 49 | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策3 子どもの安全を確保する

| 番号 | 現 状 (H28.3.31時 点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年 度 别 取 組 予 定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子 記載 ペー ジ | | |
|-----|--|-----------------------|---|---|-----------------------|---|---------------|--------|--------|--------|--------|----------------|--|---|-----------|----|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | |
| 112 | 園内研修支援の実施 H24 85回 H25 104回 H26 109回 H27 108回 ブロック別研修支援の 実施 H24 104回 H25 106回 H26 87回 H27 79回 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | ③ルールや法を守る心を育てる取組の実施 子どもが周りの大人との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。 【個別の取組内容】 ○園内研修支援 ○ブロック別研修支援 | 【評価】 ・各園の研修テーマやニーズに応じた園内研修支援を行ったことで、実施園の満足度は高く、アンケート調査結果でも、ほぼすべての園が「今後も引き続き園内研修を実施する」と回答しており、研究保育を中心とした研修が広まってきている。 ・園内研修支援やブロック別研修支援により、物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育む保育の在り方について考えることや保育実践の向上につなげることができた。 【課題等】 ・子どもの主体性を大切にした保育が行われていなかったり、これまで行われてきた保育の流れを見直すことなく継承した保育であったり、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に基づく保育実践が十分に行われていない園や市町村がある。 ・保育実践を通した園内研修支援が浸透しているものの、保育所・幼稚園等で自主的・計画的な園内研修が十分実施されていない。 ・正規職員に加え臨時職員が保育を担っているが、研修の機会が十分確保されていない。 ・市町村によって研修への理解・協力に温度差がある。 ・臨時職員を含む全職員での研修が困難なため組織全体として実践力の向上を図ることが難しい園がある。 ・より効果的な研修支援となるよう、実施園の実態を把握したうえで意図的・計画的に支援を行っていく必要がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 ・園内研修支援やブロック別研修支援により、より質の高い保育実践になるよう、各保育所・幼稚園等の研修テーマに基づく支援の充実を図る。 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | 【推進計画に基づく取組内容】 ④ルールや法を守る心を育てる取組の実施 変更なし | | | | | | | ガイドラインに基づく振り返りの実施 保育所・幼稚園・認定こども園における園内研修支援の実施 保育所・幼稚園・認定こども園におけるブロック別研修支援の実施 | ○ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した保育実践が広がっている。 ○保育所保育指針・幼稚園教育要領等に基づく教育・保育についての理解が深まるとともに、自主的・計画的な園内研修が実施されている。 | 幼保支援 課 | 49 |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策3 子どもの安全を確保する

| 番号 | 現状(H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿(目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|-------------------|--|------------------------|---|--|------------------------|--|--|--------|--------|--------|--------|------------|--|-------------------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 113 | 刑法犯少年・触法少年(刑法)の検挙・補導状況 H23 853人 H24 709人 H25 518人 H26 356人 H27 364人 | (2) み子どもたちを健やかに育てる取り組 | ③ルールや法を守る心を育てる取組の実施 子どもが周りの大との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。 | 【評価】 地域で抱える少年問題や住民等からの要望に応じたテーマを選ぶ等、工夫を凝らした教室を実施した。 【課題等】 市少年補導センターを中心とする関係機関においても、同様の取組が普及しており、実施率が低下している。 【個別の取組内容】 1 非行防止教室の実施 | (2) み子どもたちを健やかに育てる取り組 | ④ルールや法を守る心を育てる取組の実施 ④ルールや法を守る心を育てる取組の実施 変更なし 【個別の取組内容】 変更なし | 【推進計画に基づく取組内容】 ④ルールや法を守る心を育てる取組の実施 変更なし 【個別の取組内容】 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 効率的かつ効果的な非行防止教室の実施 | 少年女性安全対策課 | 49 | | |
| 114 115 116 | ・ネット問題をテーマにしたPTA研修等への講師派遣回数:37回 ・「ネット問題」を子どもと大人で考える県民フォーラムの参加者数:約350名 ・学校ネットパトロール:全公立学校を対象とし、中・高は年6回、小・特支は年4回検索を実施 | (2) み子どもたちを健やかに育てる取り組み | ④子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施 インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようにするため、実態把握に努めるとともに、携帯電話などにおけるフィルタリングの普及や情報に関するモラルの教育を行います。 | 【評価】 ネット問題に関する研修会や学習会のニーズが増え、教職員や保護者の危機意識は年々高まっている。 【課題等】 「ネット問題」を子どもと大人で考える県民フォーラムでのアピールを受けて、各学校や地域、家庭で、ネット問題についての具体的な取組を進める必要がある。特に、ネット利用に関するルールづくりの取組をどのように進めていくかが課題である。 【第3次計画に向けて(方針)】 ○児童会・生徒会交流集会を県内5ブロックで実施することにより、学校やPTAにおけるネット利用のルールづくりを進める。 ○リーフレットの活用やPTA研修等への講師派遣を継続することにより、ネット問題に関する保護者への啓発活動を強化する。 ○情報モラル教育実践事例集の活用を促進することで、学校における情報モラル教育の充実を図る。 | (2) み子どもたちを健やかに育てる取り組み | ⑤子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施 変更なし 【個別の取組内容】 ○県内全ての小・中学校、高等学校の新入生の保護者を対象にケータイ・スマホの適正利用に関するリーフレットの配付 ○県内全ての中学校・高等学校の新入生対象にSNSの安全な使用に関するリーフレットを配付する。 ○ネット問題をテーマにした教職員研修やPTA研修等に講師を派遣するなど、教職員や保護者のネット問題に関する認識と対応力の向上を図る。 ○学校における情報モラル教育実践事例集の活用促進を図る。 ○学校ネットパトロールを実施し、ネットトラブルの早期発見・対応を図る。 ○いじめやネット問題の解決に向けた児童生徒の主体的な取組を促進するため、全県サミット、ブロック別交流集会、各学校や市町村単位での交流会を3年周期で開催する。 ○サミットや交流集会等の開催をきっかけに、インターネットの適正利用に関する、学校やPTA、家庭でのルールづくりを推進する。 | 【推進計画に基づく取組内容】 ⑤子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施 変更なし 【個別の取組内容】 ○県内全ての小・中学校、高等学校の新入生の保護者を対象にケータイ・スマホの適正利用に関するリーフレットの配付 ○県内全ての中学校・高等学校の新入生対象にSNSの安全な使用に関するリーフレットの配付 ○ネット問題をテーマにした教職員研修やPTA研修等に講師派遣 ○学校における情報モラル教育実践事例集の活用促進 ○学校ネットパトロールの実施 ○ストップいじめ!「高知家」児童会・生徒会サミットを開催 ○各学校や市町村単位で、いじめやネット問題をテーマに交流会を実施 ○県内5ブロックで児童会・生徒会交流集会を開催 ○ストップいじめ!「高知家」児童会・生徒会サミットを開催 ○各学校や市町村単位で、いじめやネット問題をテーマに交流会を実施 ○インターネットの適正利用に関する、学校やPTA、家庭でのルールづくりの推進 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 各学校やPTA等において、インターネットの危険性についての理解が進み、ネット利用に関するルールづくりとその遵守が徹底されている。 ・インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校(PTA含む)の割合 小学校:80%以上 中学校:90%以上 高等学校:90%以上 | 人権教育課、小中学校課、高等学校課 | 49 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策3 子どもの安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿(目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|-----|--|-----------------------|---|---|-----------------------|---|--|--------|--------|--------|--------|------------|----------------------|-----------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 117 | 児童の福祉を害する事件の被害少年数 H23 43人 H24 56人 H25 60人 H26 50人 H27 50人 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | ④子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施 インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようになるため、実態把握に努めるとともに、携帯電話などにおけるフィルタリングの普及や情報に関するモラルの教育を行います。 | 【評価】 非行防止教室等においてインターネットモラルやインターネットの危険性について講義を行った。 【課題等】 専門的な講義をすることのできる人材の育成 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組んでいく。 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | ⑤子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施 スマートフォンなどの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようになるため、フィルタリングの普及やインターネット安全利用の啓発を行います。 | 【個別の取組内容】 1 非行防止教室等にあわせた講話の実施 2 関係機関と連携し、インターネットトラブルに関する情報共有を図る。 | | | | | | インターネットを巡る犯罪被害の未然防止 | 少年女性安全対策課 | 50 | | |
| 118 | 「学校安全教室推進講習会」の毎年開催 平成27年度128名参加) | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | ⑤犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するため、誘拐被害防止教室などの取組を行います。 | 【評価】 「学校安全教室推進講習会」により学校安全についての情報提供を行うことができた。 【課題等】 研修会への参加者の減少 【第3次計画に向けて(方針)】 子どもが犯罪に巻き込まれない力を育成する研修会等の取組を継続して実施する。 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | ⑥犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するため、誘拐被害防止教室などの取組を行います。 | 【個別の取組内容】 1 子どもの安全対応能力の向上を図る「高知県安全教育プログラム(生活安全編)」に基づく安全教育の推進 2 「学校安全教室推進講習会」における安全教育の成果発表 (H29.7追加) | | | | | | 子どもたちの危険予測・危険回避能力の向上 | 学校安全対策課 | 50 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策3 子どもの安全を確保する

| 番号 | 現 状 (H28.3.31時 点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年 度 别 取 組 予 定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子 記載 ペー ジ | | | |
|-----|---|-----------------------|---|--|-----------------------|--------------------------------|--|--------|--------|--------|--------|----------------|--------------------------|---------------------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 119 | 児童の福祉を害する事件の被害少年数 H23 43人 H24 56人 H25 60人 H26 50人 H27 50人 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | ⑤犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するため、誘拐被害防止教室などの取組を行います。 | 【評価】 平成27年度中、少年サポートセンターでは県内小・中・高校等に対し、フィルタリング啓発の講話120回を実施した。 【課題等】 SNSの普及によって生まれるいじめ問題等、新たな少年問題に対応した講話を行っていく必要がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 児童のスマートフォン保有率が高まっていることから、フィルタリング啓発はますます重要となり、引き続き取り組む。 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | ⑥犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施 変更なし | 【個別の取組内容】 県内の小・中・高校においてインターネット利用に関する犯罪被害防止教室を実施 | | | | | | インターネット利用にかかる犯罪被害防止教室の実施 | 少年女性安全対策課 | 50 | | |
| 120 | ●子どもと家庭の110番での相談件数 H23:225件 H24:141件 H25:179件 H26:132件 H27:94件 | (2) 組子どもたちを健やかに育てる取り | ⑥親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。 | 【評価】 家庭と地域の児童養育の支援に寄与した。 【課題等】 児童相談所への相談件数は大きな変動がない中で、当該事業における相談件数は、前年度に比べ減少しているため、更なる周知が必要。 【第3次計画に向けて(方針)】 相談窓口の周知を行い、子育て支援を継続する。 | (2) 組子どもたちを健やかに育てる取り | ⑦親の子育て力を高めるための支援 変更なし | 【個別の取組内容】 継 続 | | | | | | 子どもや保護者の心に寄り添った支援ができる。 | 児童家庭課 | 50 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策3 子どもの安全を確保する

| 番号 | 現 状 (H28.3.31時 点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年 度 别 取 組 予 定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子 記載 ペー ジ | | | | |
|-----|--|---|--|---|---|--|---------------|--------|--------|--------|--------|----------------|-----|---------------------|--|--|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | | |
| 121 | <p>○親の子育て力を高めるために、保護者や保育者への講話やワークショップなどを実施 ・保護者研修 H24 52回 H25 48回 H26 52回 H27 39回</p> <p>・保育者研修 H24 59回 H25 55回 H26 56回 H27 56回</p> <p>○保護者の一日保育者体験 ・H27年度末の新規実施園の累計 82園</p> <p>○3歳児保護者を対象に基本的生活習慣に関する学習会等の実施 H27 264園</p> | <p>(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み</p> <p>⑥親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話やワークショップなどにより児童養育を支援します。</p> <p>【個別の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者研修 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者への講話やワークショップの実施 ・保護者の一日保育者体験 ○保育者研修 <ul style="list-style-type: none"> ・保育者へ講話やワークショップ、事例研修の実施 ・親育ち支援保育者実践交流会 ・親育ち支援スキルアップ講座 ・親育ち支援保育者専門研修 ○基本的生活習慣の定着に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的生活習慣に関する講演会及び説明会の実施 ・保育所、幼稚園等で保育者が3歳児保護者を対象にパンフレットを活用した学習会等を実施 | <p>【評価】 ・保護者研修や保護者の一日保育者体験の実施により、良好な親子関係や子どもへの関わり方にについて保護者の理解が深まり、子育てに生かそうとする姿につながっている。 ・保育者研修の実施により、親育ち支援の必要性や支援方法について保護者の理解が深まり、園での保護者支援につながっている。 ・基本的生活習慣に関する取組により、多くの保育所・幼稚園などで、保護者が乳幼児期からの基本的生活習慣の重要性について学ぶ機会となった。</p> <p>【課題等】 ・核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子どもと向き合う余裕がなかったり、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多い。また、研修への参加に消極的であったり、仕事などで参加が難しかったりする保護者がいることから、保育所・幼稚園等において、親育ち支援を行っていくことが必要である。 ・より多くの保育所・幼稚園等で保護者の一日保育者体験が実施できるよう、さまざまな機会を通して声掛けを行う必要がある。 ・保育所・幼稚園等において、日常的に親育ち支援を実施できるように保育者の親育ち支援力を高めることが必要である。 ・基本的生活習慣に関するパンフレットを活用した取組を継続し、保育所・幼稚園等と家庭が一緒に取り組む仕組みを充実させることが必要である。</p> <p>【第3次計画に向けて(方針)】 ・保護者の子育て力を高めるために、保護者研修や保護者の一日保育者体験、基本的生活習慣の定着に向けた取組を実施する。</p> | <p>(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み</p> <p>⑦親の子育て力を高めるための支援 変更なし</p> <p>【個別の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者研修 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者への講話やワークショップの実施 ・保護者の一日保育者体験 ○保育者研修 <ul style="list-style-type: none"> ・保育者へ講話やワークショップ、事例研修の実施 ・親育ち支援講座 ・親育ち支援実践交流会 ・親育ち支援保育者専門研修 ・親育ち支援地域別交流会 ○基本的生活習慣の定着に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園等で保護者が3歳児保護者を対象にパンフレットを活用した学習会等を実施 ・基本的生活習慣の取組強調月間の実施 <p>【第3次計画に向けて(方針)】 ・保護者の子育て力を高めるために、保護者研修や保護者の一日保育者体験、基本的生活習慣の定着に向けた取組を実施する。</p> | <p>【推進計画に基づく取組内容】 ⑦親の子育て力を高めるための支援 変更なし</p> <p>【個別の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者研修 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者への講話やワークショップの実施 ・保護者の一日保育者体験 ○保育者研修 <ul style="list-style-type: none"> ・保育者へ講話やワークショップ、事例研修の実施 ・親育ち支援講座 ・親育ち支援実践交流会 ・親育ち支援保育者専門研修 ・親育ち支援地域別交流会 ○基本的生活習慣の定着に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園等で保護者が3歳児保護者を対象にパンフレットを活用した学習会等を実施 ・基本的生活習慣の取組強調月間の実施 <p>【第3次計画に向けて(方針)】 ・保護者の子育て力を高めるために、保護者研修や保護者の一日保育者体験、基本的生活習慣の定着に向けた取組を実施する。</p> | <p>保護者研修(講話・ワークショップ)、保育者研修(講話・ワークショップ・事例研修)の実施</p> <p>親育ち支援実践交流会・親育ち支援保育者専門研修の実施</p> <p>親育ち支援地域別交流会の実施</p> <p>保護者の一一日保育者体験の実施</p> <p>基本的生活習慣に関する保護者用パンフレットを活用した取組の普及</p> | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策3 子どもの安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿(目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|-----|--|--------------------------|--|--|--------------------------|---|--|--------|--------|--------|--------|------------|-----|--|-----------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| | 刑法犯少年・触法少年(刑法)の検挙・補導状況 H23 853人 H24 709人 H25 518人 H26 356人 H27 364人 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | ⑥親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。 【個別の取組内容】 1 ラジオ、ミニ広報紙等を活用した少年相談の広報・定期的にラジオ広報を行っているほか、相談機関である少年サポートセンターを照会するリーフレット等を作成し、様々な機会を捉えて配布した。(本部少年課) ・各署が定期的に発行するミニ広報紙に、それぞれの相談窓口を掲載した。 2 「親子の絆教室」の実施 ・県内の幼稚園・保育所において、警察職員が園児の保護者等に対し、親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、幼少期からの規範意識の情勢を図つた。 | 【評価】 少年サポートセンターの相談窓口を広報することにより、同センターの立ち直り支援活動について、広く県民に周知できている。 全国的に少年非行は低年齢化傾向にあると言われていることから、引き続き親子の絆教室を実施する必要性が高まっている。 【課題等】 地域住民のニーズに応じた内容の教室を開催すること。【第3次計画に向けて(方針)】 いずれも県内の少年非行抑止対策にとって重要な取組であることから、引き続き実施していく。 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | 【推進計画に基づく取組内容】 ⑦親の子育て力を高めるための支援 変更なし 【個別の取組内容】 変更なし | ラジオ、広報紙等を活用した非行防止活動の広報 県内の幼稚園、保育園において「親子の絆教室」を実施。 「親子の絆教室」は3年計画で実施しており、必要に応じ | | | | | | | 1 保護者への周知による相談活動の推進 2 「親子の絆教室」の実施 3 担当者の専門知識・技能の向上 | 少年女性安全対策課 | 50 | |
| 122 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策3 子どもの安全を確保する

| 番号 | 現状(H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿(目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|--------------------------|---|-----------------------|--|---|-----------------------|--|---------|--------|--------|--------|--------|------------|--|--|--|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| | H27 ○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置 ・放課後児童クラブ 153ヵ所 (うち高知市80ヵ所) ・放課後子ども教室 136ヵ所 (うち高知市29ヵ所) ○学校支援地域本部の設置 25市町村43本部92校 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | ⑦子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりの推進 放課後や週末などに学校の余裕教室や地域において、学習支援やスポーツ、文化活動または地域住民との交流活動を行うなど、子どもの安全で安心な居場所づくりを推進します。 | 【評価】 全小学校区の約9割に、放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置されている。また、学校支援地域本部の設置は年々増加しており、平成28年度からは、34市町村で取組が始まっている。 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | ⑧子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりの推進 学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するとともに、放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図ります。 | | | | | | | | ◎市町村等が行う地域学校協働活動等を支援 ・設置促進及び活動内容の充実 ・「運用の手引き／モデル事例集」の活用 ・市町村及び学校等訪問、取組状況調査等 | | | |
| 123 | | | 【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ①運営等補助(うち高知市) ②児童クラブ施設整備への助成 ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成 ⑤放課後学び場人材バンク ⑥活動内容の充実と指導員等の人材育成(学校支援、家庭教育支援合同) 2 学校支援地域本部等事業 ・未実施市町村の訪問 ・事業実施市町村の訪問 ・事業効果、課題の検証 ・学校地域連携推進担当指導主事の配置 ・市町村の取組への助言・支援 | 【課題等】 市町村や学校・子ども教室等によって、地域との連携活動の内容に差がある。 人口減少や高齢化が進む中、学校等を支援する人材の育成・確保が必要である。 【第3次計画に向けて(方針)】 学校と地域の連携・協働のさらなる拡大に向けて、引き続き、学校支援地域本部の設置促進に取り組むとともに、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進し、様々な活動を支援する。 また、放課後学び場人材バンクの拡充により、学校の活動を支援する地域人材を確保し、活動内容の一層の充実を図っていく。 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | 【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ①運営等補助 ②児童クラブ施設整備への助成 ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免、児童クラブの開設時間延長への支援 ⑤学び場人材バンクによる人材発掘・登録・マッチング等 ⑥支援員等の資質向上に向けた研修会の開催 2 学校支援地域本部等事業 ①運営等補助 ②設置促進及び活動内容の充実 ・学校地域連携推進担当指導主事の配置 ・「運用の手引き／モデル事例集」を活用し、効果的な取組方法等を助言 ・未実施校、事業実施市町村等の訪問 ・事業効果、課題の検証 | | | | | | | ◎支援員等の資質向上に向けた研修会を開催 ・安全・防災研修 ・放課後児童支援員認定資格研修 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) | | | | |
| | | | 【個別の取組内容】 学校・警察連絡制度を通じて、学校・警察・保護者の連携が進み、非行件数、不良行為件数は減少傾向にある。 | 【評価】 ・本制度の運用により、問題行動の未然防止に成果が表れた。県立学校においては、深夜徘徊など学校外での問題行動の発生件数が減少している。 【課題等】 ・個人情報の漏えい防止。 ・制度の的確な運用。 【第3次計画に向けて(方針)】 ・ガイドラインに則り、制度の適正な運用に努めながら、警察と学校の連携を深める。 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | 【個別の取組内容】 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用による学校と警察、地域が連携した子どもへの支援 変更なし | | | | | | | ◎学び場人材バンクによる支援 | | | | |
| 124 125 126 127 | 1. 学校警察連絡制度が全市町村で実施されており、非行や不良行為の減少につながっている。 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | ⑧高知県学校・警察連絡制度の適正な運用による学校と警察、保護者が連携した子どもへの支援 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、保護者との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組みます。 | 【評価】 ・本制度の運用により、問題行動の未然防止に成果が表れた。県立学校においては、深夜徘徊など学校外での問題行動の発生件数が減少している。 【課題等】 ・個人情報の漏えい防止。 ・制度の的確な運用。 【第3次計画に向けて(方針)】 ・ガイドラインに則り、制度の適正な運用に努めながら、警察と学校の連携を深める。 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み | 【個別の取組内容】 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用による学校と警察、地域が連携した子どもへの支援 変更なし | | | | | | | 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用 | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策3 子どもの安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿(目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|-----|--|---------------------|--|---|---------------------|--|---------|--------|--------|--------|--------|--|--|-----------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 128 | 刑法犯少年・触法少年(刑法)の検挙・補導状況 H23 853人 H24 709人 H25 518人 H26 356人 H27 364人 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 | ⑧高知県学校・警察連絡制度の適正な運用による学校と警察、保護者が連携した子どもへの支援 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、保護者との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組みます。 | 【評価】 少年非行対策全般に亘り、教育機関との連携が図られている。 【課題等】 学校警察連絡制度の継続に向け、学校警察連絡協議会等で、適切な運用について協議を重ねる。 【個別の取組内容】 1 学校・警察・保護者の連絡協議会の開催 各警察署において、各地区の学校と警察で組織する「学校警察連絡協議会」の総会を開催し、相互の理解を深めた。 2 学校警察連絡制度の適正な運用の徹底 平成23年9月に警察本部と高知県教育委員会の間で協定を締結して以降、平成27年3月までに、県下34市町村教育委員会、1学校組合教育委員会、2国立学校、9私立学校と協定を締結した。 | (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 | 【推進計画に基づく取組内容】 ⑨高知県学校・警察連絡制度の適正な運用による学校と警察、地域が連携した子どもへの支援 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、地域との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組みます。 【個別の取組内容】 1 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用を図る。 2 相互理解を深めるため、教育機関の他、警察ボランティアを始めとする地域住民との連絡協議会を開催する。 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | ◎問題行動の発生及び再発の防止 ◎教育機関等と連絡協議会の開催 ◎学校・警察連絡制度の適正な運用 | 1 関係機関と情報共有を図り、児童の問題行動について把握する。 2 問題行動の再発防止体制を構築する。 | 少年女性安全対策課 | 50 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

| 番号 | 現 状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年 度 别 取 組 予 定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子 記載 ペー ジ | | | |
|-----|---|--|---|---|-------------------|--------------|---------------|--------|--------|--------|--------|----------------|-----|---------------------|--|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 129 | <p>【配偶者暴力支援センター】月毎実件数 (DV相談件数) 27年度 411件 26年度 389件 25年度 419件 24年度 532件 23年度 579件</p> <p>(DVIによる一時保護件数) 27年度 31件 26年度 27件 25年度 27件 24年度 67件 23年度 61件</p> <p>【男女共同参画センター「ソーレ」】のべ件数 (女性からのDV相談) 27年度 70件 26年度 66件 25年度 80件 24年度 106件 23年度 71件</p> <p>(男性からのDV相談) ※加害含む 27年度 10件 26年度 25件 25年度 11件 24年度 10件 23年度 5件</p> | <p>(1) 広報・啓発の充実</p> <p>【個別の取組内容】</p> <p>1 広報啓発の実施 (1) こうち被害者支援センターとの共催による講演の開催 (2) 各種広報媒体の活用による広報の実施 (3) その他 ・ソーレ出前講座の実施 ・女性団体との連携による啓発活動</p> <p>2 「女性に対する暴力をなくす運動」期間 (11/12~11/25)の集中的な広報の実施 (1) ソーレ DV防止啓発講演会開催 (2) 路線バス車内及びバス待合所でのポスター掲示 (3) 市町村での広報の強化を図るために、広報文案及び啓発素材の提供</p> | <p>【評価】 平成26年度に実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」結果から、配偶者等からの行為に対しての暴力の認識については、「身体的暴力」の他、「精神的暴力」「性的暴力」等、ほとんどの項目で前回調査時点よりも「暴力に該当する」と回答した割合が高まっている。 また、女性相談支援センターに寄せられる相談件数と一時保護件数は、ほぼ右肩下がりで推移している。 これから、啓発・広報の成果が表れ、県民のDVIに関する意識が高まりつつあることが伺える。今後も引き続き、広報・啓発を実施するとともに、内容を充実させていく必要があると考えられる。</p> <p>【課題等】 配偶者等からの身体的暴力に関しては県民の95%以上が暴力と認識している一方、精神的暴力や社会的暴力については80%程度にとどまっており、更に広報・啓発を実施していく必要がある。 また、若者の間でのデートDVに対する意識はまだ低いことから、DVの加害者・被害者を防ぐとして、さらなる啓発が求められる。</p> <p>【第3次計画に向けて(方針)】 市町村や民間支援団体等との連携を深め、さらに効果的な広報啓発を実施する。 また、将来のDV被害者・加害者を生まないために、若者へのDV教育(デートDV)を推し進めていく。</p> | <p>(1) 【推進計画に基づく取組内容】 DV等の暴力を許さない気運を高めると同時に、DV被害者の早期発見・早期対応につながるよう啓発や相談窓口の周知を図ります。 また、将来のDV加害者や被害者を生みださないための予防教育を充実します。</p> <p>【個別の取組内容】</p> <p>1 「女性に対する暴力をなくす運動」期間 (11/12~11/25)における集中的な広報・啓発の実施 ・広報広聴課や人権啓発センター等、活用可能な広報媒体を活用した広報啓発の実施。 (さんSUN高知/テレビ・ラジオ/人権啓発センターCM/ソーレスコープ) ・民間の女性支援団体との協働による広報啓発の実施(窓口周知カード・チラシ等の作成・配布、街頭キャンペーンの実施、高知城のパープルライトアップなど) ・公共交通機関(路線バス等)及び待合所へのポスター掲示 ・市町村での広報強化を図るために広報文案及び啓発素材の提供</p> <p>2 DV相談窓口の周知 ・配偶者暴力相談支援センター(女性相談支援センター)及びソーレの周知 (相談窓口周知カードの作成・配布、広報・啓発ポスター等の作成・掲示、ラジオ放送等)</p> <p>3 講演会等の開催 ・DV防止啓発講演会の開催(ソーレ主催) ・関係団体と連携した講演会・研修会の開催(人権啓発センターなど)</p> <p>4 若者を対象とした予防教育の強化 ・ソーレの出前講座を活用した授業の実施など</p> | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

| 番号 | 現 状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年 度 别 取 組 予 定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子 記載 ペー ジ | | | |
|-----|---|-----------------------------|--|--|-----------------------------|---|---------------|--------|--------|--------|--------|----------------|-------------------------|---------------------|--------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 130 | 平成27年度に市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待相談・通報件数は181件で、そのうち虐待を受けたと判断したのは82件である。 | (1) 広報 ・ 啓発 の充実 | 地域社会において、高齢者などへの虐待やDVなどの暴力を許さない気運を高めるための広報啓発を行います。 | 【評価】 権利擁護に関する研修会や意見交換会の実施により、虐待や成年後見に関しての知識や情報共有が図られた。 【課題等】 高齢者の増加に伴い、高齢者虐待を防止するための取組が必要である。 | (1) 広報 ・ 啓発 の充実 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 継続的に市町村職員や介護施設職員などに向けた権利擁護に関する普及啓発を行う。 | | | | | | | 意見交換会の実施(29.7修正)、研修会の実施 | 暴力を許さない気運が高まる | 高齢者福祉課 | 51 | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

| 番号 | 現 状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年 度 别 取 組 予 定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子 記載 ペー ジ | | | |
|-----|---|---|--|---|---|--|----------------------------------|--------|--------|--------|--------|----------------|---|---------------------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 131 | H27年度に県立消費生活センターに寄せられた消費生活相談(3,075件)の状況 ①60歳代以上の占める割合は34.8% ②投資商品に関する相談(15件)の60%が60歳以上 契約金額:最高2,000万円 既支払金額:最高2,000万円 総額6,160万円 ③劇場型勧誘トラブルに関する相談(17件)の88.2%が60歳以上 | (2) 高 齢 者 の 見 守 り 活 動 の 推 進 | ②地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。 | 【評価】 継続的に多様な活動を行うことにより、消費者トラブルの早期発見や被害の予防に、一定つながっていると思われる。 【課題等】 高齢者の中には、認知症や孤立の問題があることが多く、地域包括支援センター等の関係機関との連携も重要となっている。 また、消費者トラブルには、最新の話題にかこつけた劇場型勧誘の被害などもあることから、県内の最新事例をもとに被害防止を啓発する情報をより早期に、適切なタイミングで発信することが重要となっている。 【第3次計画に向けて(方針)】 多角的な情報収集に努め、得られた情報等をもとに、効果的に高齢者や見守り者等に提供できるよう、取組を継続する。 | (2) 高 齢 者 の 見 守 り 活 動 の 推 進 | 【推進計画に基づく取組内容】 ①地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 変更なし。 | | | | | | | 1 出前講座で事例等を知ることにより、高齢者の消費者トラブルに対する意識を高める。 2 くらしのサポーターによる地域での見守り活動が行われることで、高齢者の消費者トラブルを未然に防ぐ。 | 県民生活・男女共同参画課 | 51 | | |
| 132 | 各地区的地域安全アドバイザー等と連携した高齢者安全安心教室等を開催し、特殊詐欺等の被害防止のための啓発活動を実施している。 | (2) 高 齢 者 の 見 守 り 活 動 の 推 進 | ②地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。 | 【評価】 地域安全協議会等と連携し、講習会の開催、他団体の開催する講座等への参加により、高齢者に対する被害防止活動を実施した。 【課題等】 講習会、講座等へ参加する機会のない高齢者に対する被害防止活動の充実 | (2) 高 齢 者 の 見 守 り 活 動 の 推 進 | 【推進計画に基づく取組内容】 ① 地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 地域活動団体等と連携して、高齢者が特殊詐欺等の犯罪の被害にあわないための防犯教室等を開催します。 | 【高齢者等安全教室の開催】…地域安全アドバイザー等と連携した活動 | | | | | | 高齢者へ被害防止策を浸透させ、高齢者の犯罪被害を防止する。 | 生活安全企画課 | 51 | | |
| | | | 【個別の取組内容】 1 各署において地域安全アドバイザー、高齢者交通安全推進員等と連携し、高齢者訪問活動等を実施した。 2 各署において高齢者安全教室等を実施した。 | 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。 | | 【個別の取組内容】 高齢者安全教室等の開催 | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

| 番号 | 現 状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年 度 别 取 組 予 定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子 記載 ペー ジ | | | |
|-----|--|------------------|---|--|-------------------|--|---------------|--------|--------|--------|--------|--|--------|---------------------|--|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 133 | 特になし | (2) 高齢者の見守り活動の推進 | ②地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。 | 【評価】 地域安全アドバイザー、交番・駐在所連絡協議会員等と合同パトロールを実施し、また、民生委員や金融機関、郵便局等と連携し特殊詐欺犯罪防止のミニ広報紙及びチラシ等による被害防止活動を開いた。 【個別の取組内容】 「巡回連絡による管内実態把握活動」として、4月中を重点実施機関とするほか、毎月の活動計画で巡回連絡専従日を指定するなど積極的な巡回連絡を実施した。 | (2) 高齢者の見守り活動の推進 | 【推進計画に基づく取組内容】 ① 地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 特殊詐欺等の被害防止活動を推進するため、関係機関との合同による個別訪問や高齢者の多数集まる会合等で講習会等を開催するなどし、情報の提供や啓発活動を行います。 【個別の取組内容】 毎月の活動計画で「巡回連絡専従日」を設定し、高齢者方訪問時に悪質商法、特殊被害防止等の防犯指導を行い、地域警察官の作成したミニ広報紙等により最新の犯罪手口等の情報提供を行い被害防止を呼びかけます。 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 1 訪問活動の強化による見守り活動 2 街頭活動の強化による「安全・安心」の醸成 3 高齢者・女性・子どもの安全確保 | 地域課 | 51 | | | |
| 134 | 1 高齢者人口、要支援者の増加及び介護保険制度の改正に伴い、地域包括支援センターの業務が増加している。 2 地域包括支援センターでは、専門職の確保や支援困難事例の増加といった課題がある。 | (2) 高齢者の見守り活動の推進 | ③地域包括支援センターを中心とする見守り活動への支援 地域包括支援センターを中心とする高齢者に関する行政機関、福祉保健所、医療機関、NPO、老人クラブなどのネットワークが行う高齢者の見守り活動に対し、情報の提供などの支援を行います。 | 【評価】 ・すべての市町村で地域ケア会議を開催し、高齢者の見守り等の支援について検討することができている。 ・スキルアップのステージに対応した研修を実施し、職員が必要な知識、技術を身につけることができた。 【課題等】 地域包括支援センターが、地域包括ケアの中核機関としてコーディネート機能が発揮できるよう引き続き支援が必要。 | (2) 高齢者の見守り活動の推進 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 1 地域包括支援センター職員等への研修(29.7修正) 2 地域ケア会議の充実、支援(29.7追加) | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | ・職員が必要な知識、技術を身につけることができている。 | 高齢者福祉課 | 51 | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|-----|---------------------------------------|---------------------|--|---|---------------------|--|-----------|----------------------------------|--------|--------|--------|----------------|------------------------------------|-------------|-------------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 135 | 地域住民と連携協力を進め、開かれた施設運営に取り組めている事業所が少ない | (3) 障害者の見守り活動の推進 | ①市町村や事業者等の行う見守り活動の促進 障害者が地域において安全で安心して生活できるよう、市町村や事業者などが連携して行う障害者の障害特性に配慮した見守り活動を促進します。 | 【評価】 防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。 【課題等】 特になし | (3) 障害者の見守り活動の推進 | 【推進計画に基づく取組内容】 ①市町村や事業者等の行う見守り活動の促進 障害者が地域において安全で安心して生活できるよう、市町村や事業者などが連携して行う障害者の障害特性に配慮した見守り活動を促進します。 | 【個別の取組内容】 | | | | | | | | 障害保健 福祉課 | 52 | |
| 136 | 障害者施設(学校等を含む。)における不審者対応訓練実施数 H27 137回 | (3) 障害者の見守り活動の推進 | ①市町村や事業者等の行う見守り活動の促進 障害者が地域において安全で安心して生活できるよう、市町村や事業者などが連携して行う障害者の障害特性に配慮した見守り活動を促進します。 | 【第3次計画に向けて(方針)】 この項目は削除し、新たに(3)③市町村や事業者等の行う障害者のための防犯活動の支援 市町村や事業者等と連携し、不審者対応訓練、障害者特性に配慮した適切な情報の提供等に努めます。 を加える。 【課題等】 警察として取り組むことできる内容を選定し、取組が実効のあるものとする必要がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 市町村や事業者等と連携して実際に活動に取り組む。 | (3) 障害者の見守り活動の推進 | 【推進計画に基づく取組内容】 ①市町村や事業者等の行う見守り活動の促進 市町村や事業者等による障害者施設等における不審者対応訓練等の防犯訓練への支援を行います。 | 【個別の取組内容】 | 【不審者対応訓練】…障害者施設の職員等に対する効果的な訓練の実施 | | | | | 不審者対応訓練、施設点検等を実施し、障害者施設の利用者の安全を守る。 | 生活安全 企画課 | 52 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|-----|--|---------------------|---|---|---|---------------------|---|---|--|----------------------|---------|----------------|--|------------------------|---------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 137 | 読み仮名や文字の拡大、点字化や音声化など、障害特性に配慮した情報提供が必要。 | (3) 障害者の見守り活動の推進 | ②情報の提供 地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。 | 【評価】 防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。 4 まだ十分ではないため、点字での対応が難しい場合は、拡大文字にしたり読み上げるなど、個々に工夫することが必要。 【個別の取組内容】 福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。 障害保健福祉市町村担当者会(6月)において周知した。 | 【評価】 防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。 4 まだ十分ではないため、点字での対応が難しい場合は、拡大文字にしたり読み上げるなど、個々に工夫することが必要。 【個別の取組内容】 市町村が、障害者に受給者証交付等を行う場合に、障害の特性に配慮した工夫を行うよう、市町村担当者会等において周知していく。 事業者は、障害福祉サービスを提供する場合に、重要事項説明書や契約書等について、障害者の特性に応じて、拡大文字版、点字版、テープ版の作成や、電子媒体で提供するなどの工夫をするよう、事業所を集めた集団指導の際に周知を行う。 | (3) 障害者の見守り活動の推進 | 【推進計画に基づく取組内容】 ②情報の提供 地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。 | 【個別の取組内容】 | | | | | | 傷害特性に配慮した情報が提供される体制の確立 | 障害保健福祉課 | 52 | |
| 138 | 障害者からの消費生活相談状況の把握は困難であるが、全国の相談情報で見られる事例 (1)聴覚障害者間でのマルチ商法に関するトラブルの多発 (2)視覚障害者が契約書の内容確認が困難なことにつき込まれ、一方的な契約をさせられていた事例 | (3) 障害者の見守り活動の推進 | ②情報の提供 地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。 | 【評価】 「安全安心まちづくりニュース」は、テキスト版で公開しており、視覚障害者に一定配慮したものとなっている。 【課題等】 様々な障害や障害の程度がある中で、障害の特性に配慮した多様な情報提供に取り組むことが必要。 | 【評価】 「安全安心まちづくりニュース」は、テキスト版で公開しており、視覚障害者に一定配慮したものとなっている。 【課題等】 様々な障害や障害の程度がある中で、障害の特性に配慮した多様な情報提供に取り組むことを検討する。 | (3) 障害者の見守り活動の推進 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 | 【個別の取組内容】 1 広報紙「安全安心まちづくりニュース・くらしネットkochi」のテキスト版公開(H29.7追加) 2 啓発冊子「くらしの豆知識」のDAISY図書の配布(H29.7追加) 3 出前講座の開催(H29.7追加) | 【安全安心まちづくりニュース・くらしネットkochi】 …◎発行回数 年度4回 ◎ホームページ上でテキスト版を公開 | 【くらしの豆知識】…DAISY図書の配布 | 出前講座の開催 | | 障害者に配慮した情報提供を継続的に行い、消費者トラブル未然防止に対する意識の向上を図る。 | 県民生活・男女共同参画課 | 52 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

| 番号 | 現 状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年 度 别 取 組 予 定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子 記載 ペー ジ | | | | | |
|-----|---|---------------------|---|--|---------------------|---|----------------------------------|--------|--|--------|--------|----------------|-----|--|---------|----|--|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | | | |
| 139 | 強制わいせつ事件認知 件数 H27 15件 H26 21件 H25 24件 H24 31件 H23 33件 | (4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 | ②防犯教室等の実施 女性がちかんや暴行などの被害に遭わないために、要望に応じて、防犯教室や護身術など実践的な訓練を実施します。 | 【評価】 要望に応じて、女性を対象とした防犯教室等を開催した。 【課題等】 取組を広報し、拡大すること。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。 【個別の取組内容】 1 女性を対象とした防犯教室を開催し、併せて護身術の教養を行った。 2 要望に応じて防犯教室を行い、女性に対する被害防止啓発を行った。 | (4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 | 【推進計画に基づく取組内容】 ①防犯教室等の実施 女性がちかんや暴行などから身を守るための防犯教室等を要望に応じて実施します。 | 【個別の取組内容】 女性を対象とした防犯教室の開催 | 平成29年度 | 【防犯教室の開催】…防犯対策、被害回避に対する意識の高揚 | | | | | 防犯教室への参加を通じ、防犯対策、被害回避に対する意識の高揚を図り、性的な被害を未然に防止する。 | 生活安全企画課 | 52 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 140 | 強制わいせつ事件認知 件数 H27 15件 H26 21件 H25 24件 H24 31件 H23 33件 | (4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 | ②地域ぐるみの防犯活動の実施 事業者、防犯活動団体と連携して、ちかんやのそきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点的に、防犯パトロールなどの見守り活動を実施します。 | 【評価】 交番速報等により不審者情報を地域住民に広報することができた。 【課題等】 被害対象者への広報が十分にできているか、検証ができていない。 | (4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | 【個別の取組内容】 変更なし | 平成29年度 | ◎街頭活動の強化と巡回連絡、女性に対する防犯啓発活動の強化…通年 ◎自治体、防犯活動団体との連携強化による広報啓発活動の実施…通年 | | | | | 1 訪問活動の強化による見守り活動 2 街頭活動の強化による「安全・安心」の醸成 3 高齢者・女性・子どもの安全確保 | 地域課 | 52 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本の方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|---|--|--|---------|--------|--------|--------|--------------------|----------------|-----|---------|--|--|--|--|--|--|-----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----------|----|--|--|--|--|--|--|--|--------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--------------|----|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 141 | <p>【配偶者暴力支援センター】 月毎実件数 (DV相談件数) 27年度 411件 26年度 389件 25年度 419件 24年度 532件 23年度 579件</p> <p>(DVによる一時保護件数) 27年度 31件 26年度 27件 25年度 27件 24年度 67件 23年度 61件</p> <p>【男女共同参画センター「ソーレ」】のべ件数 (女性からのDV相談) 27年度 70件 26年度 66件 25年度 80件 24年度 106件 23年度 71件</p> <p>(男性からのDV相談) ※加害含む 27年度 10件 26年度 25件 25年度 11件 24年度 10件 23年度 5件</p> | <p>(4) 女性の犯罪被害回避に関する取組</p> <p>④DVの防止及び被害者の保護 「高知県DV被害者支援計画」に基づき、関係機関や民間支援団体等と連携して、DV防止のための普及啓発をはじめ、被害者にかかる通報や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。</p> <p>【個別の取組内容】</p> <p>1 ブロック別DV関係機関連絡会議の全ブロック(5ヶ所)開催</p> <p>2 DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門者研修会開催</p> <p>3 市町村における広報強化のための広報文案及び啓発素材の提供</p> <p>4 民間支援団体との連携 ・女性支援団体と連携した、相談カード、啓発用チラシ・ポケットカードの作成及び配布 ・国際ソロブチミストとの連携による高知城パープル・ライトアップ ・民間シェルターへの補助 1ヶ所</p> | <p>【評価】 市町村や警察をはじめとした関係機関との連携を深めるために、ブロック別DV関係機関連絡会議を県内5ヶ所で開催することで、お互いに情報共有、課題の共有による関係の深化が図れた。 民間の女性支援団体の協力を得て、連携した広報啓発を行うことができた。</p> <p>【課題等】 市町村の抱える様々な課題の中では、DVは件数も少ないことから、DVに関する市町村の温度差が大きい。</p> <p>【第3次計画に向けて(方針)】 市町村への効果的な働きかけや連携方法を工夫していく。 女性保護支援団体の協力を得て、更に連携を深めた啓発・広報を実施していく。</p> | <p>(4) 女性の犯罪被害回避に関する取組</p> <p>【推進計画に基づく取組内容】 ③DVの防止及び被害者の保護 変更なし。</p> <p>【個別の取組内容】</p> <p>1 ブロック別DV関係機関連絡会議の全ブロック(5ヶ所)開催</p> <p>2 DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門者研修会開催</p> <p>3 市町村における広報強化のための広報文案及び啓発素材の提供</p> <p>4 民間支援団体との連携 ・女性支援団体と連携した、相談カード、啓発用チラシ・ポケットカードの作成及び配布 ・国際ソロブチミストとの連携による高知城パープル・ライトアップの実施 ・民間シェルターの運営安定及び機能強化を図るための補助の実施</p> | <table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="5">ブロック別DV関係機関連絡会議の開催</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="5">DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門者研修会の開催</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="5">市町村への広報文案及び啓発素材の提供</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="5">民間支援団体と連携した広報・啓発、一時保護の実施</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> | | | | | | ブロック別DV関係機関連絡会議の開催 | | | | | | | | | | DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門者研修会の開催 | | | | | | | | | | 市町村への広報文案及び啓発素材の提供 | | | | | | | | | | 民間支援団体と連携した広報・啓発、一時保護の実施 | | | | | | | | | | <p>・「DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることが県民に広く認識されている。 ・地域における見守り体制が出来、DV被害者の早期発見・早期対応が図られている。</p> | 県民生活・男女共同参画課 | 52 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ブロック別DV関係機関連絡会議の開催 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門者研修会の開催 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町村への広報文案及び啓発素材の提供 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民間支援団体と連携した広報・啓発、一時保護の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 142 | DV事案認知件数 H27末 178件 H26末 185件 H25末 168件 H24末 92件 | <p>(4) 女性の犯罪被害回避に関する取組</p> <p>④DVの防止及び被害者の保護 「高知県DV被害者支援計画」に基づき、関係機関や民間支援団体等と連携して、DV防止のための普及啓発をはじめ、被害者にかかる通報や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。</p> <p>【個別の取組内容】</p> <p>1 関係機関や民間支援団体等との連携体制の確立により被害防止措置を行った。</p> <p>2 相談・保護等に対して適切な実施をした。</p> | <p>【評価】 関係機関や民間支援団体等との連携体制の確立により被害防止措置をとるとともに、相談、等に対する適切な対応を行った。</p> <p>【課題等】 被害者の安全確保に向けて、引き続き取り組んでいく必要がある。</p> <p>【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。</p> | <p>(4) 女性の犯罪被害回避に関する取組</p> <p>【推進計画に基づく取組内容】 ③DVの防止及び被害者の保護 変更なし。</p> <p>【個別の取組内容】</p> <p>変更なし</p> | <table border="1"> <tr> <td colspan="5">◎関係機関や民間支援団体等の連携体制の確立 ◎相談・保護等の適切な実施</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> | ◎関係機関や民間支援団体等の連携体制の確立 ◎相談・保護等の適切な実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | <p>1 県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 2 女性の危機管理意識の醸成 3 犯罪発生の抑止</p> | 少年女性安全対策課 | 52 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◎関係機関や民間支援団体等の連携体制の確立 ◎相談・保護等の適切な実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策5 観光旅行者等の安全を確保する

| 番号 | 現 状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年 度 别 取 組 予 定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子 記載 ペー ジ | | | |
|-----|--|-------------|---|--|--|---|--------------------------------------|-----------------|--------|--------|--------|----------------|-----|---|---------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 143 | 宿泊施設の事務所や客室などを対象とした窃盗事件の認知件数 H27 なし H26 2件 H25 1件 H24 1件 H23 1件 | (1) 安全情報の提供 | ①観光旅行者等に対する安全情報の提供 観光旅行者等が犯罪の被害に遭わないよう、旅館・ホテル・観光施設などの関係事業者の協力を得て、観光旅行者等に対し、犯罪の発生状況や危険箇所などの地域の安全情報を提供します。 | 【評価】 ホームページへの不審者情報の掲載、防犯情報の発信を行った。 【課題等】 観光事業者との連携が欠かせない。 【第3次計画に向けて(方針)】 観光事業者等との連携が欠かせない取組であり、この項目と次の②を組み合わせた活動を行う。 | (1) 安全情報の提供 | 【推進計画に基づく取組内容】 ①観光旅行者等に対する安全情報の提供 観光旅行者等の安全を確保するため、観光事業者が自主的な防犯対策を行うことができるよう、また観光旅行者等が危険を回避することができるよう、犯罪の発生情報等を提供します。 | 【犯罪情報等の提供】…あんしんFメール、広報紙、ホームページ等による情報 | | | | | | | 観光旅行者等が犯罪の発生情報を知ることのできる環境を整備し、犯罪被害を防止する。 | 生活安全企画課 | 53 | |
| | | | 【個別の取組内容】 県警ホームページへの不審者情報の掲載を行った。 | | | 【個別の取組内容】 犯罪発生情報等の提供 | | | | | | | | | | | |
| 144 | 本県を訪れる外国人は、大型客船が寄港する機会等により増加傾向にあり、今後、日本語を解さない外国人が犯罪被害に遭うケース等の増加が予想される。 | (1) 安全情報の提供 | ③外国人観光客に対する安全情報の提供 | 【課題】 日本語を解さない外国人も他の観光客と同じく安全安心な環境で観光してもらうため、外国語に翻訳した事件事故等の安全情報を提供し、通報、相談、届出等にも対応できる体制等を整備することが重要である。 【第3次計画に向けて(方針)】 閲覧により理解できる情報(ホームページへの掲載、窓口への資料設置等)のほか、直接応対する際の意思伝達に必要な資料や資機材の整備、通訳体制の確保等に取り組む。 | 【推進計画に基づく取組内容】 ②外国人観光客に対する安全情報の提供 日本語を解さない外国人観光旅行者等とのコミュニケーションの円滑化を図り、外国人観光客に対する安全情報の提供により安全の確保を推進します。 | 【個別の取組内容】 1 コミュニケーション支援のための資料・資機材の整備 2 防犯・防災等に資する情報の提供 3 通訳人材の確保及び能力向上に係る研修等の実施 | コミュニケーション支援のための資料・資機材の整備 | 防犯・防災等に資する情報の提供 | | | | | | 安全情報の提供 等日本語を解さない外国人とのコミュニケーションの円滑化を図る各種取組により、当該外国人が安心して本県を訪れることができる環境の整備に繋がる。 | 警務課 | 53 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策5 観光旅行者等の安全を確保する

| 番号 | 現 状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年 度 别 取 組 予 定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子 記載 ペー ジ | | | |
|-----|--|------------------------|---|--|------------------------|--|---------------|--------|--------|--------|--------|----------------|-----------------------------|-----------------------|-------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 145 | 防犯対策を実施している施設割合 39/44(88.6%) 防犯教育を実施している施設割合 11/44(25.0%) | (2) 従業員等に対する防犯教育の促進 | 観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの中で、防犯教育が行われるよう、観光事業者などに働きかけます。 【個別の取組内容】 県内の主要観光施設に対して、防犯対策や防犯教育を進めるための周知・啓発を行った。 | 【評価】 防犯についての意識は高まりつつあり、対策を講じる施設が増えた。 【課題等】 施設運営について、民間企業等が管理運営している施設が多く、周知を行つても、実際の取り組みに結び付いていない。 【第3次計画に向けて(方針)】 防犯教育を実施するための資料提供を行うなど、取り組みの充実を図る。 | (2) 従業員等に対する防犯教育の促進 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 引き続き、外国人や高齢者、障害者、子どもなどを含めた観光客の安全を確保するよう、観光関連事業者に対して、防犯教育の必要性や教育を行うための情報提供をすることで取組を進めます。 | | | | | | | 観光事業者などへの意識づけ(周知)、防犯教育実施の要請 | 防犯教育を実施した観光事業者割合(数)の増 | 観光政策課 | 53 | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

基本の方策1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子 記載 ページ | | | |
|-----|--|--|---|--------|-------------------|--------------|---------|--------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------|--------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | |
| 146 | 1 道路担当者会において周知した。 (1) 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。 【個別の取組内容】 開催した道路担当者会において周知した。 | 【評価】 ・定期的に周知している 【課題等】 ・特になし 【第3次計画に向けて(方針)】 ・取組を継続する | 【評価】 (1) 【推進計画に基づく取組内容】 ・定期的に周知している 【課題等】 ・特になし 【第3次計画に向けて(方針)】 ・取組を継続する 【個別の取組内容】 担当者会等で周知を図る。 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 道路担当者会等で周知を図る | 道路担当者会等で周知を図る | 道路担当者会等で周知を図る | 道路担当者会等で周知を図る | 道路担当者会等で周知を図る | 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する。 | 道路課 | 54 | |
| 147 | 1 県都市計画主管課長会において、指針の周知を行った。 (1) 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。 【個別の取組内容】 県都市計画主管課長会において、指針の周知を行った。 | 【評価】 毎年開催される都市計画主管課長会において「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ることができた。 【課題等】 特になし。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知が図らねばなりません。 | 【評価】 (1) 【推進計画に基づく取組内容】 毎年開催される都市計画主管課長会において「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ることができた。 【課題等】 特になし。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知が図らねばなりません。 【個別の取組内容】 県都市計画主管課長会で指針の周知を図る。 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 県都市計画主管課長会で指針の周知を図る | 県都市計画主管課長会で指針の周知を図る | 県都市計画主管課長会で指針の周知を図る | 県都市計画主管課長会で指針の周知を図る | 県都市計画主管課長会で指針の周知を図る | 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する。 | 都市計画課 | 54 | |
| 148 | (1) 設犯罪等の防護に対する配慮指針した周道知識路等の構造、 【個別の取組内容】 1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行った。 2 土木部維持管理担当者会で安全安心まちづくりに関する指針の周知。 | 【評価】 指定管理者の防犯に配慮した維持管理につなげられている。各土木事務所の維持管理担当者に防犯意識のより一層の浸透を図ることができてきている。 【課題等】 特になし 【第3次計画に向けて(方針)】 継続して、指定管理者及び各土木事務所の維持管理担当者に安全安心まちづくりに関する指針を周知していく。 | 【評価】 (1) 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【課題等】 特になし 【第3次計画に向けて(方針)】 継続して、指定管理者及び各土木事務所の維持管理担当者に安全安心まちづくりに関する指針を周知していく。 【個別の取組内容】 変更なし | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | ・指定管理者との協議 ・公園担当職員への指針の周知 | ・指定管理者との協議 ・公園担当職員への指針の周知 | ・指定管理者との協議 ・公園担当職員への指針の周知 | ・指定管理者との協議 ・公園担当職員への指針の周知 | ・指定管理者との協議 ・公園担当職員への指針の周知 | 指定管理者等に対する県条例や指針の周知徹底 | 公園下水道課 | 54 | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

基本の方策1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子 記載 ページ | | | |
|-----|--|-----------------------------------|---|---|-----------------------------------|--|---------|--------|--------|--------|--------|----------------|---|-----------------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 149 | <p>1 刑法犯の発生の29.9%は、駐車(輪)場、道路、公園などの公共の場所で発生(H27年中)</p> <p>2 公共の場所での犯罪のうち73.5%が窃盗犯(H27年中)</p> <p>3 子どもに対する声かけ事案等は大半が路上で発生(H27年中:191件)</p> <p>4 H27年度高知県警察県民世論調査 Q「あなたが、自分や身近な人が被害に遭うかもしれない不安になる場所はどこですか」 A「路上」(44.2%)「駐車場、駐輪場」(20.5%)「公園」(19.8%)</p> | (1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 | <p>防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。</p> <p>【個別の取組内容】</p> <p>1 広報紙による犯罪防止に配慮した防犯環境の整備に関する呼びかけ 2 高知県ホームページでの左記指針の公開 3 高知県安全安心まちづくり推進会議総会における、基調講演等による犯罪防止に配慮した生活環境の整備促進の必要性の説明</p> | 【評価】 基調講演や広報紙での呼びかけにより、犯罪防止に配慮した生活環境の整備の必要性が周知され、また指針の周知につながっている。 【課題等】 特になし。 | (1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 | <p>【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。</p> <p>【個別の取組内容】 変更なし。</p> | | | | | | | 1 公園等、公共の場所での刑法犯及び声かけ等事案の発生を抑制する。 2 犯罪の抑止に配慮した公共空間を県下に広める。 | 県民生活・男女共同参画課 | 54 | | |
| 150 | 特になし | (1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 | <p>防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。</p> <p>【個別の取組内容】</p> <p>1 街頭防犯カメラ管理団体との連携を行った。 2 街頭防犯カメラ補助金制度の広報による設置促進を行った。</p> | 【評価】 道路、公園等の点検及び防犯カメラの設置を通じ、指針の周知を図った。 【課題等】 住民等に対する指針の周知を図ること。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。 なお、防犯カメラの設置については、県民に防犯上の必要性が浸透し、道路などの一般的な用に供する場所へ設置を希望する声があることから、個別に項目を設けて定めることとし、重点目標第4の基本的施策1(3)として防犯カメラの設置の推進道路、公園、駐車場、駐輪場等の公共の場所における犯罪防止のため、市町村、事業者等が設置する防犯カメラに対する補助事業を展開し、防犯カメラの設置を促進します。 を加える。 | (1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 | <p>【推進計画に基づく取組内容】 変更なし</p> <p>【個別の取組内容】 関係機関への犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等の普及の働きかけに合わせた指針の周知</p> | | | | | | | 自治体等だけでなく、地域住民、防犯活動団体と協同した取り組みにより、防犯性の高い道路等の普及を促進する。 | 生活安全企画課 | 54 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

- 重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
基本の方策1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子 記載 ページ | | | |
|-----|---|--------------------------------|---|--|--------------------------------|--|---------|--------|--------|--------|--------|--------------------------------|-------------------------|-----------------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 151 | 1 129基の道路照明を設置 2 ボランティアの登録団体が654団体となり、そのうち470団体が延べ3,863回の道路美化作業を行った。 | (2) 駐犯罪場の及防ひ止駐に輪配場慮のし整た備道路、公園、 | 県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。 【個別の取組内容】 1.道路照明を設置 2.ボランティア登録団体数が道路美化作業を行った。 | 【評価】 ・目標に沿った取組が実行できている 【課題等】 ・特になし 【第3次計画に向けて(方針)】 ・取組を継続する | (2) 駐犯罪場の及防ひ止駐に輪配場慮のし整た備道路、公園、 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 1 道路照明の設置 2 適切な道路維持・植栽管理の実施 | | | | | | 道路照明の設置 適切な道路維持・植栽管理の実施 | 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する。 | 道路課 | 54 | | |
| 152 | 1 21基の道路照明を設置した。 | (2) 駐犯罪場のの防整止備に配慮した道路、公園、駐車場及び | 県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。 【個別の取組内容】 街路事業の施行 道路照明の設置 | 【評価】 街路事業を実施する中で、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、必要に応じて道路照明を設置することができた。 【課題等】 特になし。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き街路事業を実施する中で、必要に応じて道路照明を設置していく。 | (2) 駐犯罪場のの防整止備に配慮した道路、公園、駐車場及び | 【推進計画に基づく取組内容】 県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保に努めます。 【個別の取組内容】 道路照明の設置 | | | | | | 道路照明の設置 | 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する。 | 都市計画課 | 54 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

- 重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
基本の方策1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子 記載 ページ | | | |
|-----|--|--|---|--|--|--|---------|--------|--------|--------|--------|--|---|-----------------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 153 | (2) び犯 駐罪 輪の 場防 止整 に備 慮し た道 路、 公 園、 駐 車 場及 | 県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。 | 【評価】 指定管理者の防犯に配慮した維持管理につなげられている。各土木事務所の維持管理担当者に防犯意識のより一層の浸透を図ることができている。 【課題等】 特になし | (2) び犯 駐罪 輪の 場防 止整 に備 慮し た道 路、 公 園、 駐 車 場及 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | 【個別の取組内容】 変更なし | | | | | | ・指定管理者との協議 ・公園担当職員への指針の周知 | 指定管理者等に対する県条例や指針の周知徹底 | 公園下水道課 | 54 | | |
| 154 | 補助金事業による防犯カメラの設置状況 H28年度 30台予定 H27年度 16台 H26年度 18台 H25年度 19台 H24年度 5台 | | 【課題等】 防犯カメラ設置の補助事業を継続するとともに、防犯カメラによる防犯効果の周知により、市町村、事業者等に防犯カメラの有効性を浸透させる。 【第3次計画に向けて(方針)】 補助事業を行うために必要な予算措置に向けた取組 | (3) 防 犯 カ メ ラ の 設 置 の 促 進 | 【推進計画に基づく取組内容】 道路、公園、駐車場、駐輪場等の公共の場所における犯罪防止のため、市町村、事業者等が設置する防犯カメラに対する補助事業を展開し、防犯カメラの設置を促進します。 | 【個別の取組内容】 1 補助事業への取組 2 防犯カメラの設置効果の広報 | | | | | | 【補助事業の実施】…補助事業を行うための予算措置 【設置効果の広報】…市町村、事業者等に対する広報 | 防犯カメラの設置効果が浸透し、市町村、事業者等による自発的な防犯カメラの導入により、地域の防犯性を高める。 | 生活安全企画課 | 54 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

基本の方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|-----|---|---------------------------------|---|--|---------------------------------|---|--|---|--------|--------|--------|----------------|------------|---|---|-------|----|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 155 | 近年の住宅対象の侵入盗発生状況(県警調べ) H24年:305件 H25年:220件 H26年:245件 H27年:226件 | (1)に犯罪する防指針に配慮した住宅の構造、設備等 | 防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。 | 【評価】 ・住宅課HPで情報提供を実施 ・住宅課窓口で啓発パンフレットを配布 【課題等】 ・HP、パンフレットの配布による啓発効果について定量的に確認することが困難 | (1)に犯罪する防指針に配慮した住宅の構造、設備等 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | 【個別の取組内容】 変更なし | | | | | | 侵入盗発生件数の減少 | 住宅課 | 54 | | |
| | | | 【個別の取組内容】 ・「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。 | | | 【第3次計画に向けて(方針)] ・これまでの取組を継続するとともに、効果的な啓発方法を検討していく。 | | | | | | | | | | | |
| 156 | リーフレットの配布数(県のみ) 平成24年度: 1798件 平成25年度: 1174件 平成26年度: 977件 平成27年度: 876件 | (1)犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知 | 防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。 | 【評価】 リーフレットでの広報効果がみえにくいが、周知、啓発活動は息の長い継続的な取り組みが必要と考えている。 【課題等】 建築確認申請の副本にリーフレットを添付するように要請していたが、添付せずに窓口に置いているだけのところがあった。 建築関係団体と建築主へどのようにPRすれば効果的か話し合う機会が持てなかつた。 | (1)犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知 | 【推進計画に基づく取組内容】 防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。 | 【個別の取組内容】 1 建築確認申請の副本にリーフレットを添付し、建築主に「高知県犯罪のない安全安心まちづくり指針」を周知した。 2 民間認証検査機関にも建築確認申請副本にリーフレットの添付を要請し、配布を行った。 3 平成25年度より移管された長期優良住宅認定通知時にリーフレットの配布を行った。 | 【個別の取組内容】 1. 周知、啓発活動の取り組みを継続して行く。 2. 建築確認申請の副本、長期優良住宅認定通知時にリーフレットを添付することを再要請し、新たに他の民間認証検査機関にも要請する。 3. 建築関係団体と建築主へのPR方法について話し合う等、再周知する。 | | | | | | 建築主へのリーフレットの配布 建築関係団体への周知 建築関係団体とのPR方法についての話し合い | 建築主が、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」を理解し、設計者及び施工者が、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づく住宅を提供することで、防犯性の高い住宅が普及すること。 | 建築指導課 | 54 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

基本の方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|-----|--|--------------------------------|---|---|--------------------------------|--|--|--------|--------|--------|--------|----------------|---|--------------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 157 | 1 刑法犯の発生の30.7%は、住宅で発生(H27年中) 2 住宅での犯罪のうち73.5%が窃盗犯(H27年中) 3 H27年度高知県警察県民世論調査 Q「あなたが、自分や身近な人が被害に遭うかも知れないと不安になる犯罪は何ですか」 A「空き巣、忍込みなどの建物に侵入して物を盗まれる犯罪」(45.7%) | (1) る犯罪針の防周知に配慮した住宅の構造、設備等に関する | 防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。 | 【評価】 様々な手法でリーフレットを配付し、指針の周知を行うことができた。 【課題等】 特になし。 【第3次計画に向けて(方針)] 窃盗被害を減らすため、継続して周知に取組む。 | (1) る犯罪針の防周知に配慮した住宅の構造、設備等に関する | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 1 高知県ホームページでの広報 2 コンビニエンスストアでのリーフレットの配布 3 「安全安心まちづくりひろば」でのリーフレットの配布 4 建築指導課や県防犯協会などへのリーフレット提供及び配布依頼 | | | | | | | 1 公園等、公共の場所での刑法犯の発生を抑制する。 2 犯罪の抑止に配慮した公共空間を県下に広める。 | 県民生活・男女共同参画課 | 54 | | |
| 158 | 安全・安心まちづくりコーナーへの防犯機器等の展示を行い、おおむね年に1回、防犯機器取扱業者の協力により展示機器の交換を行っている。 | (1) る犯罪針の防周知に配慮した住宅の構造、設備等に関する | 防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。 | 【評価】 ホームページへの掲載、各種会合での紹介、安全安心コーナーの設置等により、指針の周知を図った。 【課題等】 指針の周知及び浸透を図るために情報提供を継続して行う必要がある。 【第3次計画に向けて(方針)] 引き続き取り組む。 | (1) る犯罪針の防周知に配慮した住宅の構造、設備等に関する | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 1 広報紙等による情報提供 2 警察本部1階の安全・安心まちづくりコーナー、各種催し等における防犯性能の高い部品や防犯機器の展示 3 広報紙等による防犯性能の高い部品や防犯機器等に関する情報提供 | 【広報紙等による情報提供】…◎指針の周知のための情報提供 【防犯機器等の展示】…防犯機器等取扱事業者の協力 【防犯機器等に関する情報提供】…効果的な防犯機器等の選定 | | | | | | 住宅における防犯対策への意識を高め、指針の周知を図る。 | 生活安全企画課 | 54 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

基本の方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|-----|---|--------------------|---|--|--------------------|---|---|--|--------|--------|--------|----------------|------------|---------------------|---------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 159 | 近年の住宅対象の侵入盗発生状況(県警調べ) H24年:305件 H25年:220件 H26年:245件 H27年:226件 | (2) 住宅の安全に関する情報の提供 | ①住宅の防犯対策についての情報の提供 既存住宅を含めた住宅性能表示の普及や犯罪の防止に配慮した住宅の普及のため、住宅における防犯についての情報収集と、ホームページなどによる情報の提供を行います。 | 【評価】 ・住宅課HPで情報提供を実施 ・住宅課窓口で啓発パンフレットを配布 【課題等】 ・HP、パンフレットの配布による啓発効果について定量的に確認することが困難 | (2) 住宅の安全に関する情報の提供 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | 【個別の取組内容】 変更なし | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 侵入盗発生件数の減少 | 住宅課 | 55 | | |
| | | | 【個別の取組内容】 ・「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を実施。 | | | 【第3次計画に向けて(方針)] ・これまでの取組を継続するとともに、効果的な啓発方法を検討していく。 | | | | | | | | | | | |
| 160 | 安全・安心まちづくりコーナーへの防犯機器等の展示を行い、おおむね年に1回、防犯機器取扱業者の協力により展示機器の交換を行っている。 | (2) 住宅の安全に関する情報の提供 | ①住宅の防犯対策についての情報の提供 既存住宅を含めた住宅性能表示の普及や犯罪の防止に配慮した住宅の普及のため、住宅における防犯についての情報収集と、ホームページなどによる情報の提供を行います。 | 【評価】 ホームページによる防犯対策の掲載、安全安心コーナーへの防犯器具等の展示を行った。 【課題等】 新たな防犯建物物品等の紹介 | (2) 住宅の安全に関する情報の提供 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | 【個別の取組内容】 1 警察本部1階に常設している「安全安心コーナー」の展示を行った。 2 高齢者宅訪問活動に併せた防犯対策の教示を行った。 3 県警ホームページへの住宅等の防犯対策の掲載を行った。 警察本部見学者等による「安全安心コーナー」の展示品閲覧が行われた。 | 【防犯機器の展示】…防犯機器取扱事業者等の協力 【防犯機器に関する情報提供】…効果的な防犯機器の選定 【防犯機器以外の対策に関する情報提供】…広報紙等の活用 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 住宅における防犯対策への意識を高める。 | 生活安全企画課 | 55 | |
| | | | 【個別の取組内容】 1 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の展示を行った。 2 高齢者宅訪問活動に併せた防犯対策の教示を行った。 3 県警ホームページへの住宅等の防犯対策の掲載を行った。 警察本部見学者等による「安全安心コーナー」の展示品閲覧が行われた。 | | | 【第3次計画に向けて(方針)] 引き続き取り組む。 | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

基本の方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|-----|---|--------------------|--|--|--------------------|---|---|--------|--------|--------|--------|----------------|--|---------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 161 | 安全・安心まちづくりコーナーへの防犯機器等の展示を行い、おおむね年に1回、防犯機器取扱業者により展示機器の交換を行っている。 | (2) 住宅の安全に関する情報の提供 | ②防犯機器の情報の提供 ホームページや展示などにより、補助錠やセンサーライトなどの防犯機器、その他の情報提供を行い、犯罪の防止に配慮した住宅の普及を図ります。 | 【評価】 安全安心コーナーへの展示、ホームページへの掲載により防犯機器の情報を提供した。 【課題等】 防犯機器の把握と効果的な情報提供 | (2) 住宅の安全に関する情報の提供 | 【推進計画に基づく取組内容】 ②防犯機器の情報の提供 住宅用の防犯ガラス、防犯カメラ等の防犯機器に関する情報提供を行い、犯罪の防止に配慮した住宅の普及を図ります。 【個別の取組内容】 1 警察本部1階に常設している「安全安心コーナー」の展示を継続した。 2 県警ホームページでの防犯機器情報等の掲載を行った。 | 【防犯機器の展示】…防犯機器取扱事業者の協力 【防犯機器に関する情報提供】…効果的な防犯機器の選定 | | | | | | 防犯機器に関する情報を発信することにより、犯罪の防止に配慮した住宅への関心を高める。 | 生活安全企画課 | 55 | | |
| 162 | 近年の住宅対象の侵入盗発生状況(県警調べ) H24年:305件 H25年:220件 H26年:245件 H27年:226件 | (3) 公営住宅の指針に基づく整備 | 県営住宅について、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づく整備に努めるとともに、市町村営住宅についても、同様の整備に努めるよう、市町村に対して情報の提供と指導を行います。 | 【評価】 ・住戸改善工事に合わせ、指針に基づく整備を行った。 【課題等】 ・住戸改善を行わない住宅が未対応。 | (3) 公営住宅の指針に基づく整備 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 ・県営住宅改善工事を指針に基づき実施。 ・市町村営住宅整備について、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づく整備に努めるよう、情報の提供と指導を行った。 | ・犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針にもとづく県営住宅の整備 ・市町村営住宅についても同様に努めるよう情報提供と指導 | | | | | | 侵入盗発生件数の減少 | 住宅課 | 55 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

基本の方策3 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|-----|---|------------------|--|--|-------------------|---|---------|--------|--------|--------|--------|--|-----------------------|---------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 163 | 県内の金融機関における強盗事件発生件数 H22以降発生なし | (1) 金融機関に対する啓発 | 金融機関に対し、必要な防犯情報を提供するほか、防犯訓練の実施の支援など、必要な防犯対策の指導を行います。 | 【評価】 全国の金融機関を対象とした強盗事件の発生情報を提供するとともに、強盗対応訓練等の実施、防犯カメラ等の整備に関する指導を行った。 【課題等】 店舗により取組に差があることから、啓発活動を強化していく必要がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。 | (1) 金融機関に対する啓発 | 【推進計画に基づく取組内容】 金融機関に対し、店舗等の構造、防犯体制、設備等の整備について啓発します。 | | | | | | 【犯罪情勢等の情報提供】…会議の開催や広報紙等の配布による情報提供 【防犯訓練】…強盗対応訓練等による防犯対策の向上 【防犯設備の整備・点検】…防犯設備の強化改善、故障等の発見 | 金融機関における強盗等の事件発生の防止 | 生活安全企画課 | 56 | | |
| 164 | 県内のコンビニエンスストア等の深夜小売店舗における強盗事件認知件数 H28 2件 H27 なし H26 1件 H25 なし H24 1件 | (2) 深夜小売店舗に対する啓発 | コンビニエンスストアなどの深夜小売店舗に対し、夜間複数勤務、通報機器や防犯カメラの設置、カラーボールの配備など防犯体制の整備について啓發を行います。 | 【評価】 全国の深夜スーパー等を対象とした強盗事件の発生状況を提供するとともに、強盗対応訓練等の実施、万引き防止措置の指導等を行った。 【課題等】 店舗により取組に差があり、啓発活動を強化していく必要がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 深夜小売店舗における犯罪の防止のため、従業員の体制、店舗の構造、防犯設備の設置を主体に啓發を行うことから、この項目の取組内容を「コンビニエンスストアなどの深夜小売店舗に対し、店舗等の構造、防犯体制、設備等の整備について啓發します。」に変更する。 | (2) 深夜小売店舗に対する啓発 | 【推進計画に基づく取組内容】 コンビニエンスストアなどの深夜小売店舗に対し、店舗等の構造、防犯体制、設備等の整備について啓発します。 | | | | | | 【犯罪情勢等の情報提供】…会議の開催や広報紙等の配布による情報提供 【防犯訓練】…強盗対応訓練等による防犯対策の向上 【防犯設備の整備・点検】…防犯設備の強化改善、故障等の発見 | 深夜小売店舗における強盗等の事件発生の防止 | 生活安全企画課 | 56 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

基本の方策1 市町村による災害時の防犯対策を支援する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子 記載 ページ | | | |
|-----|--|-------------------------|---|---|-------------------------|---|---------|--------|--------|--------|--------|----------------|----------------------------------|-----------------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 165 | 南海トラフ地震のような大規模かつ広範的な災害が発生した場合でも、避難所で安心して避難生活が送れるよう、市町村と地域住民により、各避難所ごとに避難所運営マニュアルを平成28年度より5ヵ年計画で作成している。 | (1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映 | 大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。 | 【評価】 避難所開設などの初動対応の検討に加え、応急期以降の対策として「防犯の視点」を反映することで、巡回警備班を設けるなど、より実効性の高いマニュアルを作成つながっている。 【課題等】 各避難所の地域性(都市部、中山間部など)に対応した防犯対策を検討する必要がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 県内10箇所のモデル避難所において作成した避難所運営マニュアルと、その作成の過程で得られたノウハウをとりまとめた「避難所運営マニュアル作成ノウハウ集」を参考にしていただき、「防犯の視点」を反映した取組を水平展開させる。 | (1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 市町村と地域住民による避難所運営マニュアルの作成する過程で、県内10箇所のモデル避難所において作成した避難所運営マニュアルと、その作成の過程で得られたノウハウをとりまとめた「避難所運営マニュアル作成ノウハウ集」を参考にしていただき、「防犯の視点」を、マニュアル作成に反映するように呼びかける。 | | | | | | | 1 「防犯の視点」を反映した避難所運営マニュアルの作成につなげる | 南海トラフ地震対策課 | 57 | | |
| 166 | 被災後の犯罪発生状況、防犯活動事例等の情報収集 | (1) 映地域の防災計画への「防犯の視点」の反 | 大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。 | 【評価】 大規模災害時において発生が予想される事件等について、市町村に対して情報を提供した。 【課題等】 各自治体に対する詳細な情報提供や取組のための打ち合わせなど、なお時間を要する。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。 | (1) 映地域の防災計画への「防犯の視点」の反 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 1 過去に地震等の大規模災害が発生した地域における発生後の犯罪発生状況、防犯活動事例等の情報を収集 2 県の開催する市町村ブロック別担当者会議等における情報提供 | | | | | | | 市町村による防犯対策が効果的かつ円滑に作用すること。 | 生活安全企画課 | 57 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

基本の方策1 市町村による災害時の防犯対策を支援する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|-----|--|-----------------------------|---|--|-------------------------------|---|---------|--------|--------|--------|--------|--|--|--------------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 167 | 東日本大震災における被害状況 南海大震災発生予測津波浸水予想の発表 ①災害の発生後は、無人家屋や無人店舗を対象とした窃盗犯が多発する可能性が高い。 ②市町村の地域防災計画の一般対策編に「防犯の視点」が盛り込まれるなど、災害時の防犯に対する意識は向上している。 | (1) 映地域の防災計画への「防犯の視点」の反映 | 大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。 | 【評価】 地域防災計画の一般対策編には「防犯の視点」が盛り込まれており、災害時の防犯に対する意識が高められた。 【課題等】 日頃から市町村とさらに連携し、防犯の視点の重要性を認識していただくことが必要。 | (2) 犯地の域視の計画に性盛り広報まれて発いる「防 | 【推進計画に基づく取組内容】 市町村との連携を深め、各市町村の地域防災計画に盛り込まれている「防犯の視点」を反映した取組が効果的に実施されるよう、「防犯の視点」の重要性について広報・啓発を行います。 【個別の取組内容】 【第3次計画に向けて(方針)】 災害に便乗した窃盗や悪質商法等の被害を防ぐため、防犯対策は重要であり、継続して取り組んでいく。 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 【市町村ブロック別担当者会】…◎「防犯の視点」の必要性を説明 【機会を捉えた広報】…◎広報紙での記事掲載 ◎「安全安心まちづくりひろば」におけるパネル展示 | 防災部門、市町村との連携強化を図り、災害発生後、自主的な防犯活動が効果的に行われることを目指す。 | 県民生活・男女共同参画課 | 57 | | |
| 168 | 東日本大震災における被害状況 南海大震災発生予測津波浸水予想の発表 ①災害の発生後は、無人家屋や無人店舗を対象とした窃盗犯が多発する可能性が高い。 ②市町村の地域防災計画の一般対策編に「防犯の視点」が盛り込まれるなど、災害時の防犯に対する意識は向上している。 | (2) 発生前の備え及び発生後の対応への支援 | 市町村において、災害発生後の防犯活動を円滑に行うための備えが進むよう、災害時の犯罪や防犯活動の事例などの情報を提供するとともに、市町村が開催する会議や研修へ、実際に被災地等で活動経験のある有識者や職員を派遣するなどの支援を行います。 また、実際に災害が発生した場合には、被災地での犯罪の発生状況や、被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供など、市町村による防犯活動が迅速・適切に行えるための支援を行います。 | 【評価】 市町村ブロック会の開催などを通じ、災害発生後の防犯活動について、情報提供できた。 | (3) 発生前の備え及び発生後の対応への支援 | 【推進計画に基づく取組内容】 【個別の取組内容】 【第3次計画に向けて(方針)】 災害に便乗した窃盗や悪質商法等の被害を防ぐための防犯対策は重要であるため、継続して取り組んでいく。 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 【市町村ブロック別担当者会】…◎「防犯の視点」の必要性を説明 【機会を捉えた広報】…◎広報紙での記事掲載 ◎「安全安心まちづくりひろば」におけるパネル展示 | 市町村との連携強化を図り、災害発生後、自主的な防犯活動が効果的に行われることを目指す。 | 県民生活・男女共同参画課 | 57 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

基本の方策1 市町村による災害時の防犯対策を支援する

| 番号 | 現状 (H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|-----|---|---|--|-----------------------|--|-------------------------------------|---------|--------|--------|--------|--------|----------------------------|---------|---------|--|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 169 | 被災後の犯罪発生状況、防犯活動事例等の情報収集 (2)発生前の備え及び発生後の対応への支援 | 市町村において、災害発生後の防犯活動を円滑に行うための備えが進むよう、災害時の犯罪や防犯活動の事例などの情報を提供するとともに、市町村が開催する会議や研修へ、実際に被害地等で活動経験のある有識者や職員を派遣するなどの支援を行います。 また、実際に災害が発生した場合には、被災地での犯罪の発生状況や、被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供など、市町村による防犯活動が迅速・適切に行えるための支援を行います。 | 【評価】 市町村ブロック会の開催などを通じ、災害発生後の防犯活動について、情報提供できた。 【課題等】 特になし。 【第3次計画に向けて(方針)】 災害に便乗した窃盗や悪質商法等の被害を防ぐため、防犯対策は重要であり、継続して取り組んでいく。 | (3)発生前の備え及び発生後の対応への支援 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし | 【情報収集】…他県警察への照会、被災地における活動経験者からの情報収集 | | | | | | 市町村による防犯対策が効果的かつ円滑に作用すること。 | 生活安全企画課 | 57 | | | |
| | 【個別の取組内容】 市町村に対する働きかけに必要となる大規模災害時に発生が予想される事態の調査、検討等を行った。 | | | | 【個別の取組内容】 1 過去に地震等の大規模災害が発生した地域における発生後の犯罪発生状況、防犯活動事例等の情報を収集 2 県の開催する市町村ブロック別担当者会議等における情報提供 | | | | | | | | | | | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

基本の方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

| 番号 | 現状(H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿(目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|-----|--|-----------------------------|---|--|-----------------------------|--|--|--------|--------|--------|--------|------------|---|--------------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 170 | 様々なメディアを活用した啓発や地域地域での顔の見える啓発等を実施することにより、県民一人ひとりの防災意識の向上に努めている。 | (1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援 | 防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。 また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。 | 【評価】 メディアを活用した啓発や地域での取り組みを通じた啓発等を実施することで、防災訓練や研修会への参加を促進した。 【課題等】 平成27年度に実施した「地震・津波に対する県民意識調査」の結果、地域の防災訓練に参加していない方が約6割いることから、啓発活動の強化と新たな視点での啓発活動の充実が必要。 | (1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 1 「南海トラフ地震に備えちょき」配布 2 FMラジオスポットCM放送 3 テレビ特別番組放送 4 DIYミニ番組放送 5 テレビCM放送 6 ポスター・標語を募集 7 ①受賞作品を活用したポスターを作成し、電車・バス、県庁、市町村、学校に掲示 ②受賞作品をFMラジオスポットCMに活用 8 「震災に強い人・地域・ネットワークづくり講演会」の開催 9 「こうち防災ニュースレター」の発行 | 【個別の取組内容】 1 「南海トラフ地震に備えちょき」配布 2 FMラジオスポットCM放送 3 テレビ特別番組放送 4 テレビCM放送 5 啓発DVD配布 6 ポスター・標語を募集 7 ①受賞作品を活用したポスターを作成し、電車・バス、県庁、市町村、学校に掲示 ②受賞作品をFMラジオスポットCMに活用 8 「震災に強い人・地域・ネットワークづくり講演会」の開催 9 「こうち防災ニュースレター」の発行 | | | | | | 県民一人ひとりが地域地域で命を守り、つなぐための意識を持つ | 南海トラフ地震対策課 | 58 | | |
| 171 | 東日本大震災における被害状況 南海大震災発生予測津波浸水予想の発表 ①災害の発生後は、無人家屋や無人店舗を対象とした窃盗犯が多発する可能性が高い。 ②市町村の地域防災計画の一般対策編に「防犯の視点」が盛り込まれるなど、災害時の防犯に対する意識は向上している。 | (1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援 | 防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。 また、災害の発生時には、復旧活動に移行したことにより、防犯訓練や研修会への参加促進や、防犯活動の早期始動の支援につなげられた。 | 【評価】 まちづくりニュースや関係団体等への講義を通じて、防犯活動団体に情報提供することにより、防災訓練や研修会への参加促進や、防犯活動の早期始動の支援につなげられた。 【課題等】 特になし。 | (1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援 | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 1 「安全安心まちづくりニュース」における地震発生時の対応等の広報 2 関係団体や地域の集まりの場等での「安全安心まちづくり」に関する講義における「防犯の視点」の必要性の呼びかけ 3 「安全安心まちづくりひろば」における地震発生時の対応等のパネル展示 | 【安全安心まちづくりニュース・高知県ホームページ】…◎地震発生時の対応等の記事掲載 【機会を捉えた広報】…◎関係団体及び地域の会合等 ◎「安全安心まちづくりひろば」におけるパネル展示 | | | | | | 市町村、自主防災組織、防犯ボランティア団体など、お互いに連携しながら、災害時に自主的な防犯対策に取り組めるようにする。 | 県民生活・男女共同参画課 | 58 | | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

基本の方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

| 番号 | 現 状 (H28.3.31時 点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年 度 别 取 組 予 定 | | | | | 目指すべき姿 (目標) | 担当課 | 冊子 記載 ペー ジ | | | |
|-----|--|-----------------------------|---|---|-----------------------------|--------------------|---------------|--------|--------|--------|--------|----------------|-----|---------------------------|------------|----|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 172 | 被災後の防犯活動に必要な資機材の整備や備蓄に対応できていない。 | (1) 援防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支 | 防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。 また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト・帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。 | 【評価】災害における防犯活動のための支援物品の整備が十分でなく、また、災害後の活動を想定した情報の提供が不十分である。 【課題等】支援物品の備蓄、情報提供の充実を図る必要がある。 【第3次計画に向けて(方針)】引き続き取り組む。 | (1) 援防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支 | 【推進計画に基づく取組内容】変更なし | | | | | | | | 防犯活動団体による被災後の防犯活動への取組 | 生活安全企画課 | 58 | |
| 173 | 地域・自主防災組織を対象とした出前講座で高知防災備えちよき隊を派遣し、自主防災組織が取り組んでいる防犯・防災活動などの事例を紹介し、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけている。 | (2) 自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ | 自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。 また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。 | 【評価】地域・自主防災組織を対象にした出前講座で高知防災備えちよき隊を派遣し、自主防災組織が取り組んでいる防犯・防災活動などの事例を紹介し、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけた。 【課題等】地域や自主防災組織の活動が盛んな地域からの依頼が多いため、防災・防犯の意識が低い地域への啓発について検討が必要。 【第3次計画に向けて(方針)】引き続き、地域や自主防災組織を対象にした出前講座等で、職員やこうち防災備えちよき隊を派遣し、自主防災組織が取り組んでいる防犯・防災活動などの事例を紹介し、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかける。 | (2) 自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ | 【推進計画に基づく取組内容】変更なし | | | | | | | | 1 自主防災組織の日ごろの防犯活動へ参画につなげる | 南海トラフ地震対策課 | 58 | |

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

- 重点目標5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
基本的方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

| 番号 | 現状(H28.3.31時点) | 平成27年度までの取組 | | 評価・課題等 | 平成29年度から33年度までの取組 | | 年度別取組予定 | | | | | 目指すべき姿(目標) | 担当課 | 冊子記載ページ | | | |
|-----|--|---------------------------|---|---|---------------------------|---|---|--------|--------|--------|--------|------------|---|--------------|----|--|--|
| | | 項目 | 第2次推進計画に基づく取組内容 | | 項目 | 推進計画に基づく取組内容 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | | | | | |
| | | | 個別の取組内容 | | | 個別の取組内容 | | | | | | | | | | | |
| 174 | 東日本大震災における被害状況 南海大震災発生予測津波浸水予想の発表 ①災害の発生後は、無人家屋や無人店舗を対象とした窃盗犯が多発する可能性が高い。 ②市町村の地域防災計画の一般対策編に「防犯の視点」が盛り込まれるなど、災害時の防犯に対する意識は向上している。 | (2)自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ | 自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。 また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に关心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。 | 【評価】 自主防災組織等に講義を行い、防犯の視点などの情報提供を行った。また、防犯活動への参画を働きかけた。 | (2)自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ | 【推進計画に基づく取組内容】 【課題等】 特になし。 【第3次計画に向けて(方針)】 自主防災組織に防犯活動を行ってもらうことは、災害時の防犯にとって重要なことであるため、継続して取組を進める。 | 【機会を捉えた広報】…◎「安全安心まちづくりひろば」におけるパネル展示 ◎関係団体及び地域の会合等 | | | | | | 市町村、自主防災組織、防犯ボランティア団体など、お互いに連携しながら、災害時に自主的な防犯対策に取り組めるようにする。 | 県民生活・男女共同参画課 | 58 | | |
| 175 | 被災後の犯罪発生状況、防犯活動事例等の情報収集 | (2)働きき主か防け災組織による防犯活動への参画の | 自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。 また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に关心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。 | 【評価】 被災後の防犯活動のノウハウの収集が十分でなく、他部門と連携した活動を行う必要がある。 | (2)働きき主か防け災組織による防犯活動への参画の | 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【課題等】 自主防災組織への取組 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。 | 【情報収集】…他県警察への照会、被災地における活動経験者からの情報収集 【自主防災組織等との連携】…各種会議や活動を通じた協力関係の構築 | | | | | | 自主防災組織等による防犯活動への参画 | 生活安全企画課 | 58 | | |